



「第5回 生活困窮者 自立支援 全国研 究大会」 報告書



「第5回生活困窮者自立支援全国研究交流大会」報告書

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク

「第5回生活困窮者自立支援全国研究交流大会」報告書
一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク



赤い羽根
福祉基金



一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク



はじめに

2018（平成30）年11月10・11日熊本において第5回生活困窮者自立支援全国研究交流大会が開催されました。熊本県、熊本市、熊本県・市社会福祉協議会、生活協同組合グリーンコープなど、多くの方々の協力を経て約1300人の参加を得た大会となりました。ここに改めて心よりお世話くださった方々に感謝申し上げます。今大会の報告書が完成しました。どうぞご覧ください。

2015（平成27）年に施行された生活困窮者自立支援法は、2018（平成30）年6月に改正案が国会を通過し、さらなる一步を踏み出しました。改正のポイントは、様々にありますが、特に第二条に「基本理念」が加わったことは大きな一步であったと思います。「生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。」生活困窮を、「就労の状況」のみならず「心身の状況」、さらに「孤立の状況」に関わる事態であると捉えたのです。これは制度設計の当初より議論されていたことではありましたが、今回初めて法文においても明示されました。「その他の状況」とも書かれており、「断らない相談」（2017（平成29）年12月社会保障審議会部会報告書より）を目指すこの制度において、この改正は「対象者の広さ」、あるいは「対象を限定しない」ことを示したものだと思います。これは素晴らしいことでした。

その分、課題も広がったように思います。たとえば「孤立の状況」への「自立の支援」とは、どのようなことなのでしょう。すでに英国では孤独が大きな問題となり、孤独における健康被害の国家損失が日本円で年間5兆円近いと試算されています。そのため、「孤独問題担当大臣」が任命されました（2018年1月）。これは今後の社会を考える上で大きな事柄となると思われます。

その一方で、孤独は、健康被害に限らず、「人間とは何か」という本質的問題に関わる事柄であると言えます。孤独を愛する人もいます。人生には、独りになる時もあります。そもそも「孤独」と「社会的孤立」は同じ事柄なのでしょう。あるいは、「孤立」からの自立とは、何を意味しているのでしょうか。

今回の改正案は、私たちに新しい課題も投げかけたのだと思います。私たちは、この制度を育てつつ、同時に改正案によって明示された新たな課題に向き合うことで社会の側も成長していくのだと思います。そのような制度と社会の相互性の中で「共生社会」を創造しようとするのが、「困窮者自立支援」の使命（ミッション）なのだと思います。今回の大会においても「共生社会」に関する議論が何度もありましたが、「生活困窮者自立支援」（制度ではなく！）とは、まさに次の社会の創造を目指すことなのだと思います。

次回第6回大会は、仙台にて開催されます。毎年、この制度に関わる人々が集まり、日頃の苦勞を分かち合い、研鑽を積んでいます。大会参加者が「生活困窮者自立支援制度」に携わる方々中心であることは当然のことではありますが、大会が「制度普及」のための大会に終わることなく「共生社会創造の場」となるように、今後の大会はあらゆる分野で活躍される方々が幅広く参加していただける大会となればと思います。「断らない共生社会の創造」を議論できる場所、それが生活困窮者自立支援全国研究交流大会であると考えています。2019年11月。仙台でお会いできることを楽しみにしています。

共同代表 奥田 知志

主 催

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
第5回生活困窮者自立支援全国研究交流大会実行委員会

共 催

熊本学園大学

後 援

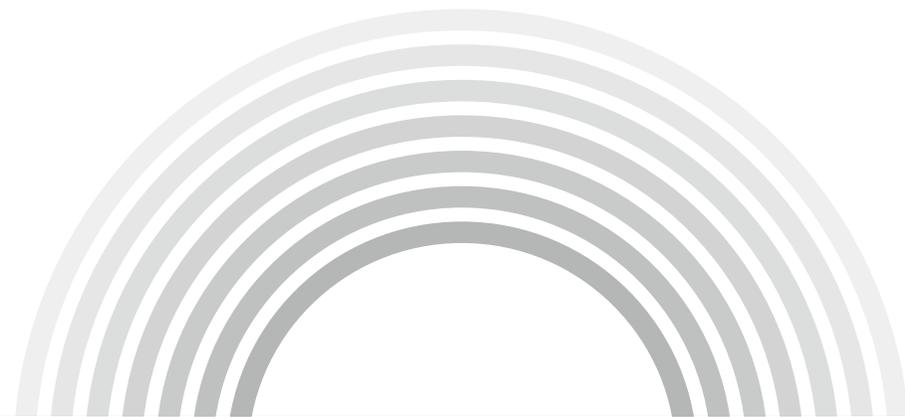
厚生労働省／金融庁／消費者庁／全国社会福祉協議会
熊本県／熊本市／熊本県社会福祉協議会／熊本市社会福祉協議会

協 力

社会福祉法人菊愛会／学校法人松本学園
グリーンコープ生協くまもと／社会福祉法人グリーンコープ
NPO法人おーさぁ／熊本県内市町村社会福祉協議会

「第5回生活困窮者自立支援 全国研究交流大会」報告書

もくじ



はじめに	1
巻頭言	4
第5回生活困窮者自立支援全国研究交流大会 前夜祭	6
熊木正人／奥田知志	
開会挨拶	8
宮本太郎／根本匠／蒲島郁夫／多野春光／幸田 亮一	
基調講演「横結の仕組みと人財」	10
大森彌	
鼎談「地域共生社会を問いかけて」	14
小笠原嘉祐／谷内繁／奥田知志	
国会議員からのエール	19
鬼木誠／山本香苗／川田龍平／足立信也	
徹底討論パート1「新生活困窮者自立支援法で何が変わったのか」	22
朝比奈ミカ／田嶋康利／行岡みち子／谷口仁史／野崎伸一／和田敏明	
徹底討論パート2「生活支援と生活困窮」	28
上村加代子／眞弓洋一／齋藤猛／村木厚子	
フロアディスカッション	33
駒村康平／櫛部武俊／西岡正次	

分科会レポート	37
分科会1「地域が担う(創る)就労支援-『共に働く』地域づくりをめざして」	38
分科会2「従事者お悩み相談(従事者限定・グループワーク)」	41
分科会3 現地企画①「任意事業100%実施だからできたこと」 ～熊本地震における被災者支援の取り組みとは～	44
分科会4 現地企画②「生活困窮者支援はチームワーク ～一体的実施を事例から学ぼう～」	47
分科会5「学習・生活支援事業」から 困難を抱える子ども・若者支援の在り方を問う	50
分科会6「どうする居住支援・一時生活支援！」	53
分科会7「家計改善支援をさらに広げ、生活困窮者支援を盛り上げよう!! ～家計改善支援員全員集合!皆で語り合おう明日からの支援」	56
分科会8「自治体の役割を問い直す」10代後半期以降の若者支援と自治体への期待 ～進路・就労の課題に向き合う自治体施策とは…?～	59
分科会9 続・地域力「地域生活自立支援と地域住民の主体性による地域共同」	62
まとめと方向	65
宮本太郎／鈴木俊彦	
●第5回生活困窮者自立支援全国研究交流大会速報	68
●第5回生活困窮者自立支援全国研究交流大会掲載新聞記事	84
●第5回生活困窮者自立支援全国研究交流大会開催要綱	85
●第5回生活困窮者自立支援全国研究交流大会アンケート集計結果	93
●生活困窮者自立支援全国ネットワーク会員募集	98
●生活困窮者自立支援全国ネットワーク役員一覧	100

巻頭言

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
代表理事 宮本太郎(中央大学法学部教授)



生活困窮者自立支援制度は、2018（平成30）年の通常国会で、基本的に与野党の賛成を得て施行後初めての法改正が行われた。2018（平成30）年11月10日、11日に熊本市で開催された生活困窮者自立支援全国ネットワークの第五回全国研究交流大会では、この改正を踏まえつつ、各地域における困窮者支援の多様な展開に基づいて、密度の濃い議論が繰り広げられた。本報告書は、その内容を記録し伝えるものである。

全国研究交流大会の度に述べていることであるが、この制度は極めて「挑戦的」な制度である。まず孤立という問題を、生活困窮の背景にあって解決されるべき課題として明確に打ち出している。また、この制度は単独で機能するものではなく、地域の制度に埋め込まれ、縦割りの制度を横断する形で支援を進めるべきものと位置づけている。さらに、これまでの自治体では深く断絶していた福祉の部局と雇用の部局をつなげていくべきことを明らかにしている。加えて、既存の制度ではどうしても弱かった就労支援や家族単位での家計支援、子どもの学習・生活支援などを、任意事業として立ち上げ、既

存の制度と融合していくことも求めている。

言ってみれば、生活困窮者自立支援制度は、自治体に投入されることで自治体の変化を引き出ししていくことを意図した制度なのである。そして今回の法改正は、このような生活困窮者自立支援制度の特質を踏まえて、この制度が自治体において期待された変化を引き出しやすくするべく、いくつかの重要な点が書き込まれた。

第一に、新たに同法第二条にはこの制度の理念が書き込まれ、その中で生活困窮者の自立支援とは、「生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない」とされた。特に地域社会からの孤立を解消することが、制度の目的であることが明示されたことは大きい。

法改正と同じ2018（平成30）年1月には、イギリスでテロに倒れたジョー・コックス議員の遺志を継ぐジョー・コックス委員会報告に基づいて、孤立担当大臣が任命された。同委員会報告は、イギ

リスで900万人の人々がしばしば、あるいは時に孤独を感じていること、障害のある人々の半数が毎日孤独を感じていること、コミュニティで孤立が広がることで医療費などイギリス経済が負うコストは年間4・9兆円に達することなどを明らかにした。その同じ年に、日本では初めて生活困窮者自立支援法が孤立解消を課題として明確に位置づけたのである。

これまでの研究交流大会でも、自立支援とはつながりづくりであるということは様々な形で語られていた。本大会でも大森彌氏の基調講演で、自立の反対概念は依存ではなく孤立なのだということが改めて強調されていた。そして各分科会でも、自立支援の実践は、生き難さを抱えた人々を多様な地域のネットワークにつないでいくことに他ならないことが改めて示されていた。

第二に、今回の法改正で、この制度が縦割りの制度を横断して機能するべきことが改めてはっきりと打ち出された。すなわち同法第八条では、「都道府県等は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるように努めるものとする」と自治体の各部局にこの制度の利用勧奨が義務づけられた。

もちろん、このようにこの制度の趣旨

がより鮮明になったからといって、自治体の諸部局に横串を刺していくことが容易になったわけではない。本大会の各分科会における議論をとおしても、自治体のなかでこの制度の重要性が依然として認知されていない場合が多いことが窺われた。この制度を担うことは、多分野の福祉に通じ、さらには雇用に関わる知識も必要になるにも関わらず、そのような専門性も十分に評価されていない。

にも関わらず、各分科会の議論に明らかかなことは、就労支援、家計改善支援、相談支援、子どもと若者の支援、居住支援などの各分野にわたり、着実に経験と方法の蓄積が進んでいるということである。そもそも今回の改正は、そのように蓄積された経験が制度改正にフィードバックしたものともいえる。

さらに社会福祉法が改正され、あるいは地域共生社会の理念が深化していくことで包括的支援体制の構築という課題がより鮮明になりつつある。こうした動向も、この制度にとっては強い追い風となろう。既存の制度に対しては先行したところがあった生活困窮者自立支援制度であったが、いよいよ自治体がこの制度を使いこなさざるを得ない時代になりつつあることを実感している。このような状況の中での研究交流大会の報告書である本書が、多くの関係者に活用されることを願ってやまない。

初代生活困窮者自立支援室長 熊木正人氏に聞く 困窮者支援と立ち上げへの熱い想い

聞き手／
生活困窮者自立支援
全国ネットワーク
代表理事 奥田 知志

奥田知志 皆さん、こんばんは。第5回生活困窮者自立支援全国研究交流大会がいよいよ明日から始まります。

今回の法改正においては第2条に「理念」が加わりました。法の施行から3年が過ぎ、理念を中心としたこの法が目指したものが実現するかどうかという本当の勝負が始まります。

そこで今日は原点に戻り、熊木正人さんから、なぜこの法律をつくったのか、何を指そうとしていたのか、あのとき何を考えていたのか、そんな裏話も伺いたいです。

熊木正人 2008（平成20）年にリーマンショックがあり、その年の冬に年越し派遣村ができました。リーマンショック以降、生活保護の中でも「その他の世帯」が増えていることが非常に大きな課題になっており、長期雇用型や地域の結びつきといった経済・社会情勢が変わっても、日本の制度はそれに追いついていませんでした。

一方で、現場では困窮者に対応しようという人がいて、2010（平成22）年にパーソナル・サポート事業が、2011（平成23）年度からは「よりそいホットライン」という電話相談が始まるなど、制度がない中で少しずつ実践が出てきました。厚生労働省は、これをあと押しすべく、2012（平成24）年度に特別部会を作りました。

奥田 当時の生活困窮とは、どういう概念

だったのでしょうか。

熊木 「経済的困窮」と「社会的孤立」の二つにアタックするところが特別部会のスタートでした。特別部会が出来たのは2012（平成24）年の4月ですが、当時は一般の方の生活保護制度への見方が厳しい時代です。そんな逆風の中で、何とか制度をつくって支援を拡大していかなければという思いでスタートしました。

しかし、「社会的孤立」への理解は進まず、報告書に記載することは出来ませんでした。それでも生活困窮者が孤立している事実も、その問題に対応しなければならない事実も変わりません。ですから、自治体の皆さんには、「この制度は経済的困窮と社会的孤立に対応する制度」だと伝えてきました。

奥田 2012（平成24）年4月から特別部会が始まり、2013（平成25）年1月に報告書が出ました。5月に国会への法案提出となりましたが、途中で政権交代もありました。

熊木 その年の秋に制度の生みの親ともいえる山崎史郎局長から村木厚子局長に代わり、その



生活困窮者自立支援
全国ネットワーク
代表理事 奥田 知志

すぐ後に政権交代がありました。特に旧民主党政権において生活支援戦略を高々とやって特別部会が始まっており、政権交代の中で村木局長には大変なご苦労があったのだと思います。ただ、ここで断言しますが、部会で議論し、報告書にさせていただいたことは政権交代でも変わりませんでした。

奥田 法案成立後の苦労話を聞かせてもらえますか。

熊木 成立後は、二つ課題がありました。一つは、これをどうやって自治体で広めてスタートできるのか。人材の育成と地方自治体への普及として、47都道府県のうち35くらい、年間52週のうち50週の週末は自治体に伺い、説明をしました。

もう一つは、予算です。2014（平成26）年度は115億円をいただきましたが、2015（平成27）年度は実績のない中で財務省と折衝し、予算を獲得する必要がありました。全国のモデル事業の成果を最大限工夫して交渉し、財務省の職員には現場を見てもらい、大切な事業だと認識してもらうことで、最終的に予算を400億円いただきました。

奥田 今回法改正がなされたのですが、どんな思いで今回の法改正を見ましたか。

熊木 2012（平成24）年は何もなくて、ましてや生活保護バッシングとも言われた時代で、社会的孤立への理解が得られなかった。ただ、法律が出来て実践が形になって、全国でみんなが動いていくうちに一歩進んだのだと思います。制度から見るのではなく、ニーズベースで考えることがトレンドなんだと思います。そのトレンドの最先端に多分僕たちはいるので、ここでの実践

が日本のこれからの方向性になるわけです。

この制度をつくるのは、ハードルが高いタスクでした。なぜそれができたかと

いうと、生活困窮者がいることを僕とここにいる皆さんはよく知っていて、それに対して何とかしていきたいという気持ちが強かった。制度も何もないのに、ほそぼそと頑張っている方がいた。そういう輪が少しずつ広がり、制度ができたのです。

この制度が難しいのは、下手をすると支援をしている人が孤立する。その人たちを孤立させないというのが僕たちの思いでした。だから、今度はこの大会をきっかけに、地元に戻って話し合い、新しい地域での活動にしてほしいと思う。法律改正や全国大会をきっかけにして、それぞれの地域でもう一回話し合いの場を見直してつくり、少しずつ広げていく。そんなことをしていただきたいと思います。

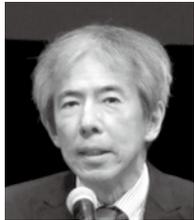
奥田 この法律をつくったのは現場だ。現場が孤立しないためにもこの法律はあるんだ。現場が孤立しないためにもこの法律があって、その現場の人たちがまさに横串が通っていくような法律なんだと。この法律があることで現場が孤立しないことを目指したのだというのは、新しい発見で、励まされた思いがしました。ありがとうございました。



初代生活困窮者自立支援室長
熊木 正人

開会挨拶

主催者あいさつ



一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
代表理事 **宮本 太郎** (中央大学法学部教授)

第5回生活困窮者自立支援全国研究交流大会に、ようこそおいでくださいました。

生活困窮者自立支援制度は、施行後3年半が経ち、法改正により、制度の理念である困窮と孤立の問題に取り組むことが第2条に明記されました。また、自治体が縦割りを超えて困窮、就労、教育、住宅等に一括して取り組むことが書き込まれました。

どうしてこの制度はかくも画期的な制度であり続けるのか。それは、地域で困窮と孤立の問題に創造的に取り組んでおられる皆さまの経験とエネルギーに基づいて出来上がり、育っている制度だからです。国は地域共生社会を掲げていますが、先駆けとなった生活困窮者自立支援制度の後を追って、改革が進んでいくことでしょう。その実現のためにも、この研究交流大会で存分に議論をし、交流を楽しんでいただきたいと切に願っています。

来賓あいさつ



厚生労働大臣 **根本 匠** さん
(厚生労働省社会・援護局局长 谷内繁さん代読)

生活困窮者自立支援制度は、施行3年目の見直しによる改正法が2018(平成30)年6月に成立し、その一部が10月から施行されました。この制度は、相談を包括的に受け止め、寄り添い、個別に対応していくことが基本であり、いわば「人が人を支える」仕組みです。この制度が機能していくためには適切な支援を行える人材の確保・育成が必要不可欠です。このため、都道府県による効果的な研修の実施促進や支援実績の高い自治体を評価する仕組みにより、各自治体における適切な人員配置を、質・量の双方の側面から支援してまいります。

2019(平成31)年4月には子どもの学習支援や居住支援の強化に係る施行が控えていますが、本制度が地域共生社会の実現に向けた中核的役割を果たすべく、現場や自治体の皆さまのご協力を得ながら着実に取り組みを進めていく所存です。



熊本県知事 **蒲島 郁夫** さん
(熊本県健康福祉部部長 古閑陽一さん代読)

本県に未曾有の被害をもたらした地震の発生から2年半が経過しました。全国の皆さまから多大なご支援をいただき、県民を代表してあらためて深く感謝を申し上げます。

生活困窮者自立支援制度において、熊本県では当初から、必須事業である自立相談支援と、任意事業である就労準備支援、家計改善支援、一時生活支援、子どもの学習支援のすべてを全市町村で利用できる体制を全国で唯一構築しています。それは熊本地震の際の被災者支援にも大きな力を発揮し、被災者が抱える多様で複合的な課題の解決に成果を挙げています。また、全国に先駆けて、2009(平成21)年度から生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金の貸し付けを実施しています。

研究交流大会が相互に交流し、学び合う場となり、また復興に向かい着実に歩みを進めている熊本を感じていただく機会になればと思います。



熊本市長職務代理者 熊本市副市長 **多野 春光** さん
(熊本市健康福祉局局长 池田泰紀さん代読)

生活困窮者自立支援制度の施行から早くも3年が経過し、さらなる拡充が求められています。本市においても、重要な施策と認識をしており、当初より任意事業も含めたすべての事業を実施するとともに、女性相談等の福祉施策の窓口と併設することで、より総合的な支援体制を整えるなど積極的に取り組んでいます。

複雑多岐にわたる生活困窮者の状況や、それに至る背景を踏まえ、よりニーズに合った支援を実施していくためには、困窮者一人ひとりに寄り添い、信頼関係を築きながら、支援にあたられる方々と制度設計を担う立場の方々が共に現状と課題を共有し、密に連携を図りながら取り組んでいくことが不可欠です。研究交流大会が、皆さまにとって見識と連携を深めるよい機会となりますことを心より願っております。



熊本学園大学学長 **幸田 亮一** さん
(熊本学園大学社会福祉学部長 山崎史郎さん代読)

本日は、全国各地から、また熊本県内各所からご参集いただき、ありがとうございます。

熊本学園大学には4学部あり、社会福祉学部の基幹となる社会福祉学科では、地域のニーズに応じて積極的なソーシャルワークを担う人材養成に努めているところです。

生活困窮者自立支援法の施行以降、さまざまな取り組みが行われ、生活困窮者自立支援全国ネットワークでの経験交流、情報交換が行われてまいりました。今日の社会情勢を踏まえ、支援員、行政職員、学識経験者の皆さまが地域や職種の違いを越えて、課題の解決に向けた議論を深めることは重要です。この全国研究交流大会が、秋深まるキャンパスで、その大切な役割を果たされることを願って、歓迎のあいさつとさせていただきます。

基調講演

横結の仕組みと人財

【講師】

東京大学……………名誉教授 大森 彌

人は生まれてくることを 自分では決められない

大森彌 生活保護は厚生行政のふるさとです。生活困窮者自立支援法によって生活保護制度も必ず革新されますから、今回の改正も画期的だったのではないかと褒めたたえたいと思います。

大学で教鞭を執っていた時、毎年学生に話していたことがあります。芥川龍之介の『河童』という小説についてです。河童は空想の動物ですが、小説では我々と同じような暮らしぶりが描かれています。しかし、一点だけ人間の世界と違う情景が描かれています。それは河童のお産の時です。

河童の赤ちゃんが生まれそうになると、お父さんがお母さんのお腹の中の子どもに問いかけます。「この世に出てくるかどうか、よく考えた上で返事をしなさい」と。生まれてくるかどうか赤ちゃんが自分で決められることになっているのです。

芥川龍之介はこの一点で人間の誕生の真実を描きました。人間は自己決定でこの世に出てこられない。自己決定出来ないことには責任はない。この世に生まれてきたことは本人の責任ではないです。ここが人の誕生の出発点になっています。

私はこの話をして、学生に二つのことを伝えていました。赤ちゃんはお母さんの行動を促すときに泣き方を微妙に変えます。お母さんはそれを見聞きして、これは放置しても大丈夫、これは何かやらなければいけないと判断します。この関係は「傾向と対策」です。ここから人が他の人に影響を及ぼそうとする「政治」の営みが始まるの

です。

もう一つは、赤ちゃんはお母さん、お父さんがいなければ生きられません。成長して、自分以外に思うようにならない他人がいて、そういう人と折り合ってしか生きられないことがわかるかどうか大切です。人は一人で生きていませんし、一人では生きられない。そのことを自覚して他の人と共に生きていかれることを「生きる力」と言って、初等教育の最も重要な課題になっています。人は他の人と共に生きるしか生きようがないので、その関係をどう築き得るか、どう維持出来るかが人間社会の最も重要な課題なのです。学生たちには「政治」とは、人と人との共存を可能にする技なのだと話していました。

「自立」と「孤立」

介護保険制度が打ち出した概念は「自立支援」です。ただ、もし自立という概念が他の人に一切頼らない人間の在り方だとすれば、この世に自立している人間はいません。自立の反対概念は「依存」ではないと思います。さまざまな依存関係の中で、はじめて人間は自立的な生活が出来るのだと思います。自立と対極をなす概念は「孤立」でして、社会的な支え合いが絶たれている状態だというのが私の理解です。従って、孤立こそが問題ではないかと思えます。「孤立」こそが時代を表す言葉ではないかと思えます。

そしてもう一つ、現在とこれからを表す重要なコンセプトが「共生」です。人の暮らしの基本に関わる大事な概念です。自然

との共生は、人間が自然の営みを阻害せず、それがうまく回るように付き合っていくことだと思います。命あるものは必ず死が来ます。人間も同じです。国民的ヒットソング『千の風になって』のように、人間は必ず死ぬとわかっている、だからこそ、死んでも死なないと思いたいのだと思います。でも必ず死にます。人間は自然の一部ですし、身体は自然ですから、自然と共に生きる在り方を忘れてはならない。それが共生という概念に関わる大事な視点の一つではないかと思っています。

もう一つは人と人との共生です。今回の改正で、第2条に基本理念が入りました。一つは、「尊厳」という言葉が入りました。人間が人間足り得る最も重要な条件は、その人の尊厳が守られることだという言葉です。もう一つは、「社会的孤立」「地域社会との関係性」が入りました。社会的孤立が、経済的な困窮の前か同時に進展していて、そのプロセスを捉えた上でなければ生活困窮者問題は解決出来ないと言った新しい規定です。生活困窮者の定義の中に自立の対極概念としての社会的孤立の問題が入ったことは、とても大事な改正だと思います。

「横結」の意味

今日は、制度を実現していくために、人々が「横」につながっていくことの意味についてお話しします。辞書にはありませんが、横に結び付く、「横結」ということを強調したいと思います。

ほとんどの組織は「縦」の秩序によって



東京大学
名誉教授 大森 彌

組み立てられています。自立支援法は、どちらかという横に結び付く関係を前提にしています。これが実は難しい。どうしてか。我々が日常的に使っている言葉は人々の感じ方や物の考え方、行動の仕方を体現していますが、「横」と付く熟語を調べると、ほとんどよくない意味で使われているのです。横暴、横柄、横行、横着などです。これまで日本社会は横の関係を奨励してこなかった。それが時代とともに、横につながって人々の意欲とか能力を発揮しよう、縦の秩序では出にくかったものを発揮しよう、という動きが生まれています。

どうしたら「横結」が可能になるのか、最近考えているのは次のようなことです。現在、人口減少が進んでいます。どうすれば、「まち・ひと・しごと創生」の法律で人口減少に歯止めをかけることが可能になるか。3つの方策が考えられます。

1つ目に、現在生きている人が、自分の

さまざまな活動の効率、生産性を上げること。2つ目に、省力化を図ること。人に代わって機器にさせる。その代表格がAI（人工知能）です。3つ目に人手不足の一部を外国人で埋めよう。すでに取り組みは始まりました。

「横串人材」と「希望活動人口」

横につなげる人財、「横串人材」をどう育て、確保するか。AIに置き換えることが出来ない人間の能力「SI（Social Intelligence）」、すなわち社会的知性は、2つの能力によって構成されているというのが一般論です。

1つは人の感情を読み取る力を持ち、人を肯定的に動かすことが得意な能力、コミュニケーション力です。もう一つは、人を横にうまく結び付けて事をなしていく協調・協働の能力、コラボレーション力です。

生活困窮者自立支援法で総合窓口や伴走型で頑張っている現場の人々は、このタイプの人だと思います。現在、日本社会はこの法律を実施することによって、至る所でSI型の人を育てています。そのことが日本社会をよりよい社会にしていくのだと思います。

SI型の人間こそが、この法律の前提にしている人間像ではないか。その人間

像を可能にすることが、共に生き合う社会を築いていくのに不可欠な人になるのではないか。その人たちのことを「希望活動人口」と呼びたいと思います。どんなに困難であっても人は希望を失わないと考えます。

人口とは、一人ひとりの個性的な人生の数のことです。定住人口は増えませんので、増やさなければいけないのは活動人口です。他の人の関係の中で自分が出来る活動を行う、その活動者の数を増やすのです。そのことなしに、日本社会は人口減少に耐えられなくなるのではないかと思います。

この会場に参集されている方々、日々現場で活動されている皆さんのことを希望活動人口と呼びたい。希望活動人口を増やすことが、明日の日本の社会の在り方ではないかと思っ、本日参りました。

時間になりましたので、以上をもって私のお話とします。ありがとうございました。



鼎 談

地域共生社会を 問いかけて

【パネラー】

NPO法人おーさぁ(熊本県)……………理 事 長 小笠原 嘉 祐
厚生労働省社会・援護局……………局 長 谷 内 繁
生活困窮者自立支援全国ネットワーク…代表理事 奥 田 知 志

奥田知志 生活困窮者自立支援は、地域共生社会をどうつくるかということが帰着点です。その地域共生社会をどう目指していくか、お話を聞きたいと思います。

最初に谷内局長から、今回の法改正も含めて、この制度の目指すもの、また法改正の中身をお話しいただきたいと思います。

法改正のポイント

谷内繁 生活困窮者自立支援制度は、自立相談支援事業や住宅確保給付金の支給その他の措置を講ずることで、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして包括的な支援体制を構築するために創設しました。

基本理念として、生活困窮者の自立と尊厳の確保を一つの目標に掲げています。

さらに、生活困窮者が抱えているさまざまな課題を解決するために、地域にあるさまざまな資源を活用し、生活困窮者自立支援を通じた地域づくりをしていくことを目指しています。既存の資源を活用し、ないのであれば開発・創造していく、支援を通じて相互に支え合う地域を構築するといった考え方でこの制度が出来上がっています。

生活困窮者については、課題が多様で複合的ですので、包括的な支援、その人に寄り添った個別的な支援、出来るだけ早く予防的に早期的な支援を行いつつ、継続的で分権的・創造的な支援を続けていくという形で2015(平成27)年4月からこの制度が立ち上がりました。

この法律は3年後に見直すということで、

今年の通常国会に見直し法案を提出し、成立しました。その中で理念、定義を追加した第2条、第3条の改正をご紹介します。

まず第2条第1項では、

「生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない」。第2項では、「生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行わなければならない」。基本理念としてこの2つの条文を入れています。

第3条では、生活困窮者の定義を改正しています。もともとは、「生活困窮者とは現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とありましたが、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により」を挿入しています。生活困窮者自立支援の関係者間で共有してきた、困窮に至る背景を明確に書いたということです。

小笠原嘉祐 今のお話を聞きまして、まず四つの点があるかと思っています。

1番目は、「地域共生社会」をきちんと



厚生労働省社会・援護局
局長 谷内 繁

捉える必要があるということ。2番目は、まさに生活困窮、ことに「孤立」の問題。3番目は、「連携」という問題も含めて私たちはどう動くのか。4番目は、「地域」です。地域は非常に漠然としていてつかみにくいところがありますが、絶対に避けてはなりません。

私は、NPO法人だけでなく、社会福祉法人や医療法人にも関わっています。社福は時代が変わっても、その流れの中でより個性化、柔軟に対応することが必要です。従来の制度の狭間にあること、新しい課題を発見すること、その中で新しいネットワークを形成すること、まさに地域力、一方では地域の中からいろいろな課題を発見することが必要だと思っています。

しかし社福は、いろいろな規制があり、限界もあるため、自由な発想で、多様性と柔軟性を担保しながら活動したいとNPOをつくりました。共生型の施設や、熊本県とも協働した地域の縁側をつくりました。NPOの中で大きな課題になったのが生活困窮者の自立支援でした。地域の中で埋没した発言ができない、声が出せない人たちがたくさんいるのだらうと思っています。

経済的困窮と孤立の円環

奥田 今年で私たちの活動が30年を迎えました。今回、法律の中で孤立という概念が入りましたが、30年来、孤立のことが私たちの大きな課題でした。

路上にいる人は何を困っているのかというと、一つは家がないから始まる経済的な困窮でした。そこで、アパートに入り、仕

事も決まって、よかったですねという話をしに行くと、家の中でぽつんと座っている。その姿は、駅の通路で段ボールの上に座っていた姿と何も変わらないのです。そこで私たちは、基本的な概念として、家に象徴される経済的な困窮である「ハウスレス」と、誰が訪ねて来てくれるか、誰が看取ってくれるかという「ホームレス」の問題があると考えました。

経済的困窮の問題と孤立の問題は円環しています。正規雇用と非正規雇用では、男女ともに給料が半分以下になり、30歳男性の既婚率は正規雇用で57%に対し、非正規雇用では25%以下ということからも、お金の問題と関係の問題は直結していることが分かります。

一方で、ホームレスのおじさんたちに「何でホームレスになったの」と率直な質問をすると、最終的には「仕事がなくなった」からですが、その手前で「家族と別れた」「子どもを捨てて置いてきた」「母ちゃんに逃げられた」という話がありました。

すなわち「誰のために働くか」が人間を生かしている大きな動機になっています。そこがなくなると、縁の切れ目が金の切れ目を生み出していくという次の循環が始まる。

そういう中で言うと、今回、法律の第2条あるいは



NPO法人おーさあ
理事長 小笠原 嘉祐

第3条に関係の概念が入ってきた。でも、それは国家が上からやるのではなくて、地域共生社会という中で自分で考えていくことが絶対的な条件で、その主体が弱くなると危ないというのが正直な気持ちです。

小笠原 日本は家族のつながりを非常に重視する国だと思っているし、地縁・血縁を大事にする社会だらう、今でもそれはあるのだらう。しかし、一方では孤立が進んでいます。

特に高齢者の場合、独居の問題と貧困の問題があります。一人だけの独居、「老老」という孤立もあります。それには完全に経済状況がシンクロしています。

介護保険では、自立支援や地域包括ケアという話が出てきました。これはシステムとして分かりますが、制度論だけでいってうまく持つのだらうかという気持ちがいつもあります。そういうときに、制度をうまく具合にどう越えながら新たに人をつなぐ形をつくるかということは必要だと思っています。

制度を乗り越え、多様性・柔軟性を

奥田 地域共生社会でこれは欠かせないというのは何でしょうか。

小笠原 「共生」という言葉は、もともとは障害関係で使われた言葉だと思います。障害を持っていようと持っていまいと、それが共生できる社会でしたが、支えられる側に立ったり、支える側に立ったり、役割転換が起こる状況の中に地域共生社会が置かれている感じがします。地域で高齢の人も障害を持った人も子どもも、さらに若者も、その中でわれわれがどう馴染み合うか

というところにポイントを置く共生型をすべきだと思います。

私たちは、若者のひきこもりの支援センターをつくり、この5年で多くの相談を受けています。10歳代から50歳代のひきこもりの人がいて、40歳代、50歳代のひきこもりの人は、極めて高齢化した家族と地域から孤立してなかなか表面には出てきません。

そういう状況の中で生活困窮者のレスキューをやらせていただいています。地域総体としてきちんと関わるシステムをつくらうと、熊本県では生計困難者レスキュー事業をさせていただいて、賛同する50以上の法人をまとめ、3年間で合計500件ぐらいの支援をしました。

制度を後追いするのではなく、場合によっては制度を乗り越える、乗り越えるだけの自我の強さを持ちながら活動すべきというのがあります。それがまさに多様性・柔軟性であろうと思います。やっていることがまっとうなら、後で認められていきますし、やりだしたら継続性を持つ、責任と持続に対する思いを持たなければなりません。また、私は一人一人の独自性も一方では担保しながら生きていきたい。自由の向こう側に自己責任が要求される社会だからこそ、地域の中で個別メッセージがうまく発せない人がたくさんいるだらう、埋没して孤立している人がいる。そこに気づく必要があります。

「地域福祉」という言葉はとても大事ですが、もう一つ、地域にはマイノリティという部分において関係性が希薄化した中に孤立が生じていることをしっかり見つめて、

そのことで地域の課題を見つけていくことが必要だと思っています。

奥田 共生とはお互いに断らないということです。今回の生活困窮の議論の中で断らない相談を審議会の報告書で入れています。それには支援論の見直しが大事だと思います。

従来の支援論の中心は問題解決です。一方で孤立を理念に入れたことの意味は、つながることが支援だという頭の切り替えをしないと、問題解決出来ない人は受けないという入り口を操作する結果に終わります。

断らない。でもすべての問題は解決出来ない。いったん解決しても、第2・第3の危機は起こります。そのときに誰かに「助けて」と言える関係をつくっておく。これが今回の孤立を入れた大きな意味です。

何気ない日常は、支援論には入りません。でも、そこまで考えないと、孤立化した社会、地域共生社会はなかなか難しい話になってくる。

最後に「地域共生社会を問う」というテーマについて短くお話ししたいと思っています。

人と関わるのが幸せにつながる地域共生社会へ

谷内 地域共生社会については、厚生労働省としては、我が事・丸ごとで地域をつくっていく、お互いに支え・支えられる関係の循環がある社会だという話をしています。

地域包括ケアでは中学校・小学校単位とっていますが、私が生まれ育った京都の町は、それよりもっと小さい70～80軒の町単位で何でも動いていて、お互いに顔と名前が一致するようなところでは

地域共生社会と聞いて、京都の町のイメージが浮かびました。そうしたものを築き上げていくためには、お互い知っている人という関係が出来な

い限り難しいのではないかと考えています。規模の問題もありますが、社会なり町をつくるための仕掛け、京都ならば夏の地蔵盆や祭り、運動会も町単位でやっていますが、そうした仕掛けも大事だと思っています。

小笠原 これからの社会は、都市化すればするほど、個性化・自立化していくという流れです。今は、新たに自立する社会が生み出されつつある生みの苦しみのプロセスだと思っているので、その辺を大事にしながら新しい縁を結んでいくといいのかと思います。

奥田 地域共生社会は不幸ではない。人と関わることは決して不幸ではない。でも大変です。不幸と大変は違います。このことを明確に区分する必要があります。大変を覚悟することです。大変だけれども、やるのが本当の意味での人間の幸せにつながるということは信じて進む。「大変だけれども、これはこれで結構幸せなんじゃない？」と言えるのが地域共生社会だと思います。皆さん、大変だけれども、面白い社会をつくりましょう。



生活困窮者自立支援
全国ネットワーク
代表理事 奥田 知志

国会議員からのエール

自由民主党	衆議院議員	鬼木 誠
公明党	参議院議員	山本 香苗
立憲民主党	参議院議員	川田 龍平
国民民主党	参議院議員	足立 信也

自由民主党 衆議院議員 鬼木 誠



私は、先の通常国会で改正された生活困窮者自立支援法の改正プロジェクトチームを自民党の事務局長として務めさせていただきました。私は前職で銀行員をしており、多重債務で困窮状態にある人が窓口にお金を借りに来た際、その人の生活を突き詰めていくと家族も大変な状況に陥っている現実直面し、何とかしなければならないという意識を持って福岡県で県議員に立候補しました。多様な人とともに生活改善困窮支援を始めて、ホームレスの自立支援施設もつくらせていただきました。

こうした活動を通じて、生活困窮、ホームレスという課題はどんな人にも起こり得るもので、そのためのセーフティネットとして助け合う社会保障の仕組みが必要であると強く感じています。もたれ合うのではなく、支え合う、そして社会の一員として共に暮らしていく、そうした社会の在り方について、これからも皆さんと共に考え行動していきたいと思えます。

公明党 参議院議員 山本 香苗



先の国会において生活困窮者自立支援法の改正を成し遂げることができ、「社会的孤立」を初めて法律の中に位置付けることができました。これは、本日お集まりの皆さまをはじめ、支援の現場で頑張ってくださっている皆さまのおかげです。厚生労働省の皆さまにも粘り強く頑張ってくださいました。参議院の参考人質疑では、現場の実践者の皆さんにご出席いただいて、与野党を超えて議論し、付帯決議等を付けさせていただきました。2019（平成31）年4月の全面施行に向けてしっかりと準備をすすめてまいります。

災害時に生活困窮者自立支援制度がいかに重要かも痛感し、この10月に内閣府で、被災者支援の核として検討する協議会を立ち上げさせていただきました。「全世代型社会保障」という言葉がよく言われますが、その根っこは地域共生社会であり、その中核を担うのが生活困窮者自立支援制度です。この制度をさらに進化させていきたいと思っています。

立憲民主党 参議院議員 川田 龍平



私自身は、生まれつきの病気である血友病の治療で使っていた血液製剤を通じてHIVに感染し、薬害に遭った被害者として19歳のときに実名を公表して裁判を闘ってきました。薬害エイズの裁判を自分事として考える契機は、朝日茂さんの「朝日訴訟」という裁判を授業で習ったことでした。健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を争った裁判で「人間裁判」「生きる訴訟」と言われ、裁判は負けますが、控訴を通じて生活保護制度が見直されました。

私にとって生活困窮者自立支援は重い思いがあり、厚生労働委員会ですっとこの問題を取り上げてきていますが、昨年1年間は農林水産委員会に所属していたこともあり、改正時は審議に加わることはできませんでした。しかし、今の社会は法律の壁があって超えられないことや、できないことがあります。それを変えていくことができるのは地域の力や、一人ひとりの相談事を直接伺っている皆さんの働きです。私も皆さんと共に国会の場で頑張っていきたいと思えます。

国民民主党 参議院議員 足立 信也



私はずっと社会保障をやってきた一人の人間です。私たちが生み育ててきた生活困窮者自立支援法は当時社会・援護局長だった村木厚子さんと我々の仲間の津田弥太郎政務官が全身全霊を込めて原案を作成しました。施行時の局長は鈴木事務次官です。社会・援護局を経験した方はこの問題が日本にとっていかに大きいかわかつてと思います。今日は本法律を生み育ててきた党として、玉木雄一郎代表のメッセージを代読させていただきます。

生活困窮者自立支援法は、旧民主党政権時に検討した生活支援戦略を踏襲して2013年（平成25年）に成立したものです。ただし就労準備支援事業や一時生活支援事業などは任意事業とされ、自治体の実施率は依然として低いままであり、必須事業化は喫緊の課題です。また貧困の連鎖を断ち切るには子どもの貧困対策を推進することも重要です。

国民民主党は、経済的に困窮している人や孤立して生きざるを得ない人など声の届きにくい方々にこれからも寄り添います。国民誰もが安心して生活できる日本に変え、次の世代に幸せを引き継ぐための改革に全力で取り組んでまいります。

徹底討論パート1

新生活困窮者自立支援法で 何が変わったのか

【パネラー】

〈自立相談支援事業〉

市川市生活サポートセンター

そら(so-ra)(千葉県) ……主任相談支援員 朝比奈 ミカ

〈中間的就労、就労準備事業〉

日本労働者協同組合

(ワーカーズコープ)連合会 ……専務理事 田嶋 康利

〈家計改善支援〉

グリーンコープ生活協同組合連合会 ……常務理事 行岡 みち子

〈子ども・若者支援〉

NPO法人

NPO学生・サポート・フェイス(佐賀県) ……代表理事 谷口 仁史

厚生労働省社会・援護局

地域福祉課生活困窮者自立支援室 ……室長 野崎 伸一

【コーディネーター】

ルーテル学院大学 ……名誉教授 和田 敏明

和田敏明 徹底討論パート1では、それぞれの分野を開発して現在も強いリーダーシップを発揮し、事業を推進している皆さまと、生活困窮者自立支援室長で討論します。まずは法改正の具体的なポイントを室長からお話をいただきます。

法改正のポイント

野崎伸一 生活困窮者自立支援法の改正では、自立相談支援機関以外の窓口に困窮者が来た場合に、自立相談支援事業への利用勧奨を行うことを努力義務として掲げています。事業実施自治体に対しては適切な人員配置の努力義務などを法律で措置し、また、関係者間で情報を共有できるような新たな会議体、支援会議を法定化しています。

任意事業は拡充、機能強化をしています。その一つが自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的な実施です。家計改善支援事業の国庫補助率の引き上げや就労準備支援事業の加算を創設し、3事業の一体的な実施を促したいと考えています。

また、都道府県が研修等を通じて市への支援、福祉事務所を設置していない町村が一次的な相談を行うことも、法律上に位置づけて支援します。

任意事業では、子どもの生活習慣の改善や進路相談など、より包括的・総合的な事業にしていくべきという観点から、従来の子どもの学習支援事業を子どもの学習・生活支援事業として改組しています。

居住支援は、一時生活支援事業について、シェルターを利用していた人が地域に出た後など、訪問による見守りや生活支援などを行う事業も新たに法定化しています。

今回の改正法の意義は、困窮者自立支援制

度の持つセーフティネットとしての機能を強化することと、実践に即した法の理念あるいは機能を位置づけたことにあります。

法改正を どう受け止めているか

和田 ありがとうございます。パネラーには事業を紹介していただきながら、法改正をどう受け止めているのか、お話しいただければと思います。

谷口仁史 私どもは、子ども・若者育成支援推進法に基づく佐賀県の法定協議会において、条文上定められている3つの中核機関のうち2つ、総合相談窓口機能と指定支援機関として信任を受けているNPO法人です。支



NPO法人
NPO学生・サポート・フェイス
代表理事 谷口 仁史

援の出口段階においては、若年無業者の職業的自立を支援する地域若者サポートステーション事業を受託して県全域をカバーし、子ども・若者の自立支援に関してはワンストップタイプの相談サービスを提供しています。また2017(平成29)年度からはひきこもり地域支援センターを佐賀県全域で全年齢対象の窓口をトータルで受託しています。

生活困窮者自立支援制度に関しては、まさにこの協働の基盤を育んだ支援地域、佐賀市で自立相談支援、就労準備支援事業、学習支援事業をトータルで受託しています。各総合相談窓口機能を併設することで、利便性を高めるとともに、スケールメリットを生むことで、20種以上の専門職による多職種連携、多機関連携を前提とした支援体制を整えています。

この体制を活かして積極的に展開しているのが、「アウトリーチ」。年間4万9,000件を超える相談の紹介元の約75%は専門機関、関係機関で、深刻かつ複雑、長期にひきこもるなどして社会的に孤立し、重篤化したケースが中心です。従来の縦割りの対応には限界があり、アウトリーチで培った関係性を基に背景にあるさまざまな環境の要因も力を合わせて解決して、社会参加、自立まで責任を追うという伴走型の支援を展開しています。

新法について、困窮者に寄り添う姿勢を明確化したことは大きな意味があると思います。社会的孤立が盛り込まれたことにより、声なきSOSにも耳を傾けるアウトリーチ型の取り組みの拡充が期待されますし、学習支援事業が学習・生活支援事業に改称されたことに象徴されるように、生育環境の改善、生活支援等、学びや自立の基盤に力点を置くことが強調されている点も評価できると思います。また、運用面でも「就労準備支援事業」の大きな障壁となっていた世帯の「資産・収入要件」に関して、長期にひきこもるなどして「本人に収入がない」場合も対象とされているため、「8050問題」「ひきこもり対策」の推進に向けて大きな前進があったのではないかと思います。関係者のご尽力に感謝申し上げます。

田嶋康利 労働者協同組合は、働く者や市民が出資をして事業経営に参加しながら仕事をおこす協同組合です。当事者主体で、地域の課題に応える仕事おこしや孤立を排除しない地域づくりを目的に掲げています。

日本労働者協同組合連合会
専務理事 田嶋 康利

84の自治体から事

業を受託し、就労準備支援事業、中間的就労の場の開拓、認定就労訓練事業（中間的就労）、生活保護受給者の就労支援事業や就労準備支援事業等を進めてきました。中間的就労は、非雇用型は最大でも1か月未満に限定して、雇用型に切り替えて共に働く仲間として迎えていく取り組みを進めています。

今回の就労準備支援事業の改正でインセンティブが発揮されていますので、必須事業になればその連携も変わるのではないかと期待しています。また、優先発注、公共調達取り組みが広がることと併せて、本格的に中間的就労の場、特に「共に働く」取り組みが広がることになればと強く思っています。

行岡みち子 私たちの生活困窮者支援の取り組みは、多重債務問題の解決のために始まりました。借金や滞納問題の解決と併せて相談者の社会的な孤立や経済的な困窮から生活の基盤を立て直すお手伝いをする生活再生相談室を開設しました。

当初から相談者のエンパワメントを図るために、相談の中心に家計相談を据えて、家計と将来の見える化をすることで、本人のみならず家族も含めた多様で複合的な課題に気づき、生活再生に向けた支援を進めています。

現在、家計改善支援の強化のために、教材やツールの開発を試みています。家計改善支援事業はまだ40%の自治体でしか取り組まれていません。しかし、家計改善支援は、相談者の生活を一緒に立て直していく上でとても重要な支援ですので、あきらめずに100%実施を目指していきたいと思っています。その意味で新法が追い風になればと願っています。



グリーンコープ
生活協同組合連合会
常務理事 行岡 みち子

朝比奈ミカ 私は、2004（平成16）年から、千葉県が設置した中核地域生活支援センター事業で仕事をしてきました。この事業は、24時間365日、断らずに相談を受ける事業です。

孤立の問題が法に書き込まれたことで、孤立への対応が社会的な合意になりました。地域の人に困窮者自立支援をどう伝えるか、つまり地域づくりとともに進めていかなければならないと思っています。

高齢者の地域包括ケアシステムが全体化しようとしていたところに、生活困窮者自立支援の実践で孤立の問題が社会化されたという背景があります。困窮者自立支援が地域のセーフティネットとしての機能の重要な役割を担うことを新法は問いかけています。



市川市生活サポート
センター そら(so-ra)
主任相談支援員
朝比奈 ミカ

事業の到達点を考える

和田 次にそれぞれの分野の事業の到達点についてお話ししたいと思います。

谷口 子ども食堂など新しい取り組みが次々と生まれている点においても、子どもの学習支援事業がもたらしたものは大きいと思います。また、運用面での課題が明確になり、社会的に共有されてきたことも到達点だと考えています。不登校、非行、ひきこもりなど自立に困難を抱える子ども・若者の場合、「支援への誘導」あるいは「支援を届ける」といったアウトリーチは必須です。虐待やDV等で家族ごと孤立する当事者の場合、自立相談支援事業等の関連施策との連携によって生育

環境自体の改善のためのアウトリーチも不可欠です。特に佐賀市では、こういった点に着眼し、本制度における学習支援事業を実践していたことで、取り組みが進展しました。

アウトリーチを介して生活困窮者自立支援制度が基軸事業の一つとなることで、教育、福祉といった制度の狭間を埋めています。子どもが関与をしている協同事業全体では、年3,500人以上の子どもたちに学校の授業以外の学習支援が展開できるようになっています。現場が縦割りを突破することで、より高い社会的な効果が望める実感を持っています。

田嶋 埼玉県所沢市にある「森の102（とうふ）工房」という事業所では、豆腐屋を営む老夫婦がそろそろ事業を畳みたいと、その継続を私たちに依頼されました。社会的企業型の中間的就労のモデルとしても取り上げられ、障害のある人、生活保護受給者、保護から自立になった人が働きながら、障害者の就労支援B型事業所も別個に立ち上げながら菓子工房などを立ち上げて、継業という形で実践をしています。

宮城県登米市の「くらし・しごと相談センターともまち登米」では、当事者が集まって、相談支援の取り組みの中で見えてきた課題解決に取り組んでいます。当事者とともに、引き払いや掃除、地域のリサイクル品の分別、農作業、中小企業からの製造内職なども請け負い、それぞれの個性を生かしながら自主的な事業としてグループを立ち上げています。

自立支援は地域の貴重な人材の発掘で、困難な状況にある人と地域が抱える困難を共に協同労働という働き方で解決しようと取り組んでいます。ワーカーズコープでは困難な状況にある人たちの就労が全体の8.5%で、特に精神障害や生活保護、ひきこもり経験の人



厚生労働省社会・援護局
地域福祉課
生活困窮者自立支援室
室長 野崎 伸一

たちが多く働いています。
行岡 生活再生貸付や家計相談だけでは支援が行き届かないために、2009（平成21）

年からは、緊急生活資金のための「かさじぞう基金」を設置しています。このような少額の緊急貸付がライフレスキューなどの名称で各地に広がり、支援の幅も広がり取り組みやすくなっています。また、市民に提供いただく食料支援は、最初の一步として相談者にとっても喜ばれ、市民参加の契機にもなっています。

家計の支援プランの98%が家計相談の継続につながり、家計表を真ん中に家族の協力を得ながら、具体的な就労支援や滞納相談などにもつながっています。大変な支援の中で、「相談者の役に立ててよかった」と思える成功体験はとても重要で、支援者にとっても、相談者にとってもできたことを意識できるようにすることが大切だと思います。しかし、家計相談のこのようなデータがすべて手集計なのは、何とかできないものでしょうか。

朝比奈 法改正につながる特別部会では、各地の取り組みに違いがあることを実感しました。その人が暮らしている地域の状況、社会資源のありようも違う中で工夫が重ねられた結果を到達点ととらえ、経験交流を広げながら議論を深められるとよいと思っています。

庁内連携を進めるために、私たちがそれぞれの分野を学び、その分野で働いている人たちがぶつかっている壁を困窮者自立支援につなげていただこうと発想を変えて取り組んでいます。私たちが生活困窮者自立支援法とい

う殻を脱いで、地域課題から入る発想や取り組みです。そうしたアプローチをしてみると、相談窓口はあってもつながる力の弱い人たちや、関わりを拒否する人にアプローチをしていない、制度適合を中心とした相談機能を含めて、その人の出来るだけそばに行って一緒に考えるという、ソーシャルワークの機能が問い直されていると感じます。生活困窮者自立支援法は、その機能を明確にするとともに、深める契機になっています。ここをあえて到達点として申し上げます。

野崎 制度を施行して3年が経過し、それぞれの事業のもつ機能や専門性、役割が見えてきたと思います。

家計改善支援事業の機能についても、家計改善の意欲を高めていく伴走型支援の機能がその専門性だということが明らかになりました。子どもの学習支援事業についても、単に学習支援だけではなく、保護者の支援や子どもへの食事の提供などもしていることが見えてきました。中間的就労も含めた就労支援からは、個別支援をするなかで地域の資源とつながり、結果、地域に新たな価値を生み出していくという地域づくりの取り組みが生まれてきました。そうした取り組みが生まれてきたことがまず一つの成果だと思います。

地域共生社会というと、地域福祉を推進するとか、あるいはコミュニティを生み出していくということがよく言われるのですが、つながりづらさや排除の論理が働く場合につながりが途切れた人にどう伴走し、地域の資源を開きながらコミュニティにつなぎ、また戻していくのか。そういう機能が地域共生社会を実現していくためには必要で、生活困窮者自立支援の実践がその中核として機能を果たしていけることが明らかになってきていると思います。

今後、新たに進めていくべきこととは

和田 今後、新たな取り組みとして何を進めていくべきか、お話をいただきたいと思っています。

谷口 まず、事業評価の仕組みが不十分だと思っています。出口段階の単純化された指標でプロポーザルが行われており、本来支援すべき重篤・複雑なケースは「見ないほうが勝てる」というクリームスキミングが現実的に起こっています。

こういった事態を打破するための手立てとして、佐賀では、ひきこもり、虐待、DV等、共通課題については同水準のノウハウを共有できるよう、さまざまな制度に基づき設置されている各種協議会の研修会やケース会議等を合同で開催できるようにしています。また、共通のアセスメント指標を開発することによって、関係機関の連携が円滑に進むよう対策も講じています。今後は、負担の度合い等を評価して予算や人員を傾斜配分出来るようなインセンティブメカニズムの構築も必要なのだと思います。

田嶋 制度を補完する意味においても、制度に市民がどう参加することが出来るのかが根本的に問われています。特に社会的企業型の中間的就労や、社会的連帯経済という枠組みが登場していません。排除しない、孤立しない地域づくりへの思いに駆られた人たち（希



ルーテル学院大学
名誉教授 和田 敏明

望活動人口）をどう増やしていくのが最大のテーマです。

行岡 得意な領域を生かし、役割や専門性、視点を生かしながらアプローチの仕方の違いを協力し合い、どう生

かし合うか、学び合えるかが重要になっていくと思います。

家計改善支援で言うと、自立と家計の連携強化や家計の支援体制の強化が家計改善支援の強化に直結していくのではないかと思います。自立と家計と就労のそれぞれの位置付けを尊重し合った一体的な連携を意識的に作り出していくことが重要だと思います。

朝比奈 社会的孤立の解消も含めた理念を実践していくためには、横のつながりと同時に、分野を越えた共通言語が重要です。さらには現役世代の人が動いていくということを考えると、地域も越えていかなければいけないと思っています。また、自治体のバックアップをする都道府県の役割にも期待します。

人材をどう育てていくか、相談援助職のキャリアをどう保障していくのか。これは地域の財だと思います。委託先の中だけでキャリアをつくるのではなく、それを循環させて支援体制の多様性を保障することもこれからの課題だと思っています。

野崎 現在の課題の一つは、任意事業の実施率です。任意事業を実施している自治体でも、利用実績がないところもあります。厚生労働省としては、自治体の皆さんに実施の意義や効果をあらためて周知することが必要だと考えています。そして、きちんと理解していただいた上で地に足の着いた任意事業の実施が進むことが望ましいと思っています。

評価指標は非常に重要で、見えやすい、測りやすい指標に片寄りがちですが、支援で生まれている価値は数字に見えるものを超えています。支援の結果、個人、世帯、さらには地域にどういふ変化が生まれているのかがこの事業の価値であり、それを並行して明らかにしていく必要があると思っています。

和田 ありがとうございます。

徹底討論パート2

生活支援と生活困窮

【パネラー】

NPO法人

にしはらたんぼぼハウス(熊本県)……施設長 上村 加代子

東近江市

社会福祉協議会(滋賀県)在宅福祉課……課長 眞弓 洋一

鳥羽市

健康福祉課(三重県)課長補佐兼社会福祉事務所次長 齋藤 猛

【コーディネーター】

生活困窮者自立支援全国ネットワーク……顧問 村木 厚子

村木厚子 パート2では視点を変えて、地域共生社会づくりの中核となりえる生活困窮者自立支援制度を、地域生活から眺めてみようと思います。分権的・創造的である事例として、それぞれ違う地域課題をもつお三方からお話しをいただきます。

仕事づくりと「断らない支援」

上村加代子 たんぼぼハウスのある熊本県阿蘇郡西原村は、熊本地震前は人口が7,000人を超えていましたが、現在は6,700人弱、高齢化率は25.3%です。



NPO法人にしはらたんぼぼハウス(熊本県)施設長 上村 加代子

たんぼぼハウスには、身体・知的・精神障害のある人、アルコール依存症の人、認知症の人、服役後の人、生活保護を受けている人、生活困窮者など、さまざまな人たちが集います。発足のきっかけは、2005(平成17)年度に村社会福祉協議会が開いたワークショップで、障害のある人が地域生活のどういうところに困っているのかを話し合ったことです。そのときの参加者である当事者、親、民生委員・児童委員、保育園・小中学校の職員、行政、社協、一般の人など、50人ほどで障害福祉団体を一つにまとめて立ち上げました。①仕事づくり、②居場所づくり、③障害への理解を広める「心づくり」の三本柱で活動していて、制度上は地域活動支援センターと就労継続B型事業を実施しています。

仕事づくりでは、棚田で自然農法を用い

て、育てた小豆をようかんにして販売するなどの6次化に取り組むほか、食堂を開いて金曜日は「ラーメンデー」、土曜日は「子ども食堂」をしています。地域住民を応援団と位置付けて、さまざまに協力いただいております。今の時期は地域から無料で提供いただいた柚子を、みんなで皮むきをして柚子胡椒づくりをしています。先日は不登校の中学生たちが柚子の皮をむきにきました。

月22日通ってきてくれる人には、1日3食を200円で提供しています。「生活保護に頼らないで頑張りたい」という障害のある人からの声を受けて始めたもので、安くておいしいと評判です。給料としては、就労継続B型事業ですので月2万円に届かないのですが、食事代を引いて年金を合わせ、何とか生活ができています。

アルコール依存症だった人には、毎日食事づくりで1日5時間、時給800円で来てもらっています。あちこちに借金がある人も来ていますし、現在服役中の人からは、「出所したらたんぼぼハウスにお世話になりたい」という手紙が届きます。

熊本震災後は、避難所のアンケート調査や仮設住宅への訪問、移動販売などを行う中で、初めて出会うアルコール依存症の人などがいました。この方々は、今もたんぼぼハウスにボランティアとして来てもらい、3食食べてもらって帰宅いただく形をとっています。「断らない支援」を心がけています。

地域から切り離さない支援

眞弓洋一 滋賀県東近江市は、琵琶湖の東



東近江市社会福祉協議会
(滋賀県)在宅福祉課
課長 眞弓 洋一

側にあつて、人口約11万4,000人、高齢化率25.8%です。自立相談支援は行政直営で、家計相談支援と子どもの学習支援は社協、就労準備支援は社会福祉法人の「働き・暮らし応援センター」、若者就労サポート支援はそれを専門にしている団体に委託されています。社協として、どんな相談も受け止める体制を敷き、相談件数は年間で4,000～5,000件、そのうち4分の1は1回目で解決しています。

社協としては、地域福祉活動計画の中に生活困窮者自立支援を位置付け、基本目標の1つ目に「命と暮らしを支えるしくみづくり」を掲げています。東近江市には大企業の工場で働く派遣職員や外国籍の人が非常に多くいますが、リーマンショック以降、派遣切りや外国籍の人たちの雇用切り、雇い止めが進み、社協の貸し付け事業に多くの人が相談に来ました。そこで、食べるものがなくて困っている人には、地域住民から社協の「善意銀行」に寄付されたお米や缶詰、粉ミルク、紙おむつなどを、現物で渡す対応をさせていただきました。「人ごとじゃない」と言って持ち寄ってくださる能動的な住民性に支えられています。

地域福祉活動計画の策定では、市内14地区ごとに住民懇談会を開きましたが、参加している民生委員・児童委員や自治会役員から、地域の人から受けた相談内容だけでなく、自分の困りごとの話も出ました。

また、サービスを利用することで救われる反面、地域という暮らしの場から切り離されてしまわないよう配慮が必要だという話もあり、この町に住み続けるために自分たち住民にできることがどんどん話し合われました。地域の事業所の専門職が困っていることを話すと、「そんなことなら私たちが出来るよ」と住民側が応えます。さまざまな課題を持つ人たちを真ん中にして、住民が出来ることと専門職が出来ることをつなぎ、専門職も住民に助けられるという仕組みが出来つつあります。

住民懇談会をきっかけに、話し相手やゴミ出しなどのちょっとした困り事を住民間で助け合う「生活支援サポーター」や、障害のある子どもの保護者同士の学び合いの場「子どもの未来を語る会」、困窮状態や孤立状態にあった人たちの働くきっかけをつくる「S & S (スマイル&スタンド)」などが生まれました。

地域課題から仕事づくり

齋藤猛 鳥羽市は三重県の南部、志摩半島に位置し、人口は1万9,000人弱、高齢化率は36.6%です。小さな町ですが、年間の観光客数は428万人、宿泊施設が185軒、年間の宿泊者数は172万人という観光都市です。

本市では、自立相談支援事業等を2015(平成27)年4月から鳥羽市社会福祉協議会に委託して取り組んでいます。今回はこの制度発で動き始めた「とばびと活躍プロジェクト」をご紹介します。

制度が始まって1年後、生活保護と生活

困窮者自立支援事業の両方を担当していた私は、旅館等に住み込みで働く就労者が多く、高齢などの理由で退職して、住む場所と収入を一気になくし生活が困窮する事例が、5年間で20%から50%に急増していました。多くの潜在的人数が見込まれる一方で、生活困窮者自立支援事業や生活保護制度だけでは、根本的に対応が出来ないのではないかと思い、生活困窮者を減らすには、本市の観光産業における労働力の確保と地元雇用の増大と雇用環境の改善をしないといけないという危機感を持ちました。

そこで、生活困窮者自立支援事業を活用しながら、市内の観光部門、労政部門、人口対策部門の横断的な施策を推進して困窮課題を解決したいと考えました。市民が困窮に陥らないというのは市役所全体の共通目標であるという気持ちで、各部署のキーマンに声をかけ、市役所の中心で生活困窮を叫びました。そうすると、話のわかる人が話に乗ってきて、プロジェクトのコアメンバーが出来上がり、各課がライフステージごとに取り組める事業を「見える化」して、全庁的にゆるく連携して事業を起こそうと話し合いました(図1)。

「とばびと活躍プロジェクト」のキーワードは、「働く」です。その定義には、金銭だけではなく、「生きがい」や町内会・老人クラブの活動も含まれます。検討部会を立ち上げて、ほとんどの課の重要な人たちが来て今年度アクションプランをつくり、「多

様な形での働き手の増加]、「1人当たりの生産性の向上」、「地域の魅力の向上」が盛り込まれました。観光課では、今年度から前倒しで旅館に働きかけて、業務を分解して小さな仕事をこなす「プチ勤務お仕事カタログ」というパンフレットをつくりました。職場見学ツアーや説明会を開く一方で、シニアの「働きたい」という思いに年齢以外の物差しをつくるため、「からだ測定」という取り組みもしています。

アクションプランを話し合う中で、地域の人たちが生き生きと暮らすにはどうしたらいいかという地域共生社会の話につながりました。来年度以降も随時追加して、100事業ぐらいを目標にしていければと思っています。

お互いに当てにされる幸せ

村木 ありがとうございます。ここからは意見交換をしていきます。

上村さんのお話を聞いて、子どもから障

【図1】とばびと活躍プロジェクト





鳥羽市健康福祉課(三重県)
課長補佐兼社会福祉事務所
次長 齋藤 猛

害のある人、出所者、アルコール依存症の人もいて、日ごろはどんな雰囲気です活動されているのでしょうか。

上村 服役後の人が来たときは、正直、親から「うちの子は

行かせられない」という話が上がりました。でも実際に会ったら真面目な人で、認知症の人に対してもすごく優しく接する人でした。まわりの仲間が思いやりを持って交流するので、そういった生活に本人の心が落ち着き、職員が躊躇することはありませんでした。

眞弓 私からは、齋藤さんに質問です。各部署からプロジェクトに参加いただくことへのご苦労はありましたか。

齋藤 各課長のところに資料を持って行って熱く語ったら、プロジェクトへ人を出してもらおうことが出来て、やってみれば動き始めるという感じです。

眞弓さんから「暮らしの場である地域から切り離さない」というお話がありましたが、具体的に教えていただければと思います。

眞弓 たとえば、作業所の車で送迎をしていくと、近所の人、「作業所の人が見るようになったんだな」と思い、それまで障害があっても地域の祭り事などでは役割があったのに声が掛からなくなり、本人の地域での役割がなくなるということがありました。本人にとってサービスがどういう役割を果たしているのかを、専門職が隣近所や民生委員に伝える必要があると思います。地域

福祉活動計画を作った後も、その計画をどのように達成していくのか地域ごとに集まって話す中で、住民と専門職が情報を共有していくことが求められています。

村木 最後に、一言ずついただいて終わりにしたいと思います。

上村 NPO法人は柔軟性があって、やろうと思ったらすぐ出来るのがいいことだと思っています。子どもの笑える場所、大人もほっとする場所、気軽に来れてわくわくする場所でありたいと思います。

眞弓 社協の事業は、基本的にすべて当事者から学んだことをきっかけにしています。当事者の力を知ったとき、支援者と呼ばれる側の限界とともに、当事者に私たち自身が支えられていることを実感します。お互いに当てにしがうことが、社会で役割があるという幸せにつながるのだと思います。

齋藤 とばびと活躍プロジェクトを通して、いろんな部署が地域づくりに取り組んでいることを理解でき、課題や実情に合わせて各課の制度を活用すればいいと思うようになりました。まずは自ら動いて、自ら横のつながりをもつことができればと思います。

村木 当事者のニーズから出発し、支援者も含めて当てにされる喜びを味わえたら素晴らしいことだと思いました。それが「大変なことをみんなで楽しくやるコツ」だということを、3人に教えていただいたように思います。ありがとうございました。



生活困窮者自立支援
全国ネットワーク
顧問 村木 厚子

フロアディスカッション

【コーディネーター】

慶應義塾大学経済学部……………教授 駒村 康平

【答える人／生活困窮者自立支援全国ネットワーク 理事】

一般社団法人

釧路社会的企業創造協議会(北海道)……………副代表 櫛部 武俊

A'ワーク創造館・大阪地域職業訓練センター(大阪府)

就労支援室……………室長 西岡 正次



慶應義塾大学経済学部
教授 駒村 康平

駒村康平 フロアディスカッションは、参加されている皆さんと意見交換をし、さまざまな知見を共有していただく参加型プログラムです。早速ですが、ご意見ご質問の挙手をどうぞ。

自治体職員との関係

——自治体から委託を受けて事業を実施しています。縦割り意識が強い自治体職員に、相談支援員がづらい思いをしています。自立相談支援機関への丸投げではなく、自治体職員とどう関係をつくれればよいでしょうか。

西岡正次 自治体は、NPOなどのいろいろな団体とつながるために、豊かな共通言語が欲しい。たとえば、就労の成果は本人の喜びであるとともに、勤務先も喜びますので、その喜び、成果を縦型思考の自治体職員に伝え、「頑張ってもらってありがとう」「すごい取り組みだよね」と外から褒めることがポイントです。

榎部武俊 先日、庁内の20部署が集まる

連絡会議があり、関係各課から紹介された困窮の相談件数が伸びている話をしました。各課は自覚していなかったようですが、実際の数字が上がっているのを見て、「本当は事前に電話をして、相談に行く人がいるよって言えばよかったんだけど、忙しくてごめんね」と言ってくれて、会議の雰囲気が変わりました。ちょっとした変化を伝えることで、意識が変わることを実感しています。

被災者支援と国際感覚

——熊本地震からの復興支援に生活困窮者自立支援制度が活用されています。東日本大震災でも、生活困窮に陥りそうな人々への支援に大きな成果を挙げていると聞きました。被災者の支援にこの事業を活用する仕組みをつくっていただきたいと願っています。

——途上国支援や難民の受け入れ体制は、生活困窮者自立支援に重なる部分があります。今後、日本で外国の人が増えていく環境が予想される中、この事業も国際感覚を持った人々、あるいは国際交流・協力団体との連携が望まれます。

駒村 ご提案ということで、皆さんと問題意識を共有させていただきます。

西岡 復興支援では、仙台パーソナルサポートセンターの動きが参考になります。被災者支援、特に仮設利用者への生活支援に始まり、自ら職業紹介をして、働いて収入を得る支援まで整備し実践をしてきました。私たちの生活困窮の取り組みが復興支援のベースとなるので、議論を巻き起こし

ていかなければならないと思います。

効果的なアプローチ

——「社会的孤立」が法改正のキーワードになっています。姿が見えない人、狭間にいる人に対するアプローチとして効果的な取り組みはありますか。

榎部 生活困窮者自立支援制度は、申請主義や利用者主義の限界を超えたいと思っていますが、実際には相談につながらない側面もまだまだあります。

最近では新聞を取っていない人もいますので、実験的にインターネット広告に取り組んだところ、若い人たちのクリック率が非常に高かったのですが、名前や顔をさらしてまで行きたくないと言います。一方で、電話ではしゃべりたくないけれど、チャット型ならやりとりしたいという人もいます。多様な手法を開発していく必要があります。

もう一つは、横のつながりをどうつくっていくかです。最近では、孤立化防止と災害をセットにしたシェア型の連携の仕組みが



一般社団法人釧路社会的企業創造協議会(北海道)
副代表 榎部 武俊



A'ワーク創造館・大阪地域職業訓練センター(大阪府)
就労支援室室長 西岡 正次

大事だと感じ、市役所と一緒につくっていくと努力をしています。障害者の自立支援法を利用した人や、要介護状態の人のことは把握していても、地域に住むさまざまな人たちのことを理解しなければならない、でも実際のところ、出来ているだろうかということに市役所の人も気づいています。そこを責めるのではなく、一緒につくっていけたらと思っています。

西岡 相談者の多くは、自ら動きづらく、自身での判断がづらい人なので、直接窓口につながることを期待しても仕方ありません。ということは、友人や家族、先生や地域リーダーなどの身近な人の気づきから相談につながる経路を考えることが大事です。身近な相談相手や機関に、私たちが単なる相談窓口ではなく、解決に向けた具体的なメニューを動かしていることを発信できるかどうかポイントです。

たとえば、震災復興の中で現れてくるニーズに対する具体的な家計や就労の支援を発信出来るかどうか。最初の相談窓口として、自立相談支援事業はもちろん、家計

改善支援事業や就労準備支援事業などもありえるという捉え方もできます。「それを利用したい」と思ってもらうところから、相談者の姿が見えてくるのではないかと思います。

ベーシックインカム について

——生活困窮者支援におけるベーシックインカム（就労や資産の有無にかかわらず、すべての個人に対して生活に最低限必要な所得を無条件に給付するという社会政策の構想）の意義をどう考えますか。

西岡 研究者や制度設計側は、ベーシックインカムなどさまざまに検討し、議論していくこととなりますが、現場の私たちができることは、就労の準備段階での何らかの生活保障を得ながら次のステップが描けるような事例を示していくことです。相談者の中には、生活保護の利用に至らず、就労や自立支援のプランがなかなか描けない人もいます。収入を得るには、何らかの形で働くこととなりますが、普通の求職活動では難しいので、自治体独自に働く機会を、例えば公共調達を活用した就労訓練や支援



付き短期バイト、超短時間雇用などを開発して、早く収入を得ることとキャリア形成をセットで考える。これは地域ごとにつくらないといけませんので、私たちの役割は大きい。

駒村 人々が直面している困窮において個人への現金給付だけでは対応出来ない課題が多くなってきたため、そこに挑戦しているというのがこの制度だと理解しています。ベーシックインカムについては、さまざまな議論があり、明日、宮本先生の「まとめと方向」であらためて取り上げていただこうと思います。本日はご参加いただきまして大変ありがとうございました。



分科会レポート

- 分科会1 「地域が担う(創る)就労支援-『共に働く』地域づくりをめざして」
- 分科会2 「従事者お悩み相談(従事者限定・グループワーク)」
- 分科会3 現地企画①「任意事業100%実施だからできたこと」
～熊本地震における被災者支援の取り組みとは～
- 分科会4 現地企画②「生活困窮者支援はチームワーク
～一体的実施を事例から学ぼう～」
- 分科会5 「学習・生活支援事業」から困難を抱える子ども・若者支援の在り方を問う
- 分科会6 「どうする居住支援・一時生活支援！」
- 分科会7 「家計改善支援をさらに広げ、生活困窮者支援を盛り上げよう!!
～家計改善支援員全員集合！皆で語り合おう明日からの支援」
- 分科会8 「自治体の役割を問い直す」10代後半期以降の若者支援と自治体への期待
～進路・就労の課題に向き合う自治体施策とは…?～」
- 分科会9 続・地域力「地域生活自立支援と地域住民の主体性による地域共同」

「地域が担う(創る)就労支援 —『共に働く』地域づくりをめざして」

【パネラー】

- NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡(静岡県) ……理事 米山 世紀
 ボランティアサポーター 小和田 尚子
 ボランティアサポーター 渡邊 大輔
- ワーカーズコープ・センター事業団登米地域福祉事業所
 「くらし・しごと相談センターともまち登米」(宮城県) ……所長 坂本 典孝
 くらし応援ワーカーズ「SKETCHA」(宮城県) ……津藤 敏
- 大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合
 (愛称エル・チャレンジ)(大阪府) ……代表理事 富田 一幸
- NPO法人文化学習協同ネットワーク
 DTPユースラボ(東京都) ……統括コーディネーター 高橋 薫
- NPO法人わかもの就労ネットワーク(東京都) ……理事 三鴨 みちこ

【コーディネーター】

- 日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会
 業推推進部 ……副部長 扶 藤 文 重
- 日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会 ……専務理事 田 嶋 康 利

分科会1では、「地域が担う就労支援」をテーマに、生活困窮者自立支援制度の枠組みのみならず、社会的知性に基づく活動を地域で実践されているパネリストからの活動報告とともに、地域づくりに向けた討論がなされた。

NPO法人 青少年就労支援ネットワーク静岡

NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡は、市民ボランティアが当事者と伴走型の就労支援に取り組んでいる。2000(平成12)年に市民団体を立ち上げ、市民のネットワークによる伴奏型の就労支援を通じて、働く喜びを分かち合える相互扶助の社会をつくることを目的としている。

有償ボランティアスタッフが相談に来た人の話を聞き、市民ボランティアと一緒に地域に出る。出先で出会った人に「ボランティ

アになってください」と声をかけ続けたら、1,000人にまで広がった。本人の好きなこと、好きなもの、なりたいものに向かって中間的就労や就労体験の場所を探している。

地域のおせっかいな人(プレーヤー)を増やすことで、それぞれの得意分野が生き、自然発生的に子ども食堂やシェルター、ピアサポート的な茶話会が誕生し、活動を広げている。

ワーカーズコープ・センター事業団 登米地域福祉事業所

宮城県登米市は、人口は8万人、高齢化率は33.1%の地域だ。

制度施行と併せて「ともまち登米」という自立相談支援事業を行っている。働く者自身が協同組合として出資をして、地域に必要な仕事や新しい仕事を自分たちの手でつくり出している。登米では、ワーカーズコープとして市内4拠点8部門、30人ほどの事業所だ。

単なる相談支援に終わらせないために、当事者主体の仕事起こし「SKETCHA」に取り組んでいる。活動のきっかけは、80歳代の認知症の母と60歳代の精神疾患を抱えた息子の二人暮らしのごみ屋敷の片づけだった。いろいろな人に声をかけて、みんなで一緒にやるのが循環を生み出す試みと位置づけた。現在は、相談を通じて見えてくる困りごと、ごみ屋敷の片づけ、引っ越しの手伝いなどのほか、企業からの軽作業も受託している。地域の祭りのみこしの担ぎ手の依頼には、5～6人のひきこもり経験者も参加した。

「林業と地域おこし」に取り組む鱒淵地区では、耕作放棄地を地域住民と一緒に開墾し、農作物を地元の給食に使ってもらうことでお金を生み出し、地域のお母さんたちやSKETCHAの収入に充てている。

NPO法人 文化学習協同ネットワーク

人口約20万人の東京都三鷹市にあるNPO法人文化学習協同ネットワーク。詰め込み型の勉強に疑問を持った代表が、地域の親と学習会を開設すると、不登校の子どもや家庭の課題が持ち込まれ、フリースクールを開設。すると、卒業後に就職でつまずくという実態に気づいた。

そこで、働くことを学ぶ場をつくろうと、コミュニティ・ベーカーリー「風のすみか」を2004(平成16)年につくり、現在の就労訓練や就労準備支援にあたる取り組みを展開した。その後、地域若者サポートステーション

事業、自治体の独自事業である若者サポートやひきこもりサポートなどの事業も受託しているほか、働くことに不安や恐怖感を持っている若者たちの拠点として、居場所づくりにも取り組んでいる。

ユースラボは、印刷物のDTPの現場で、都内の印刷会社7社と連携をしている。DTPは仕事の切り出しが可能なため、各社と情報交換をしながら働き方を調節する。毎週金曜日の午前中は、思いや仕事を議論したり、終業時間には振り返りをしたり、若者の発案で働きやすい職場づくりなどを考える場も設けている。

次のステップを考えるために企業経営者主体で設立したNPOが、わかもの就労ネットワークだ。つながりのなかった支援機関との連携を進め、企業と若者が出会う場を作ったり、誰もが心地よく働ける会社を目指す勉強会の開催もしている。若者は、ある企業の就労体験後に、ネットワーク内の別企業に移っていくこともある。

相談から居場所、わかもの就労ネットワークを地続きで体験し、「駄目だったらまた戻ってくればいい」と言いながら、あせらずに就労を実現する形をつくっている。

大阪知的障害者雇用促進建物サービス 事業協同組合(愛称エル・チャレンジ)

エル・チャレンジは、自治体から清掃業務を随意契約で受託し、その現場で知的障がい者等の就労支援に取り組む団体だ。19年間で1,500人の就労を支援し、約700人の訓練修了生が現在も企業で働いている。組合員のナイスが参加する都市公園管理共同体が5つの府立公園を指定管理している。競争入札における総合評価入札には、価格だけではなく社会的意義も加味され、エル・チャレンジ訓練修了生の一部も就職し、はたらき続けられるしくみができた。ナイスが2005(平成

「従事者お悩み相談 (従事者限定・グループワーク)」

【アドバイザー】

市川市生活サポートセンター

そら(so-ra) (千葉県) …… 主任相談支援員 朝比奈 ミ カ

豊中市社会福祉協議会

福祉推進室(大阪府) …… 室長/コミュニティソーシャルワーカー統括 勝 部 麗 子

東近江圏域働き・暮らし応援センター

“Tekito-” (滋賀県) …… センター長 野々村 光 子

【コーディネーター】

ルーテル学院大学 …… 名誉教授 和 田 敏 明

日本社会事業大学専門職大学院 …… 客員教授 渋谷 篤 男

分科会2では、参加者がグループワークで従事者の悩みを出し合い、それを厳選して発表。アドバイザーが回答した。

テーマ①「ひきこもり、発達障害、 刑余者などの対応が難しい」

「対象者と家族の認識の違い」「中卒刑余者がなかなか就労につながらない」「周囲から相談があっても、本人の困り感がない人への対応」「本人に発達障害の自覚がない」「ひきこもりの見立てができない」などの悩みがあった。

朝比奈ミカ 第一に、ひきこもりの人などの対応で行き詰まる時には職員のアセスメントが肝になる。「発達障害」や「ひきこもり」というなんとなく知っているワードで収めようとしない。服装、話し方、物の考え方など、自分の言葉を使ってその人のことをどれだけ語れるか。自分一人の目で見るとは、ほかの人の目と重ねあわせ、その人を理解していく。

第二に、その人の物語に関心をもつ。その

人の目で世界を見る想像をしたら、何が見えるか。対象者と家族の認識の違いとあったが、本人も親もクライアント。親には親の物語があるので、本人の物語と区別する。場合によっては、他機関の協力もおおぐ。本人の側に寄り添おうと思ったら、親の側には立てない。課題に向き合っていくのは本人なので、本人がどんな人で、周りがどうかをよく見る。面接だけで分かることは限られていて、その人を知りたいと思ったら、一緒に過ごす時間、空間のなかで何を感じ取るか。職員が言語以外のツールをいかに豊かにもつか。記録は、その職員の感覚・価値観で変換されたもの。変換しない生の情報をどれだけ持ち寄れるか、その人を語り合うチームをどうつくるかが大事だ。

障害のグレーゾーンの問題は、どんなエピソードでそれを感じ取れたかが重要だ。まず、

17)年に初めて指定管理者に立候補したときは、「公園で寝ている人から公園で働く人へ」をコンセプトに提案した。

これからの障がい者雇用をすすめるうえでの課題は、「①各地の実践を全国的に広げること」「②公共の福祉(福祉的就労)から一般市場への波及をさせること」「③“手帳を持たない障がい者”を認定すること」が挙げられる。エル・チャレンジの訓練現場では、知的障がい者のみならず、就労支援が必要なホームレスや生活困窮者などを受け入れて、その対象を広げようとしている。

大阪府の社会福祉審議会の「行政の福祉化推進検討専門部会」では、これらの取り組みが検証され、持続可能な施策として再構築するためにも条例の策定が提言された。条例は、①総合評価入札を公契約等を活用した就労支援と明確に位置づける、②「風の村」のユニバーサル就労のような形を民間市場に広げる、③発注者・受注者が協議する場を設置する、④就労支援費込み労務単価を設定する、という点がポイントだ。「就労支援費込み労務単価」は、社会的価値が価格競争でむしばまれないように、実際に必要な就労支援費を点検し、予算策定時の積算そのものに含むものだ。条例化で大阪から全国に向けて発信できればと考えている。

質疑応答

午前の実践報告を受け、午後は会場からの質問に登壇者が回答した。

NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡の米山世紀さんには、「メーリングリストの使い方」についての質問が寄せられた。米山さんからは、「困っていることを発信すると返信が来る。たとえば、『介護施設で働く体験をしたい若者がいる。歩いて行ける距離にある介護施設

設を教えてほしい』という、2～3日のうちに返事が来る。1時

間のアルバイトから始まり、現在は週4回ほど行ってる」という事例などが紹介された。

ワーカーズコープ・センター事業団登米地域福祉事業所の坂本典孝さんには、「当事者と地域の団体をつなぐ際のキーマンについて」という質問が寄せられた。坂本さんは、「今つながっている人からつないでもらっている。自分たちが働きかけているのではなく、当事者たち、SKETCHAのメンバーたちから共感の輪が広がっている」と答えた。

NPO法人わかもの就労ネットワークの三嶋みちこさんには、「どんな働きかけがあれば企業とのつながりの第一歩になりやすいのか」という質問があり、三嶋さんは、「同友会の理解は地域差・温度差があり、共通言語で話せていない部分もある。就労ネットワークのような考え方を各同友会で共有し、情報を横に展開していきたい。企業としては、支援機関との間の中間組織があるといい」と話した。

日本労働者協同組合連合会の田嶋康利さんは、「これまで就労支援は、当事者を企業や地域に合わせるような取り組みが行われてきたが、本来は地域・企業・自治体が変わることが必要だということ。その働きかけを含めて進めていかなければいけない」としたうえで、「今日のように当事者が語ることは、就労支援の中で最も大事なこと。主人公は当事者であり、彼らが働くことを地域や自治体や企業がどう支えるのかが就労支援の根本。この思いを広げ、制度がさらに豊かになることを期待する」と締めくくった。



発達の特長や知的な遅れに十分配慮をした伝え方で、本人の生きづらさを本人と共有する。そのうえで、本人がどう生きていくか。障害者手帳を持っていればバラ色の人生がその先にあるのか、使わなければ出来ないことなのか。メリットもデメリットも納得いくまで話し合っ

ひきこもりの人への障病の見立てについて。彼らの世界に入っていく時に、それがどう受け止められるかという見立てが必要。私たちに出来るのは情報を集めることで、周りに頼れる専門職をおいて、一緒に判断するやり方が有効だ。

10歳代後半の若者たちにアプローチするプロジェクトに地域で取り組んでいるが、時間をかけていろいろな経験をしてもらうのは、方向性としてすごくいい。10年経って「まあまあ大人になったな」と思えるくらいの距離感がいい。

テーマ②「出口が見つからない」

「ずっと支援が続いていて、卒業できない」「何を目標に出口を見つけていくのか、時間がかかる」「住宅探しができず、支援につながらない」「地域づくりのコツ・ヒント」「やる気のある高齢者の就労支援」などの質問が出た。

野々村光子 生活困窮の制度はアイテムで、最終手段だ。この制度は手段を任されているので、働きたい人も働きたくない人も手を握りに行ってもよく、チャンスが増えた。

いつまで支援をするのかをうちの事業所のワーカーに問うと、「本人を知ってから本人が死ぬまで」と言う。制度のアイテムを使って入口はうちでも、うちだけで支援するケースはゼロ。あるものを生かして、応援団をつくり、役割を分ける。民生・児童委員や近所

のコンビニエンスストアの兄ちゃん、通勤の帰り道にあるガソリンスタンドのおっちゃんも応援団。直接支援していなくても、本人のことを知っている人が地域にずっといる状態をつくる。

就労支援で、企業に対しては、「障害者を雇用して」ではなく、「見学事業所に登録して」と言うようにしている。すると、求人票などではイメージしにくい生の会社を見せられ、うちで出来ないような支援が出来る。「この地域で100年後も会社をやりたいと思ったら、私と手を組んだほうがいい」と言う。なぜなら、人材不足が目立つ地域で、「ひきこもれる力」をもっている人たちがたくさんいるからだ。毎年いろいろなつながりをもっている会社が約700社あって、ひきこもりの人に内職仕事ももらっている。これは利用者の出口をつくっているのではなく、働き口をとおして地域をつくっている。地域での会社の位置づけを教育することが、地域づくりだ。「ひきこもりの人のこれまでの時間がマイナスではない」という捉え方を会社が知ってくれば、就労移行のハードルは下がる。

住宅探しの問題は、就労の企業とのつながりで不動産会社社長に保証人をお願いしている。空いているグループホームの一室などを借りれば、不動産会社も損をしない。ないものをつくるよりも、あるものを使う発想でやる。

中間的就労の話で、「あなたがひきこもっている間に世の中は電気と石油がなくなった。この先はもう薪しかないんだ。〇歳までがリミットらしい、薪割りをしに来てくれ」などとうそぶいて、やばいと思ってもらってひきこもりの人を外に出す。ただし、本人がどこまで想像がつくかを考え、それを超える範囲には動かさないようにする。

やる気のある高齢者の問題では、中間的就労をしているうちの収入だけで生活ができる仕組みを考えている。作業所の利用だけでは難しい、軽度の知的の人や障害者雇用の定年退職者に、今後どんな働き方を提供していくかが、この制度の責任だ。

テーマ③「連携を含め事業を進める際に困っていること」

「関係機関との連携の難しさ」「行政、関係機関との連携で、丸投げに困っている」「関係機関との意識合わせをどうするか」「生活自立支援センターの組織内の調整の難しさ」などの声が寄せられた。

勝部麗子 自立相談支援が始まって「断らない福祉」に向けて頑張っているが、狭間の問題がすべて相談員に持ち込まれる傾向にある。相談員一人では解決しきれないから、皆で考え、社会資源を開発するような多機関協働事業が求められる。支援調整会議の実務レベルで横つなぎしても、展開の広がりには難しい。

豊中ではワールドカフェを開いて、多問題を抱えた事例の解決策を検討している。お互いの得意分野を教え合い、名刺交換をして、課題解決型でつながるトレーニングを行っている。

いまは、障害者も高齢者も契約制度になり、契約しないと行った人は対応出来ないといっても済んでしまう。制度の狭間を制度がつくっていて、地域住民や企業が最後までサポートしている。多機関協働事業を進めないと皆が燃え尽きる。

同じ組織内でも入口が違っていると断る職員がいて、出口が変わってしまっている。答えを出さなくても「ちょっと待ってください」とつなぐ意識を皆がもつと、皆で支えられる。それには、上層部による組織マネジメントが必要だが、この事業の理解がないと上司には事業

の奥行きがわからない。そこで、自治体には持続可能な体制づくりを求めたい。委託先への丸投げ、効率や予算重視の委託の振り分けが危惧され、評価する側の基準がわからないことも問題になっている。今回のような大会で、皆さんが現場の苦しさを発言することで、自治体の参加者の認識を変える意味がある。

あきらめかけた人を目の前に私たちがあきらめたら、彼らの先はない。私たちがずっと伴走する意味はそこにある。失敗してもいつでも帰ってこられる場所をつくるのが、この制度だ。

終わりに、コーディネーターのルーテル学院大学の和田敏明さんが「抱えている問題を出し合い、共感し合えたグループディスカッションだった。アドバイザーがそれを敷衍して、普段の仕事で行き詰まっているものの奥にあるものは何か、一緒に考えていくべきことを打ち出してくれた。やり方を持ち帰って、今までうまくいかなかったことのヒントにして、現場を変えていくことに役立てていただきたい。また、ここで知り合った方と情報交換していただければ、働く現場で孤立することもなくなると思う」とまとめた。コーディネーターの日本社会事業大学専門職大学院の渋谷篤男さんは「同じ志を持っている人が集まって勉強会をやっていただければ」と呼びかけた。



現地企画①「任意事業100%実施だからできたこと」 ～熊本地震における被災者支援の取り組みとは～

【パネラー】

熊本県健康福祉部長寿社会局社会福祉課 ……主 幹 宮崎 和 年
南阿蘇村社会福祉協議会(熊本県) ……主任相談支援員 中野 伸 哉
学校法人松本学園(熊本県) ……教室運営責任者 畠 本 靖 子
社会福祉法人菊愛会(熊本県) ……教育支援員 長尾 佳代子
グリーンコープ生協くまもと(熊本県) ……常務理事 村上 浩 勝

【コーディネーター】

熊本県社会福祉協議会地域福祉課 ……課 長 川 口 和 博

分科会3では、熊本地震における被災者支援の成果や課題を検証し、平時からの生活困窮者支援への展望も話し合われた。

熊本県

熊本県では、県社協に自立相談支援事業を委託し、県内7か所の社協を拠点として主任相談支援員を配置。この拠点を核に、全町村社協に支援員を配置して相談窓口を設置した。市の設置する窓口とあわせて県内全市町村に相談窓口が設置されたことで、相談者が利用しやすくなり、町村社協の培ってきたノウハウや地域の社会資源との連携が事業に活用されるようになった。

法施行以前から県は事業実施主体として県下全域で生活保護の自立支援プログラムを実施していた。その事業実績やノウハウの活用のために、県から市に呼びかけ、生活困窮者自立支援制度の任意事業の共同実施を実現。単独実施とあわせて、県全体として100%任意事業を実施している。

共同実施により、市にとって受託事業者の開拓、事業計画の策定、財政サイドとの新規

予算交渉など、事業に取り組むハードルが低くなる。受託事業者にとっては、事業規模が大きいためノウハウが蓄積しやすく、経費の節減も可能だ。一方、市によっては当事者意識が薄くなり、地域の実情から離れてしまう可能性がある。地域的なアンバランスが生じる可能性もある。

相談窓口の全市町村設置と任意事業100%実施の基盤があったことで、熊本地震発災後も、生活困窮者自立支援制度を地震対策事業として拡充することが出来た。自立相談支援事業では、町村社協に配置していた支援員を拡充して、被害の大きい町村に専従支援員を配置した。家計相談支援事業では、支援員の人員を追加。一時生活支援事業では、シェルターを増室。子どもの学習援助事業として、仮設住宅などの学びの場を確保した。

南阿蘇村社会福祉協議会

南阿蘇村社協には、2016(平成28)年11

月より地震対策として専従の自立相談支援員が配置された。グリーンコープの常駐支援との連携と地域支え合いセンター(同年9月に開設され、被災者の総合的な支援を行う)主催の連携会議への参加とあわせて、自立相談支援機関として被災者支援体制をつくってきた。発災後に新規相談件数が増えなかったため、民生委員児童委員協議会への出席や仮設住宅巡回訪問などによって、事業周知も図った。

南阿蘇村を含む阿蘇郡6町村では、福祉事務所、ハローワーク、家計相談支援事業、就労準備支援事業、各行政担当者、各社協相談員により、支援調整会議を開催している。情報共有することで多様な対応策が出てよい支援につなげることができる。互いの専門性を理解して複数のニーズに対応できる環境をつくる場にもなる。

行政の地震対策業務の担当部署は、2018(平成30)年4月から復興推進課に一元化。被災者にとって利用しやすい体制をつくった。また月1回、復興推進課による「住まいの再建に向けたケース検討会議」が開催され、各関係機関が集まり今後の被災者支援の対応を話し合っている。

こうした取り組みの効果もあって、2018(平成30)年度は自立相談支援の新規相談件数は増加傾向にある。仮設住宅の退去期限を迎えて、地域支え合いセンターからつながる相談件数も増えており、今後ますます相談内容の深刻化が予想される。

自立相談支援機関は、任意事業の各事業者との日頃からの情報共有が重要で、各事業者をつなぐ役割が求められる。今後も、生活状況の変化によって生活困窮に陥らないように、見守りが必要。仮設住宅在住者の心の悩みのケア、再建困難者への対応も課題だ。

学校法人松本学園 社会福祉法人菊愛会

学校法人松本学園と社会福祉法人菊愛会は、共同体を組んで子どもの学習援助事業に取り組んでいる珍しいケースだ。政令市である熊本市、単独実施の玉名市を除く県内全域で事業を展開。福祉と教育それぞれの専門性を活かした支援を行っている。

熊本地震発生後は、子どもと保護者の安否確認を最初に行った。損壊した教室は、地域や自治体の協力もあって、代替施設を準備して支援を再開できた。

熊本県より「熊本県生活困窮者自立支援プラン推進事業・熊本地震対策分」の実施要綱の公示を受け、同事業の事務所に地震対策分の事務所を併設して運営。仮設住宅にいる生活保護、生活困窮世帯を対象に支援を始めた。仮設住宅の集会所で教室を開き、子どもの学習場所を確保するなど支援を行い、安心・安全な子どもの居場所になるようにも心掛けた。

学習援助事業の子どもも、地震対策分の子どもも、きっかけは異なっても、同じ課題を抱えていた。子どもが抱える困難に寄り添い、将来に夢や希望をもてるような切れ目のない伴走型支援が必要だ。

地震が起きてはじめて見えるようになった支援対象者もいた。今後は、仮設住宅に残った子どもの心のケアに一層努めるとともに、地震対策分を離れても子どもの学習援助事業を継続できる手続きを行っている。また、体験活動を通して、子どものお金の管理教育なども実施している。

グリーンコープ生協くまもと

グリーンコープ生協くまもとは、法施行以前から熊本県内で生活再建支援事業を手がけていて、生活再生相談や生活再建に必要な一

現地企画②「生活困窮者支援はチームワーク ～一体的実施を事例から学ぼう～」

【パネラー】

熊本市生活自立支援センター	主任相談支援員	狩野啓輔
熊本市生活自立支援センター	家計改善支援員	宮村千代子
熊本市社会福祉協議会	主任主事	加来仁美
NPO法人おーさぁ 熊本市生活困窮者就労準備支援事業主任就労支援員		樋口光雄
社会福祉法人グリーンコープ生活困窮者支援室	管理者	増田智行
熊本市健康福祉局福祉部保護管理援護課	主査	徳永光司

【コーディネーター】

熊本市社会福祉協議会	総合センター長	上田浩之
------------	---------	------

分科会4では、行政・民間が生活困窮者支援における各事業の垣根を越えて、各部署・機関で協働する、熊本市内での取り組みについて報告が行われた。

熊本市健康福祉局 福祉部保護管理援護課

生活困窮者自立支援法の施行に合わせて、それまで別々の執務室で行っていた福祉的な相談窓口と生活困窮関連の相談窓口を1つの執務室に集約し、包括的で効果的なワンストップの支援に努めている。当初から必須事業に加えて全任意事業を実施し、連携を通じて、生活困窮者のそれぞれが抱える複雑で多様な課題の解決に取り組む。

たとえば、就労の相談に来た人が、債務に悩んでいたりと、家計のやりくりで苦勞して生活が立ち行かなくなっていたりすれば、求職活動を手伝うとともに、家計相談支援を行うなどで生活基盤を整えるというように、各事業の支援策を組み合わせることで、支援対象者の状況・課題に応じることが可能となる。よりきめ細やかな対応のために、民生委員児

童委員協議会、地域包括支援センター連絡協議会、ハローワーク、若者サポートステーション、居住支援協議会、法テラスなど、さまざまな機関との連携体制構築に励む。

熊本市生活自立支援センター (自立相談支援)

市役所の福祉相談支援センター内に設けられている生活自立支援センターへ、福祉相談支援部門が生活困窮者自立支援の視点で気になる人を早期につなぐことが多い。生活困窮者自立支援の相談窓口として各支援事業に対象者をつなぐだけでなく、各事業実施機関から自立支援センターへつながるというように、双方向の流れが出来ている。自立支援センターが対象者へ就労支援のみを提供した際の就労・増収率は約6割だが、自立相談支援・家計相談支援・就労準備支援が一体的に関与した場合は約8割というデータも出てい

時金としてのセーフティネット貸し付けを行っている。そうした支援での専門技術をベースに、2015（平成27）年から熊本県の委託で家計相談支援事業を実施している。

2016（平成28）年からは地震対策用として「熊本県生活困窮者自立支援プラン推進事業・熊本地震対策分（設計図事業）」を実施。生活再建に課題を抱える被災者の相談に応じ、家計や世帯の課題を把握し、生活再建に向けた「設計図」を作成し、相談者の家計管理能力を高め、早期の生活再生を目指している。2016（平成28）年度は、市町村が被災世帯に生活の再建に必要な資金を低利で貸し付ける「災害援護資金」制度について、申請予定者を対象にした面談を町村役場と連携して行い、家計収支の見通しから返済方法などを助言した。2017（平成29）年度は、被災者の転居先についての相談が増えた。滞納している税金の支払いや災害公営住宅などの家賃負担の見通しを立てる支援を行った。

2018（平成30）年は、家賃負担などへの準備支援を行っている。今後は、家賃や住宅ローンの負担などで立ち行かなくならないように、生活再建後への支援を行っていく。課題を抱えた被災者に家計相談支援としてつながる。そこを入口に見える化して、早期に自立相談支援機関・任意事業所につなぐことで、

これから
の見通し
が立つよ
うな支援
を行う。



質疑応答

最後に、フロアとの質疑応答が行われた。「前の災害の経験が十分に生かされていない。どういったことを共有すれば、大規模災

害などの場面で役立つのか」という質問には、「状況が早い時期から分かれば、違う対応がとれる。災害が起こって早めに関係機関が関わることが大事」と南阿蘇村社協の中野伸哉さんが回答した。

「外部から来たボランティアをどう組織して、被災者の支援を組織立てていくか」という問いには、「熊本県庁でも混乱はあったが、それを反省点に、災害発生時の仕事の割り振り計画をつくり、他県にも発信している」（熊本県・宮崎和年さん）、「広域の被害では近隣の市町村の応援が難しかった。少し離れた地域や他県との日頃からの応援協定が必要」（熊本県社協・川口和博さん）と答えた。

「みなし仮設など広域に避難した被災者の見守りには難しさがあり、熊本で自殺者も出た。その支援をどうするか」という声には、「地域支え合いセンターの取り組みを中心に、みなし仮設の支援を続けたい。ケースに応じて生活困窮者自立相談支援事業につなぎ、他職種が連携して支援する必要がある」と川口さんが応じた。

「県が各自治体に呼び掛けて任意事業100%を実施しているのがうらやましい」「生活困窮者自立支援事業を災害ケースマネジメントとして平時と緊急時に行うために、国の施策で必要なことは何か」「震災からの生活再建は、つながった先の地域の制度運用にも影響される。家計相談支援が特に重要で、全国に広がるように周知してほしい」という声もあった。

コーディネーターの熊本県社協の川口さんが、「生活困窮者自立支援事業は、他職種連携が重要。各任意事業者の存在を県社協も心強く感じて事業を展開出来ている。東北からたくさんの方を教わった。今度は我々の番。各事業者にお問い合わせいただければ、熊本のノウハウを包み隠さずお伝えただけだと思います」と締めくくった。

て、一体的実施の効果が見て取れる。

2016（平成28）年に発生した熊本地震の被災者支援が終了すると同時に、支援を受けていた被災者が困窮状態に陥ったり、抱えていた課題の表面化が増えると見られ、受け皿としての機能をさらに拡充していきたい。

熊本市社会福祉協議会 （家計相談支援）

熊本地震の仮設住宅は、入居期間の延長が2019（平成31）年春に終了することになっていて、それまで家賃のかからなかった被災者が、生活再建後は家賃が発生することになり、家計収支のバランスが崩れてしまうことが危惧される。

計画的な家計管理ができない人のなかには、発達障害のある可能性をもつ人も多く、権利擁護による金銭管理などの福祉的支援が必要になる。相談者が自身の課題を認識していないことが多く、福祉的支援につながるようサポートに努めている。

住宅確保給付金や貸付事業などを利用して生活再建をした人が、支援終了後に再び困窮することもあり、終了後のフォローも重要。

税金の滞納状況は、本人同席でない行政でも確認ができず、分納の相談をしてから支援を終結しても、その後計画通りに継続出来ているか分からなくなる。継続出来ていない場合には早めの対応が必要であり、法改正による支援会議の早期実施を求めている。

NPO法人おーさぁ（就労準備支援）

運営している「健軍くらしささえ愛工房」では、乳幼児から高齢者、障がい者、社会的孤立状態の人、生活保護受給世帯など、様々な人が地域で普通に暮らすための様々な事業を実施している。また、おーさぁをモデルとして県と共に取り組んできた、地域づくりの

拠点「地域の縁がわ」は560か所を超えた。

就労準備は職場体験が重要で、おーさぁの法人本部や商店街にある地域の縁側を支援の場として活用している。また、きめ細やかな面談を行い、利用者の希望と現状を考えながら支援する。採用面接用の衣類を貸したり、就活費用がかさんで食費を削らざるを得ないような人には、食料支援を行うなどの法外援護も行っている。絶望や悲しみを理解できる資質がたいせつで、希望と現状のバランスをとりながら、現実的な就職につなぐようにしている。

社会福祉法人グリーンコープ （一時生活支援）

路上生活であったり、安定した住居を持たない人の一時的な生活の場として、熊本市内でアパート5部屋を借りて、シェルターを運営。入居者に食料や衣類を提供して、健康状態などを整え、住民票の住所登録を移し、就労し、正式な住居の確保ができるように支援している。およそ3か月で自立的な生活を送るための基盤を立て直し、退居する人が多く、2015（平成27）年から2017（平成29）年まで、平均して年間25人の利用者がいる。

管理人として同じ施設で生活する中で、支援対象者の生活様式や習慣、価値観、見えない障害がよく見えてくる。入居後の最初の1週間で、特性・課題を把握し、自立支援センター・家計相談支援・就労準備支援の担当者との情報共有を基に支援計画を立てる。スムーズな課題解決のためには、対象者の価値観を理解し、考え方が行き違ってしまうようにすることが重要である。

熊本市社会福祉協議会

総合支援センターは、相談・貸付班、権利・後見班、生活困窮班の3つの部署に分かれて

いて、相談・貸付班は本所と5か所の区社協に相談員を配置している。2017（平成29）年度のセンター所管の相談約22,000件のうち、貸付相談が約6,300件あり、自立支援センターから生活福祉資金の申請につながったものが7件。それ以外には、熊本市社協が法外援護で独自に取り組む、福祉金庫貸付で対応する。

賃貸契約時に必要な保証を熊本市社協が行い、入居から退去までの包括的な支援を行う、住宅確保配慮者支援事業（通称保証人代行）では、支援対象者の住居を保証するだけでなく、必要な医療・福祉や、地域住民による支え合いなどのインフォーマルな支援につなぐことを意識。2017（平成29）年度9月から開始し、現在30件の契約に取り組んでいる。居住支援法人の指定も受け、自立支援のため手段として、さらなる充実化に努めている。

熊本市での一体的実施

熊本市の生活困窮者自立支援事業実施機関・部署は、毎月会議を設けて支援状況を話し合うほか、日常的に連絡を取り合って連携している。例として、老人保健施設に勤務し、寮で生活していた、40歳女性のAさんへの支援の内容が紹介された。

同僚との人間関係、仕事のミス、友人からの借金などに悩み、大きなストレスを抱えたAさんは、生活自立支援センターとの相談の中で転職を決意。就労準備支援を担うおーさぁでは、自立支援センターから得た情報から現状や課題を把握し、円滑に信頼関係を築き、Aさんは就労支援を経て、病院へ転職し、寮に入居することができた。

自立支援センターの相談支援員が継続的に面談や電話で職場への定着をサポートするも、Aさんは試用期間満了時に雇用契約が更新さ



れないことになり、仕事と同時に住まいも失うことから、一時生活支援のシェルターを利用。職員が入所者を24時間見守っているため、より深くAさんの課題などを理解することができ、それを基に他機関と相談しながら、Aさんに寄り添った自立支援を実施した。

シェルターに送られてくるAさん宛ての郵便物から、請求関係の書類を確認したり、Aさんの通帳を預かって管理したことにより、お金の使い方や状況を把握出来、滞納していた税金の分納相談へ同行して滞納を解消することにもつながった。また一時生活支援の職員がAさんとコミュニケーションをとり続けてきたことにより、家計相談支援の職員も信頼関係を築け、家計表をAさんと一緒に作成して、必要となる支出金額を整理。就労収入の基準額を割り出せた。

必要な収入を得られる就職先を、就労準備支援の職員が探し、Aさんは寮付きの警備会社へ入職することが出来たが、本人の精神的不安定さや課題は解消しきれていないため、福祉相談支援センターの相談員とともに継続的な見守りを行っている。

最後は、コーディネーターを務めた、熊本市社会福祉協議会総合相談センター長の上田浩之さんが、「各事業の実践者たちは、日々悩みながらも前進していて、それをチームワークで連携していければ、生活困窮者自立支援制度における取り組みも大きく前進する」と締めくくった。

「学習・生活支援事業」から 困難を抱える子ども・若者支援の在り方を問う

● 午前の部 ●

【パネラー】

尼崎市・尼崎市教育委員会(兵庫県)……………参 与 能 島 裕 介
NPO法人TEDIC(宮城県)……………代 表 理 事 門 馬 優
NPO法人Learning for All(東京都)……………代 表 理 事 李 炯 植
学校法人松本学園CSCキャリア支援センター(熊本県) 総括責任者 岡 本 耕 平

【コーディネーター】

NPO法人NPOスチューデント・サポート・フェイス(佐賀県) 代 表 理 事 谷 口 仁 史

● 午後の部 ●

【パネラー】

社会活動家(法政大学現代福祉学部 教授)……………湯 浅 誠
NPO法人抱樸(福岡県)……………常 務 山 田 耕 司
うきは市社会福祉協議会(福岡県)……………地域福祉活動専門員 権 藤 俊 介

【コーディネーター】

日本福祉大学……………学 長 補 佐 原 田 正 樹

午前は生活困窮者自立支援制度における子ども・若者への学習支援・生活支援に関する実践発表があり、午後はそのような取り組みを通じた地域づくりについて議論を深めた。

NPO法人Learning for All

学校や教育委員会と連携しながら、学習支援の場を学校内外で運営している。担い手として登録している250人以上の大学生ボランティアたちには、活動の前後で合計50時間の研修を受け、学習指導や子どもの貧困状況について学んでもらう。他団体や自治体でも活用できるよう、スタッフ向け研修資料のほか、学力診断テスト、指導用教材の作成・提供も行っている。

小学校1～3年生を中心として、平日午後9時まで子どもを預かる、家でも学校でもない第3の居場所を運営。夕食を提供したり、

歯磨きや入浴が習慣化されていない子どもの生活リズムづくりにも努め、子どもの自立する力の育成を図っている。

地域・行政・学校と連携してアウトリーチを実施することで、地域住民も子どもへ目を向け、連絡をくれることがあったり、地域開拓のような効果も実感している。

NPO法人TEDIC

フリースクールの運営、夜の居場所づくり、家庭教師派遣のほか、個別伴走支援として、家族に関わって家庭の状態を立て直すなどの支援を実施。子どもやその周囲の課題を解消していくためには長期的な関わり方が必

要で、年代で支援の切れ目をつくってしまわないよう、子ども・若者育成支援推進法に基づく「石巻圏域子ども・若者総合相談支援センター」を県より受託・運営し、総合相談にも取り組む。利用申し込みに至るまでの助走段階も重要視して向き合っている。

校内ケース会議に参加したり、市内の学校や支援機関と、気になる子どもについて相談や情報提供をできる体制・関係性を築いている。支援機関や協議会の一体的な取り組みを考えることが大切で、施設や企業と連携しながら、子どもたちを支えるためのまなざしを地域にもってもらう必要がある。

学校法人松本学園 CSCキャリア支援センター

幼稚園、保育園、専門学校を運営してきた中で若者の課題に直面し、地域若者サポートステーションや子ども・若者総合相談支援センターを受託・運営している。教育と福祉の双方の視点が必要なため、社会福祉法人と協働して学習支援を実施。体験活動から成功体験を積み重ねることで、新たな興味・関心を得て、当事者が自分自身の将来のことを前向きに考えていけるようなきっかけづくりをしている。

就労支援ではコミュニケーションや生活リズムなどの課題を感じ、家庭の関わりからスタートすることを心がけ、家族のための自助グループをつくり、支え合う環境づくりも働きかけた。家族支援や第3の居場所の利用で安心した暮らしの環境ができると、本人が力を蓄えて、学習などの意欲が形に表れる。

尼崎市・尼崎市教育委員会

生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業の実施状況に関して調査を行ったところ、自治体の財政力と実施の有無が相関関係にあることが見えた。実施自治体でも、利用者の拡

大のために、状況に応じて、通所のための交通費補助や送迎の実施、訪問事業の拡充も必要。

学校外教育を利用できるバウチャーの発行などを通して、地域内で連携することも効果的。学習そのものに意欲がなかったり、学習支援の場に出てこない子どもへ、生活支援を通じてアプローチすることも重要である。

支援実践者が行政からの委託事業で支援活動をして、その利用者情報を行政へ提供したり、研究者を嘱託の公務員として雇用して調査をしたり、行政による管理下で個人情報の共有を行うことで、民間とも連携して分析を進め、より一層充実した支援策に取り組める。

貧困の赤・黄・青信号

午後の部の冒頭では、社会活動家の湯浅誠さんが、話題提供・課題提起をし、実践発表と意見交換が行われた。

7人に1人の子どもが貧困状態であると聞いても、一般の人が周辺の子どもの目を向けても、見た目から困窮の様子は分からない。ある児童がほとんど食事をとれていない、虐待されているなど深刻な話を聞いても、専門職や公的機関への期待にとどまってしまう。

人との関わりの中で、生活に困窮している人の状態を赤信号や黄信号になぞらえて考えることができ、例えば、経済的な理由で修学旅行に行けない子どもは黄信号状態。その後、クラスのなかで孤立し、いじめられたり、事件が起こってしまうこともある。その状態が、いわば赤信号で、そこでようやく生活に困っている実態、貧困による課題が認識されやすくなる。

黄信号の多くの人は、自分がまだ大丈夫だと思っていたり、困窮状態にあると見られたくないために相談窓口へ足を運ばない。困窮状態だと特定されない場所、つまり青信号の

人など誰もが行ける、地域に開かれた行事や居場所が大切である。信号のようにそれぞれの段階があることを理解したうえで、一人ひとりの事情に配慮し、つながり方に工夫しながら関係し合える社会づくりが、ひいては持続可能な地域づくりとなる。

うきは市社会福祉協議会

生活困窮者自立支援制度施行以前より、地域住民からの情報提供や課題意識を基に、市と協働で不登校・ひきこもり対策相談支援事業として相談員を配置したり、学習支援を実施している。拠点型を主とし、来られない子どもにも訪問による支援を行う。小・中学校の会議にも参加して教員と関係性を築き、情報共有をしているほか、大学と連携し、学生ボランティアによる学習指導や、フードバンクなども活用して、地域の事業所などを巻き込みながら、居場所づくりを行っている。

子どもから大人まで、年齢に応じて支える施策が異なることから、必要な支援が途切れてしまわないよう、対象者を一貫して見守り、状況に応じて支援につなぐようにしている。

NPO法人抱樸

長年ホームレス支援を行う中で、生育期の課題を抱えていた対象者が多いことから、子どもの支援を実施。子どもの居場所づくりや無料の学習支援を入り口に、その家族の課題に対しても包摂型の支援を行う。心身の不調などで学校や役所に行くことが難しい保護者



には、学校での面談や学校行事に同行したり、代わりに参加するなどもしている。

新たな試みとして、高校卒業時に親の支援が受けられない、児童養護施設等の子どもたちに対する、就労・居住・生活の一体的支援の仕組みづくりをしている。地元企業と連携した就労支援を行うことで、子どもたちへの見守りの目を増やしたり、地元企業の人手不足の課題解決にもつながるなど、地域にとっても相互性、発展性のある仕組みを目指す。

NPO法人NPOスチューデント・サポート・フェイス

アウトリーチを基軸にして、学習支援・生活支援事業を展開している。支援を終えるゴールをどのように描くのが大事で、それができないと、入り口で当事者とどのような関係を築くか、途中でどのような社会資源を活用するかが定まらない。ゴールの1つのめどは、支援対象者と家族や周りの人たちとのつながりが深まっていること。人生の中では浮き沈みがあり、孤立するリスクにさらされているが、何かあったときに相談できる相手、支えてくれる相手など、誰かとのつながりが確保されていることが大切。

子ども・若者支援においても、地域の住民同士で気かけ合い、支え合う地域的養護の視点が必要である、と湯浅さんが話し、実践報告者も地域への働きかけ方や地域としての見守り方について語った。

終盤に、「午前の部では、勉強やそれ以外のものに対する『意欲』を育むための働きかけ、午後の部では、子どもたちが『助けて』と言える力を育むことが大事だ」という話が挙がった」と、コーディネーターを務めた日本福祉大学学長補佐の原田正樹さんが本分科会を振り返った。

「どうする居住支援・一時生活支援！」

【パネラー】

NPO法人ワンファミリー仙台(宮城県) …… 理事長 立岡 学
 NPO法人やどかりサポート鹿児島(鹿児島県) …… 理事長 芝田 淳
 鹿児島県土木部建築課住宅政策室 …… 技術主幹兼住宅企画係長 瀬戸 司
 株式会社あんど(千葉県) …… 代表取締役 西澤 希和子
 国土交通省住宅局安心居住推進課 …… 企画専門官 大島 敦 仁
 厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室 …… 室 長 姫野 泰 啓
 厚生労働省社会・援護局
 地域福祉課生活困窮者自立支援室 …… 室長補佐 進 士 順 和

【コーディネーター】

大阪市立大学生活科学部 …… 准 教授 垣田 裕 介
 NPO法人抱樸(福岡県) …… 理 事 長 奥 田 知 志

分科会6では、改正された制度の紹介を交えながら、実践報告を行い、それらをもとにディスカッションが行われた。

国土交通省住宅局安心居住推進課

2017(平成29)年10月に開始された住宅セーフティネット制度により、要配慮者の入居を拒まない住宅を登録してもらい、入居先として必要とする人へ情報提供などを行っている。一定の条件を満たした物件には、国や地方自治体が改修費補助をするなど経済的に支援する。

また、住宅を確保出来ればよいということではなく、入居者が地域で相談出来る人の存在も必要で、ソフトの支援とも連携して、安心して住める環境を整えることが必要。地域で住宅相談や見守りをするようなプラットフォームの機能を果たす、居住支援協議会を組織し、高齢や障害など、支援対象者の特性に応じて、NPOや社会福祉法人などさまざ

まな団体が見守りや生活支援の担い手として、居住支援に関わりをもちながら取り組むことが肝心である。

鹿児島県土木部建築課住宅政策室

鹿児島県居住支援協議会は、2012(平成24)年に設置。当初は年1回集まって情報共有の会議をする程度だったが、2017(平成29)年にNPO法人やどかりサポート鹿児島が参入し、同年12月に鹿児島県第1号の居住支援法人になったことで本格的に始動した。

県の住宅政策室が事務局となり、27の市町村や、福祉団体、社会福祉法人、生活困窮者自立支援に関わる団体、高齢者、障害者などの支援機関が一体となって取り組む。居住支援法人、居住支援団体10組と連携して、

居住支援法人が動きやすいフィールドを用意するのが県の役割だと考えている。法改正後に不動産の各団体の研修会等に行き、空き物件の登録の依頼や空き室対策、大家の不安解消をメインに据えて、死後事務委任や遺品整理など、不動産の人の悩みや不安を解消出来るよう努めている。

NPO法人やどかりサポート鹿児島

ホームレス生活者、高齢者、障がい者、DV被害者などに連帯保証を提供する居住支援を行い、本人の生活を見守り、相談支援を行う支援者がつくことを前提としている。

「制度のすきま」にある人たちには、月1回の面談を条件として、やどかりが支援者となる「支援者なし」の連帯保証の提供もしてきたが、社会とのつながりが失われているため、なんらかのきっかけで生活が破綻することが多かった。今後は、生活困窮者自立支援の担当者、社会福祉協議会、社会福祉法人など、地域福祉の担い手に支援者となってもらい、連帯保証だけでなくつながりも提供し、居住だけでなく、孤立の問題をも解決していくことが必要。居住支援という言葉には「居住には支援がつきもの」という読み方もある。支援者確保に協力してもらおうよう、住宅部局との連携も深めたいと考えている。

株式会社あんど

高齢者や障がい者など自力で賃貸住宅を契約するのが難しい「住宅弱者」向けに、家賃保証や居住支援を提供する千葉県の居住支援法人。福祉、不動産、権利擁護、インフォーマルサービスなどによって、多様な困りごとに対応する必要があり、安否確認、見守り、緊急連絡先の対応、家財整理、家財処分、死後事務委任なども担う。

警備会社と連携した24時間見守りやケアマネジャーなどによる相談体制、遺品整理費用の保証などが付いた「生活サポート付住宅」を提供。生活サポートサービスでは他にも、外部の運営審査会の協力を得て入居者の金銭管理をするなどの支援や、後見人の紹介・サポートなども行う。また、新聞販売店、地域住民などのサポーターや、相談支援専門員、ヘルパー事業所や病院などの専門職、弁護士などをコーディネートし、課題に対して、それぞれの団体などが得意分野を生かす。

厚生労働省社会・援護局 地域福祉課生活困窮者自立支援室

住まいの喪失によって生活困窮に至った人には、同居家族がいなかったり、人間関係・社会とのつながりの問題があったり、経済的に頼れる人がいないという人の占める割合が高く、居住と孤立はある程度の相関関係がある。

改正生活困窮者自立支援法では、一時生活支援事業の拡充を通じて、居住支援の強化を図り、社会的に孤立していたり、居住に困難を抱えている人に対する、訪問による見守りなどをメニュー化した。シェルター利用者が退所し、地域生活に移行する際に訪問を通じた見守り・生活支援を実施出来るうえ、シェルターを利用していなくても、同様に住居が不安定で社会的つながりのない人が対象となる。見守りは、支援員が訪問するような方法に限らず、複数の支援対象者がつながり、互助機能をもつように働きかける手法など、幅広く想定されている。

厚生労働省社会・援護局 保護課保護事業室

厚生労働省保護課保護事業室は、2018（平成30）年4月に設置された部署で、最低限度の生活の保障と自立の助長を目的とする生

活保護において、自立の助長を主に担当する。貧困ビジネスと言われるような悪質事業者を統制し、生活保護受給者へ適切な支援が提供されるようにするため、無料低額宿泊事業の事前届出制の導入、設備・運営に関する基準の法的根拠の創設、基準を満たさない事業所への改善命令の創設といった、規制強化が行われた。また、無料低額宿泊所の運営を通じて、単独での居住が難しい生活保護受給者へ日常生活支援などを行っている事業者に対して、支援出来るよう生活保護制度に基づく委託を可能にした。委託する施設の認定基準や、委託対象となる日常生活支援の内容など、国の検討会にてより細かな議論が行われる予定。

NPO法人ワンファミリー仙台

福祉医療機構の助成を受け、厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室で検討している、単独での居住が難しい生活保護受給者への日常生活支援住居施設をモデル的に実施。仙台市内に、グループホームだった物件を借り、独居生活が難しいものの介護施設に入居するほどでもない人や、さまざまな生きづらさや困難事案を抱えている生活保護受給者等を対象とした。検討委員会のなかでは、「日常生活支援とは何か」ということを活発に議論した。



スタッフを2人、24時間毎日配置し、支援を実施してきたことをタイムスタディにし、「日常生活支援」を明らかにするとともに、入居者同士が互いに支え合う互助が構築されるなど、一時滞在型の無料低額宿泊所では見えなかった部分も見えるようになった。

NPO法人抱樸

居住支援を行う法人として、住宅セーフティネット法に基づき、都道府県から指定される居住支援法人の仕事は、大きく分けて7つある。相談、住居物件の確保、債務保証、入居の支援、地域連携、生活支援と、支援対象者の最期にどう対応するかだ。抱樸は、地域住民や元ホームレス当事者で互助会を結成し、互助会が会費による積み立てから、身内のいない人のための葬式を執り行う。

債務保証会社や不動産屋と連携して、抱樸が安く借り上げた集合住宅の空き家を生活保護受給者などへ貸し出し、その収益と本人負担の生活支援費を活用して、生活支援に携わるスタッフの人件費を捻出するなどの工夫をこらしている。

大阪市立大学准教授で本分科会コーディネーターの垣田裕介さんは、「第4回大会では、一時生活支援事業を利用していた人のアフターケアが大事だ」という議論をした。その後、法が改正され、居住支援が強化された。確実に積み上げて前進しているということ、制度の流れ、改革の流れを実感できる」と話した。

同じくコーディネーターを務めたNPO法人抱樸理事長の奥田知志さんも、「さまざまなパネラーが登壇し、この分科会でしか味わえない、豪華で中身の濃い内容をお届けできた」と振り返った。

「家計改善支援をさらに広げ、生活困窮者支援を盛り上げよう!!」 ～家計改善支援員全員集合! 皆で語り合おう明日からの支援」

● 午前の部 ●

【パネラー】

山形市福祉推進部生活福祉課保護第一係(山形県) ……係	長	大 泉 信 一
山形市社会福祉協議会(山形県) ……家計相談支援員		森 谷 昌 美
人吉市健康福祉部福祉課生活支援係(熊本県) ……課長補佐兼係長		森 下 弘 章
グリーンコープ生協くまもと(熊本県) ……家計相談支援員		中 島 明 美
沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課 ……福祉支援監		宮 城 和 一 郎
公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会 ……家計相談支援員		山 根 末 子

【コーディネーター】

明治学院大学社会学部 ……教	授	新 保 美 香
----------------	---	---------

● 午後の部 ●

【パネラー】

明治学院大学社会学部 ……教	授	新 保 美 香
厚生労働省社会・援護局 地域福祉課生活困窮者自立支援室 ……自立支援企画調整官		鏑 木 奈 津 子
家計改善支援に役立つ支援会議の活用法(ミニ講演・パネラー：野洲市・久保田直浩)		
グリーンコープ生活協同組合連合会 ……常務理事		行 岡 み ち 子
午前の登壇者の皆さん		

【コーディネーター】

野洲市市民部市民生活相談課(滋賀県) ……課	長	生 水 裕 美
------------------------	---	---------

分科会7では、家計改善支援を行っている3自治体の実践報告や、法改正で規定された個人情報に関する支援会議の活用法などを話題提供しながら、参加者と質疑応答を行った。

山形県山形市の場合

山形市は人口25万人、3世代同居率や共働き率が全国1位で、保護率は全国で下から6番目の低さ。2017(平成29)年度、生活

困窮者自立支援全国ネットワークが行っている自治体コンサルタントサービス事業に応募して、研修会と相談会を実施。2018(平成30)年度から家計改善支援事業を、相談支援機関と同じ市社協に委託。今まで市社協に

しかなかった相談窓口を市役所にも設け、自立相談支援員と家計相談支援員各1名を配置したことで、迅速で適切な支援ができるようになった。相談人数が163%の伸び率で、プランの作成件数が倍以上増え、家計相談も2017(平成29)年8月まで4件だったのが59件と増加。積極的に各課に協力依頼をしたところ、各課からの相談が増えて家計相談員の業務量が膨らんでいるため、2019(平成31)年度に向けては家計相談員の人員増加の予算要求をしている。

市社協に、自立相談支援事業と家計改善支援事業が委託されたことによって、複雑・多問題の解決に向けて、同時進行で支援することができている。相談者の表情や言動が初回の面談時からどんどん変化していく様子に手ごたえを感じる一方、家計を改善しようという相談者の意欲を引き出すことの難しさを感じており、相談者の真のニーズを意識し、数年先を見据えた家計支援を心がけていきたい。

熊本県人吉市の場合

九州山地に囲まれた人吉市の主要産業は農業・観光・酒造で、人口は3万2,677人、高齢化率が35.09%、生活保護が335世帯439人、保護率が12.74%である。

必須事業は市社協に委託し、任意事業について熊本県は100%実施している。本市では2015(平成27)年度当初、熊本県との共同実施で、就労準備支援事業・学習支援事業は松本学園・菊愛会の共同体が実施、家計改善支援事業はグリーンコープ生協くまもと、一時生活支援事業は社福・グリーンコープ生協くまもとが行った。なお、就労準備支援事業と一時生活支援事業については場所が熊本市内で地の利が悪いことから共同実施から撤退。現在、就労準備支援事業は非常勤職員を雇っ

て直営で実施、一時生活支援事業は地元の社会福祉法人と旅館に委託している。

2017(平成29)年度の支援状況は、新規の相談件数が106件、プラン作成件数が96件、家計相談が68件で、いずれも県内で一番数が多く、金銭問題に関するものが圧倒的に多い。新規相談の6割以上に家計改善支援を実施しており、生活保護の部門とも連携が図れている。熊本県の共同事業としてグリーンコープ生協くまもとが行っている市町村は45市町村のうち39あり、熊本市と八代市の事務所にいる家計改善支援員17名が対応にあたる。本市では常設型ではなく、予約制の巡回型で実施している。共同実施の自治体としてのデメリットはほとんどなく、最小限の経費で最大の効果を発揮できる。

沖縄県の場合

沖縄県は160の島々があり、11市30町村の人口は約144万人、高齢化率が21%。県民所得が全国一低く、生活保護受給者は3万7,000人、保護率が2.53%で全国4位、子どもの相対的な貧困率は約29%である。

自立相談支援事業はかすべての任意事業を公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会(労福協)に委託して実施。県内の自立相談支援機関は、市が運営する11か所と、県が北部・中部・南部で運営する4か所の計15か所で、新規相談件数は4,186件。

2017(平成29)年度に全市町村の行政担当者および社協職員向けに制度説明を行い、民生・児童委員や自治会の構成員に対して周知を図っている。また、相談窓口で相談者を待つだけでなく、住民の身近な場所で相談会やセミナーを開催。チラシの裏面には相談窓口の情報を掲載して、対象地域の家庭にポストイングしている。

家計改善支援事業を始めた2016（平成28）年度は、自立相談支援と家計改善支援の区分があいまいで、家計の見える化が十分でなく、表面的な支援に終わってしまったため、2017（平成29）年度からは両者の役割を明確化したところ、相談者との距離が縮まって、継続して支援を受ける相談者が増えた。相談後に解決策が見いだされるととても表情が明るくなって、お金の問題でうつ状態になった人は、その問題が解決すると病状も改善される傾向にあることを実感している。

「支援会議」の解説と質疑応答

午後の部では、厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室の楠木奈津子さんが、法改正で規定された「支援会議」について説明。留意点として「多様な関係者や有識者も交えて、当事者の負担感や抵抗感にも配慮したアプローチや支援手法を慎重に検討し、一定の時間をかけて信頼関係を構築していくプロセスが必要」と解説した。その後、野洲市市民部市民生活相談課主事の久保田直浩さんから、支援会議での個人情報の取り扱いについて、①個人情報の共有は必要最低限度にとどめる、②構成員に守秘義務について周知を図る、③参加した機関や共有した情報等について記録を残す、④支援につながった後ご本人の同意を得るように努めるというお話があった。

また、グリーンコープ生活協同組合連合会常務理事の行岡みち子さんが、家計改善支援事業は、専任者よりも自立相談支援事業との兼任者が多い現実に触れ、「兼任の場合は、両事業の区分がわからずに悩んでいるので、役割を明確に。専任の場合は、自分以外に相談相手がないことや、自立相談支援から相談が繋がってこない悩みがある。窓口にも両事業の支援員がいて常に連携できる環境が大



事」とエールを送った。これに関連して、「家計改善支援が相談を受け付けて自立相談支援につながることも可能である。家計改善支援から積極的に自立相談支援につないでいく中で両者の関係性が深まることも期待できる」と楠木さんが回答した。

相談が終結した後の、元相談者へのフォローアップについては、「気になる人は就労支援員から情報を得るなど、現状を確認している」（沖縄県労福協・山根さん）、「水道料などを滞納し始めると各課から連絡が入るので、ご本人に『最近いかがですか』と声がけをする」（野洲市市民部市民生活相談課・生水さん）との意見交換がなされた。

最後に、相談に来ない困窮者あるいは本人は困っていないが周囲から見ると明らかに家計改善支援が必要と思われる人へのアプローチについて話題が及んだ。「災害時も活用できるこの制度を周知することが大事」（グリーンコープ生協くまもと・中島さん）、「市役所内の各課や関係機関等の理解を得るためには、連携をお願いに行くのではなく、『お困りごとはないですか？良かったら一緒にやりませんか？』と、仕事をもらうという営業の立ち位置でいく」（生水さん）、「相談に来ない人の存在が分かったことを強みとして、本人を知っている人の情報を大切にしながら、出会えたチャンスを生かす支援に」（明治学院大学教授・新保さん）との話で締めくくった。

「自治体の役割を問い直す」 10代後半期以降の若者支援と自治体への期待 ～進路・就労の課題に向き合う自治体施策とは…？～

【パネラー】

大阪市平野区役所保健福祉課……………担当係長 塩川 悠
豊中市市民協働部くらし支援課(大阪府)・若者・就労支援担当主幹 濱政 宏司
大阪府立西成高等学校……………校長 山田 勝治
NPO法人コミュニティワーク研究実践センター(北海道)・理事長 穴澤 義晴
厚生労働省人材開発統括官付参事官(若年者・キャリア形成支援担当) 伊藤 正史

【コーディネーター】

一般社団法人若者協同実践全国フォーラム(JYCフォーラム)代表理事 佐藤 洋作
A'ワーク創造館・大阪地域職業訓練センター(大阪府)就労支援室 室長 西岡 正次

分科会8は、義務教育を終えた10代後半期以降の若者の課題と若者支援のあり方を切り口に、主に自治体への期待やその役割は何かを探ってみた。生活困窮者自立支援事業がもたらす自治体へのインパクトを検討することがねらいである。

自治体の現場からは、豊中市の濱政さんと大阪市平野区の塩川さんから報告してもらった。お二人は生活困窮の担当部署に所属している。

自治体の動き

豊中市市民協働部くらし支援課……………

同市の若者支援は、同市独自の就労支援の経験（独自の職業紹介を含む支援メニューの開発、連携する経済団体や企業群の形成、福祉各分野や保健、医療、教育等との包括支援など）を踏まえた①市独自の若者支援相談窓口の開設、②同市に本拠を置く地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）の活動、③それらと中学校や高校との連携の模索が紹介された。就労（進路）やその支援をテーマに、自治体内の関係部門や学校等の連携をつくっているのが特徴だ。直近では高校の中退率の高止まり、若年無業者

の増加等をとらえて、「若者自立支援計画」（2018（平成30）年3月）を策定し、連携の質・量の拡充をめざしている。

学校出張相談等に見られる相談ニーズの掘り起こし、履歴書のいらぬ会社説明会や「ひきこもり女子会」などの取り組みが紹介された。

大阪市平野区役所保健福祉課……………

高校生を対象に「ひらの青春生活応援事業」を事業化し、区の担当部署が生活困窮者自立支援相談事業（「くらしサポートセンター平野」）と学習生活支援事業を一体的に運営している。高校中退予防や不登校支援を目的に、多様な若者の相談に対応し、家庭・家族との連携はもちろん、教育部門や福祉部門との連

携による支援を進めている。たとえば、不登校支援では復学だけでなく、転学も視野に入れるなど、保護者と面談もしながら個々の事情にあった支援を調整している。参加していた平野区長は「同事業を地域づくりと位置付け、切れ目のない子ども・若者支援」の大切さを強調していた。「福祉的な課題を持った生徒だけではなく、高校生全般を対象に、また彼らの社会参画まで支援していく」というビジョンを持っており、同市内や他地域にも、生活困窮の事業を活用した取組みが広がることを期待している。

この研究交流大会の課題の1つが、関連する分野との交流や議論であるが、今回学校教育、なかでも高校との交流が実現し、西成高校の山田校長から報告があった。

学校から問いかけ 大阪府立西成高等学校

大阪市西成区にある同校は『反貧困学習』（2009（平成21）年）を出版するなど、その取り組みは有名だ。「生徒の中に生活保護と市民税非課税世帯がおよそ半数を占めており、従来の指導ではなく学校で彼らをどう支援するかという発想に変えた」と話す。学力と社会で活躍できる力を身に付けることを目的とする「エンパワメントスクール」が指定され、大阪府内に同校はじめ8校ある。「小・中学校で学習から遠ざかっていた生徒」や「親から虐待を受けている生徒」「知的障がいや発達障がいと診断等を受けた生徒」また「外国にルーツのある生徒」などが多い。こうした多様な課題を抱える生徒たちが延べで全校生徒の半数を超える。彼らが「18歳になったときにどう自立していけるのか」を大前提にして、落ち着いて学習できる環境と支援を日々模索、実践している。と同時に、そうした実践や経験があるからこそ、地域との連携、

多職種連携への関心も高い。文部科学省が打ち出す「チーム学校」や「コミュニティ・スクール構想」に対して、同校は積極的に実装すべく議論されている。高校を管轄する都道府県と教育委員会とは異なる基礎自治体とどうつながるか、その必要性が現場を交えて報告されたことは貴重であった。

自治体と若者支援の関係を振り返る

コミュニティワーク研究実践センターの穴澤さんに、改めて若者支援の制度を紐解いてもらった。その1つが「勤労青少年ホーム」だ。残っている自治体も多いだろう。同ホームが最初に開設されたのは愛知県、1957（昭和32）年であった。1970（昭和45）年に勤労青少年福祉法が制定される。同ホームは中学を卒業して集団就職で来た若者が非行等に陥らないよう教養と親睦を図る、あるいは読み書き等の学び直しや余暇活動の提供等、いま思えば、食事提供や一時生活支援の機能を有するかなり充実した若者支援施設であり、運営協議会が設置され多機関の連携も図れていた。その後、若者をめぐる課題や支援ニーズの変化を受けて、フリーター・ニート対策としての「ヤングジョブスポット」、共同生活型の「若者自立塾」を経て、サポステ、子ども・若者支援総合支援法による相談窓口、ひきこもり支援センターなどの形で施策が移っていく。自治体はこれら施策・事業の動きに翻弄されたかのように細切れの取組みに終始してきたとの見方もある。自治体としての若者支援施策や取組みを編成するチャンスはなかった訳ではない。「当事者側に立って、どの制度をどう組み合わせるのか」という視点や担当部署の設定が問われた。そして「支援する／される関係」ではなく『ユース・コミュニティ・ワーク』という協同者としての施策

発想が欲しかった」と穴澤さんは指摘する。

穴澤さんの団体（コミュニティワーク研究実践センター）は、札幌市中心部から50kmの月形町における地域と協働した若者支援、若者との共同生活型の支援を展開するほか、北海道空知地域の生活困窮の自立相談支援も担当している。

若者支援施策の今後

我が国の若者支援施策は若者のニーズに応えていないのか、その捕捉（相談支援の利用）が進んでいない。例えば全国のサポステ登録者は16,122人（2017（平成29）年度）で、若年無業者（15歳～39歳）77万人、ひきこもり69万人（両者には重なりがあるが）の数字に比べると、捕捉率は低い。「10代後半以降の高校非進学者を中心とする若者への支援、義務教育以後の社会的自立プロセス、例えば学び直しや職業訓練などの進路保障関係、あるいは学校から次のステップへのつなぐシステム等は整っていない」中で、主に民間の団体による支援活動が先行してきた。支援者が学び集い交流する場として2006（平成18）年に始まった「全国若者・ひきこもり協同実践交流会（現在はJYCフォーラムが主催）」をみてきた佐藤さんは、サポステを利用するひきこもりや不登校の経験者の話から「ひきこもりの契機は、次の学校への接続がうまくいかなかった16～18歳の時期だった」と。「学校にもう一回接続する資源として通信教育や高校卒業認定試験があるが十分ではない。民間主導でフリースクールの延長としての支援やサポステの若年者用プログラム」

をつくってきた。最近東京のある自治体では、サポステと自治体の連携が始まっている。地域福祉課やひとり親担当部署、青少年課と連携したひきこもり支援や学習支援等に広がっている。子ども期から青年期、そして就労支援までをつなげていくような仕組みづくりには自治体の参画が欠かせない。「地域資源を民間団体のネットワークで切り開き、地域力でできないところは行政がカバーする。子ども・若者をめぐる地域の教育力・福祉力を総合化していく必要がある」と提起された。

厚生労働省参事官の伊藤さんからは、学ぶこと・働くことを選択可能にする（居場所等の整備から進路選択のエンパワメント、マッチング）に至る支援スキームの重要性について。すなわち、相談支援の入口と出口の両方に手を伸ばす仕組みが問われている。その1つとしてサポステ事業と生活困窮事業の連携を図ろうと、2019（平成31）年度から予定されているモデル事業が紹介された。

コーディネーターの佐藤さんは「中学生の不登校問題を含めて10代後半から20代の若者支援、さらに『氷河期世代の無業』が話題になっているが、30代40代も視野に入れた、断ち切られない支援の仕組み、多様な依存先、地域資源のネットワークが問われている」と締めくくった。



続・地域力「地域生活自立支援と地域住民の主体性による地域共同」

【パネラー】

一般社団法人音別ふき落団(北海道)……………代表理事 伊藤 まり
 NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター
 国見・千代田のより処 ひなたぼっこ(宮城県)……………チーム長 高橋 正 佳
 ひなたぼっこ運営推進委員・国見地区連合町内会(宮城県) 会 長 吉澤 秀 晃
 川根振興協議会(広島県)……………会 長 辻 駒 健 二

【コメンテーター】

一般社団法人釧路社会的企業創造協議会(北海道)……………副代表 櫛 部 武 俊
 NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター……………理事長 池 田 昌 弘

【コーディネーター】

東北福祉大学総合マネジメント学部……………教 授 高橋 誠 一

分科会9では、行政区や小学校区エリアなどの身近な生活圏域で、地域から排除しない、孤立させない地域づくりに取り組む地域側の先進的実践を報告した。

一般社団法人音別ふき落団

年金生活の人やフルタイムで勤務できない人が働ける場を住民主体でつくろう、北海道釧路市音別地区に昔から自生しているふきを無農薬栽培して商品化しようと思い立ち、2017(平成29)年5月に音別ふき落団を設立した。ふきは種まきをして食べられるまでに3年かかり、無農薬のため人手がかかる。地元の知的障害者福祉施設や、若者のひきこもり支援事業所「せっせ」の利用者、生活保護受給者が働きに来て、私たちが助けてくれる。製造販売のために、休業していたフキの水煮工場を仲間が再開してくれた。大地みらい信用金庫や釧路社会的企業創造協議会の協力もあって、3年後には50トンの生産を見

込んでいる。

「せっせ」から来た緑色の髪の子は生活保護受給者で、はじめは能面のような顔つきだったが、お昼を一緒に食べるうちに表情が出て、ニコニコするようになった。将来的には運転免許を取って地元で就職できるように応援したい。また、ある人は「ここに出てきて、青空の下みんな働いてご飯を食べて帰ると1日のメリハリが出来ていい」と言う。

仲間たちは、さまざまな考えを持っているので衝突するときもあるが、必ず協議して納得して決定することを大切にしている。「ふきで音別が有名になり、若い人から年配の方まで、どんな人も自信を持って、イキイキと暮らせる」というビジョンを実現していきたい。

国見・千代田のより処 ひなたぼっこ

学生下宿だった建物を改装して2009(平成21)年12月に開設。宮城県仙台市青葉区の国見小学校区を基本エリアに、高齢者や障害者、子ども、日常生活で何らかの課題を抱えている人を含め、「だれもが地域で普通に」暮らし続けることの出来る地域社会の実現を目指す拠点だ。活動の柱は、地域の暮らしに関わる事業と、個人の暮らしを支える事業の2つ。前者は、地域の人がつながる場づくりとして、「地域食堂」や居酒屋、安否確認を含めたお弁当の配達、親子サロンや工作サロン、子どもの居場所づくり、月刊広報紙の発行、地域づくりや看取りの勉強会などを実施。

後者は対象を限定せずに、住まいの緊急一時生活支援(10室)を行う。24時間365日対応し、断らないために満室にしないよう調整している。児童相談所の一時保護や、障害者の短期入所、法務省の自立準備ホームの指定も受けている。当初は高齢者の緊急受け入れが多かったが、東日本大震災を境に、障害福祉や生活困窮など複合課題のある相談が増加。相談件数は、受け入れ件数のほぼ倍で、校区を越えて市内外から受けている。利用者数は増加しているが、利用日数は短期化している。支援者には「ここはあくまで一時生活支援施設。目を離さずに本人の次の暮らしと一緒に考えてください」と伝えている。介護度・医療度の高い人の受け入れもあり、医療を含む多機関と連携し、日ごろから連絡が取れる体制をとっている。

立ち上げ当初から、地域の方々と一緒に運営推進委員会を開催している。このような活動が出来るのは、地域の人の理解があってこそと感謝している。

ひなたぼっこ運営推進委員・ 国見地区連合町内会

国見地区は、仙台市内でも福祉活動に強いエリア。地元の大学を巻き込みながら、高齢者や障害者世帯の方が安心して暮らせる町内会づくりに取り組んできた。

「ひなたぼっこ」は当初から地元町内会と連携して運営されてきた。最初の入居者は、自宅が火災にあった町内の一人暮らしの人。一度近所の住民の家に行ったが、それ以上泊められないからと当時の国見地区社会福祉協議会からの要請を受けて、亡くなるまで8年間ひなたぼっこにお世話になった。看取りや葬儀もすべて職員がやってくれて、家族のように寄り添ってくださった。

東日本大震災時には、ひなたぼっこが地域の一時避難所になり、近隣住民に低料金で昼食やお弁当の配達を担った。サロン活動ではいろいろな物づくりをして、高齢者の居場所づくりになっている。また、仙台市は学童保育が小学校3年生までの利用のため、児童館と連携して、4年生以上の子をひなたぼっこでお迎えが来るまで預かってくれる。町内会の高齢者からは「ひなたぼっこがあるから一人暮らしになっても大丈夫」「お昼はそこに食べにいけばいいや」という声が聞こえてくる。ひなたぼっこは市の補助金が打ち切れそうになった時期があり、町内会でもいろいろな提案をした。幸い市から補助金を得ることができたが、地域としていざというときに頼れる拠点があるのは心強い。

川根振興協議会

広島県安芸高田市川根地区は、市の中心部まで車で40分かかる中山間地域で、人口504人、高齢化率46.8%。過疎地のため、「行政に頼っていたら地域がなくなる」という危機

感をもった住民が、自分たちの地域は自分たちで守っていこうと、1972（昭和47）年2月に川根振興協議会を立ち上げた。その年の7月に地区を流れる川が氾濫して大きな被害を受け、協議会の作業班をはじめ住民が家の消毒作業などの復旧にあたった。

全戸加入で1世帯あたり年間1,500円の会費を払い、役割をもって地域活動に参加するようになって、自分たちだけでできないことは行政と協働する「要求型から提案型のまちづくり」へ移行。川根地区では、道路改良の計画、用地交渉までも住民が行う。個人での管理が難しくなった農地の保全活動にも取り組む。どれも二転三転の議論と試行があったが、これらの活動を通じて地域を自分たちで守る重要性を実感した。同時に、地域を自分たちで経営していくことを決意。撤退した農協の施設でスーパーとガソリンスタンドを自分たちで経営し、移動販売や移動サービスを行い、廃校跡地に宿泊施設とレストランを建設して運営。地域を守るには、攻めの運動

も必要だ。地元で学校統合の議論があるが、私は反対している。川根でまだ生活できるという実感を持って、ずっとこの地域で暮らすという持続可能な地域づくりをしないとけない。

コメンテーターを務めた釧路社会的企業創造協議会の櫛部武俊さんは、「住民主体で進める際、意見が衝突してもいかに共同できるかが肝。福祉のにおいを削ぐこともポイント」と助言。全国コミュニティライフサポートセンターの池田昌弘さんは、「従来のサービス事業者が、今まで受け入れていなかった人を受け入れ、あるいは住民がデイサービス等を運営することで、地域で最期まで住み残ることが実現できるのでは」と発言した。

それを受けて、コーディネーターの東北福祉大学教授の高橋誠一さんは、「住民を中心に置いて、専門職も共同で取り組むような、地域共生社会の実現につながる『地域力』の可能性を感じた」とまとめた。



まとめと方向

生活困窮者自立支援全国ネットワーク……代表理事 宮本 太郎
厚生労働省……事務次官 鈴木 俊彦

まとめの 4つのポイント

宮本太郎 2日間の最後に、厚生労働省の鈴木俊彦事務次官をお招きしました。

中身の豊かな大会をまとめるにあたり、今日開かれた9つの分科会に出ることは物理的に無理でしたので、昨日の議論を中心に4つのポイントにまとめました。

1番目に、孤立と自立の関係です。大森先生の基調講演で「自立の反対概念は、依存ではなく孤立だ」という話がありました。議論で強調されたのは、孤立から脱却してもらうためにはその人を理解すること、寄り添うこと。自立支援とはつながりづくりなのですね。気をつけなければいけない点として、支援者がよかれと思って、当事者と支援者の1対1の関係に持ち込んで地域から当事者を引き離してはダメですよ、という話も挙がりました。

また、被災地熊本から出た声として、災害が自立支援の出発点になっていかなければいけないという話もありました。災害は最大の孤立の危機ですから、これをきっかけに脱孤立と自立支援を進めていくことが求められます。

2番目に、大森先生から「横申人材」こそAIに代わるSI (Social Intelligence) であり、人工知能では出来ないことを担って地域を支えていく宝なのだという話がありました。確かに横申人材として素晴らしい活動がある一方で、昨日の議論では、縦割りの制度としてかちっと出来上がった専門性のほうが高く評価されてしまい、それが処遇面にも表れているという話がありました。しかし横申人材へ

の追い風もあります。今回の法改正では、困窮者を見つけたら福祉はもちろん、教育、税務、住宅等に横申につなげることが、自治体の責任であることが明確にされました。従って、皆さんは堂々と、自治体に「ドアを開けてください」と要求してよいのです。

3番目に「就労支援でまちづくり」です。徹底討論パート2では、就労困難な生活困窮者と、地域に山積する難問という「マイナス」の問題どうしが出合ったときに、地域にとってプラスの作用が起きるといふ公式が浮き彫りになりました。もちろんそんなふうには2つをくっつけなければすべうまくいくという簡単な話ではありません。

鳥羽市の齋藤さんは、市役所の真ん中で「生活困窮」と叫びたいけれども、あえて「就労」と叫んだらドアが開き始めたそうです。観光地の長時間労働を業務分解してプチ勤務カタログを作成したら、困窮者のためと銘打っているわけではないのに、困窮者と地域の課題を出合わせるマップになりました。このような一手間が我々には必要です。

4番目に、フロアディスカッションで出た「ベーシックインカム (就労や資産の有無にかかわらず、すべての個人に対して生活に最低限必要な所得を無条件に給付するという社会政策の構想)」についてです。今の国



の財政規模で、年金も生活保護も児童扶養手当も全部やめて、ベーシックインカムを導入すると月7万円ぐらい、これでは都市部の生活保護の基準を下回ってしまいます。ですから、ベーシックインカムよりも、地域に参加出来る基本的な条件を平等にする「ベーシックインクルージョン」という考え方はいかがでしょうか。

鈴木さんにコメントをお願いしたいと思います。

すべてに通底する理念

鈴木俊彦 2014 (平成26) 年から社会・援護局長をやらせていただいて、2015 (平成27) 年4月の制度のスタートに携わらせていただきました。宮本さんのお話は、すべてに生活困窮者自立支援制度の取り組みの基本理念や肝が通底していると感じます。

「孤立と自立」という意味でいけば、生活困窮者自立支援というのは困っている人を地域社会の一員として捉え直す、つなぎ直すことです。双方向の支援が困窮者自立支援の肝の一つだと思います。もう一つの肝は、「私たちの仕事は人がすべて」「対象者を制度の鋳型に当てはめて見ない」ということです。それが一番表れるのが災害だと思います。被災者への生活支援は、生活困窮者自立支援制度のコンセプトそのものです。

横申人材については、その人が社会の一員としてもう一回つなぎ直されるために、この制度に携わる役所の人、事業者、住民がいかにか活動出来るようにしていくかが肝だと思います。横申人材というのは、生活困窮者自立支援制度のプレーヤーだけではなくて、その地域全体がそうなるためにどう考えるのかという考え方ではないかと思っています。

鳥羽市の齋藤さんの取り組みは、感心して話を聞きました。市役所や旅館の皆さんが同じ方向を向いて、制度の肝の目で考え始めてくれたということではないかと思います。

ベーシックインカムの話は、一言だけ申し上げれば、お金の話です。駒村さんも話されていましたが、「お金で片付かない一番大事なことを私たちがやっている」のです。そう考えていくと、おのずと答えは出てくるのかなと思いました。

地域共生社会の確立へ

宮本 最後に、官邸から出ている「全世代型社会保障への転換」や「地域共生社会」についてです。横申人材先行部隊としての生活困窮者自立支援制度ですが、これから応援部隊は少し増軍、増援されてくるのでしょうか。

鈴木 されてくると思います。厚生労働省は2040年に向けて社会保障の新しいビジョンをつくろうという取り組みを始めました。結論を先に言うと、いかに地域共生社会をつくっていくかが決定的に大事だと思っています。

国の人口が減っていくので、一人ひとりを大切にする社会にしなければいけません。給付と負担の問題はこれからも続きますが、それに加えて健康寿命の延伸や、医療・介護のサービス改革、生産性の向上が大事だということで、厚生労働省は「地域共生社会の確立」を大きな柱としました。すべてすくいあげて地域につなげる、全世代型社会保障への転換は、ここにいる皆さんの役割でもあります。**宮本** 希望活動人口をどれだけ増やせるか、私たち自身がいかにか人とのつながりを楽しめるかという視点で捉えていきましょう。2日間ありがとうございました。

第5回生活困窮者自立支援全国研究交流会 生活困窮者自立支援を軸に 地域における生活保障を前進させよう

歓迎挨拶

通信 1-1



一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク代表理事 岡崎 誠也 (高知市長)

第5回生活困窮者自立支援全国研究交流会に全国各地から参加された皆様を心から歓迎いたします。

昨年、高知市での大会では、大変多くの関係者の皆様にご参加いただき、心より感謝を申し上げます。

6月の法改正の趣旨を踏まえ、困窮の原因となる社会的孤立を防ぐことや、関係機関のネットワークをさらに拡大していくことが求められています。

また、支援者自身の抱える課題も顕著になってきているので、本大会は、課題や壁にぶつかってきたときに、一度この場に立ち戻り、様々な人と交流し語り合うことで、新しい解決方法の知恵やエネルギーを補充し、また現場に戻っていく、支援者の「ベースキャンプ」として効果を発揮できるものになればと強く願います。

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク代表理事 宮本 太郎 (中央大学法学部 教授)

第5回生活困窮者自立支援全国研究交流会にようこそ！

第5回となる今年の大会ですが、生活困窮者自立支援制度がスタートして初めての制度改正が行われた直後の大会です。地域で様々なかたちでこの制度に携わっている皆さんからみて、制度は期待される方向に発展しているか。ぜひともしつかりチェックしていただき、声もあげてほしいと思います。

第5回生活困窮者自立支援全国研究交流会にようこそ！

地域を取り組みをもとに設計され、立ち上がった制度であり、そこから経験とエネルギーを吸収することで発展していく制度です。そして、この研究交流会は、この制度を支える人たちがヨコのつながりを強めつつ、この制度に地域の経験とエネルギーを充当する場です。ぜひ議論と交流の輪を広げていってください。



一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク代表理事 奥田 知志 (NPO 法人抱樞 理事長)

皆さま！ ようこそおいで下さいました。心より歓迎申し上げます。困窮者支援に限らず大切なのは、「人と人との支え合うこと」だと思っています。どんなに素晴らしい制度も、どれだけ潤沢な予算も、結局は「人次第」。この大会の中心には「人」がいます。それはあなたであり、わたしです。人と人が出合い、語り合い、新たな人との出合いが押し出される。それが大会の開催意義だと思います。

今回も1,000人を超える方々が全国から集まってください。願っています。

現場や手法、考え方は、違います。だから出会う意味があります。ごんごん出合い、ごんごん議論し、そして何かあったら相談できる関係をつくりましょう。「その人がその人として、その場所、その人らしく生きること。そのことと、あの人も元気になる」ために私は何をすべきか。この制度はどうなればいいのか。社会の在り方は・・・今年も出合いの中で学ばせてもらおうと思います！ 2日間よろしくお

第5回生活困窮者自立支援全国研究交流会開催に寄せて

駐リトアニア特命全権大使 山崎 史郎 (生活困窮者自立支援全国ネットワーク 前顧問)

第5回全国研究交流会、まことにおめでとうございます。大会の盛会を心からお祈りしています。

私が今赴任しているリトアニアをはじめとするバルト3国は、20世紀になって、ソ連、ナチス・ドイツ、そして再びソ連と、大国の支配を受け続け、1944年以降は、独立した国家は消滅し、数十万人がシベリアへ送られる悲劇を経験してきました。それにもかかわらず、バルトの人々は自らの国家の回復を決してあきらめず、独立への想いを代々つないできました。そのことがはっきりと表れたのが、1989年に起きた『人間の鎖』です。これは、エストニアのタリンからリトアニアのビュニス

までの600kmを200万人のバルトの人々が、独立を求めて手をつなぎ合う、という前代未聞の出来事でした。その結果、1990年についてに独立を回復し、今、国民はお互いに励まし合いながら、人権尊重を第一に、国づくりに取り組んでいます。

このように、一人ひとりで解決できないことも、同じ想いを持つ者が「つながること」ができれば、社会を変えていく大きな力になります。この研究交流会が、全国で生活困窮者自立支援に取り組んでいる皆様方にとって、同じ想いを持つ仲間同士が「つながり」、そして、新たな出発を確かめ合う場となることを、心からお祈りしています。皆さん、頑張ってください。



熊本 PHOTO

熊本駅前には球団民謡「おもやん」の像が、ぜひご覧ください！



熊本城、復興にもって修復中です

1日目見どころ案内

基調講演

「横結の仕組みと人財」

地域資源の「横結」とそれを可能にする「横串人財」の大切さを考え、共生支援の可能性を論じたい。生活困窮者の定義に「地域社会の関係性」が入ったことの意義にも触れたい。求められている「横串人財」は、AIに置き換えられないS I (社会的知性)の持ち主になるだろう。2040年に向けて、縮小と効率化が強調される中で、地域に根を張る充実した共生社会の形成を展望したい。

●コーディネーター：大森 彌/東京大学 名誉教授

鼎談

「地域共生社会を問いかけて」

今回の鼎談のテーマは「共生社会とは何か」ということです。そもそも社会とは、人と人が共に生きていることを指す言葉だったと思います。しかし、現実の日本社会は、決してそれが自明の事柄とはなっていないようです。孤立や無縁が大きな問題となっています。一方で、あまりに強い承認欲求は「個」としての存在をないがしろにしてしまう心配もあります。同化でもなく孤立でもない。そんな人と人との在り方を登壇者の皆さんと語り合えればと思います。今回の法改正では、「地域社会からの孤立」が基本理念として加えられました。この意義も深めたいと思います。

●パネラー：奥田 知志/生活困窮者自立支援全国ネットワーク代表理事

国会議員からのエール

改正「生活困窮者自立支援法」成立に尽力した国会議員の方々が登壇し、制度にかかわる皆さんへの応援の気持ち、熱い想いを語ります。

【登壇者】

自由民主党	鬼木 誠	衆議院議員
公明党	山本香苗	参議院議員
立憲民主党	川田龍平	参議院議員
国民民主党	足立信也	参議院議員

徹底討論パート1

「新生活困窮者自立支援法で何が変わったのか」

全国的生活困窮者自立支援の現場の実践と、制度はこうあってほしいという願いが結実した「新生活困窮者自立支援法」。

新法に込められている意味と、これを踏まえてこれから実践をどう進めるべきか、各事業分野を開発、リードしてきた第一人者が語り合い、2日目の分科会への問題提起を行います。

●コーディネーター：

和田 敏明/ルーテル学院大学 名誉教授

徹底討論パート2

「生活支援と生活困窮」

ここでは、熊本県西原村、滋賀県東近江市、三重県鳥羽市の3つの地域にご登場いただきます。生活困窮者自立支援は「分権的・創造的」、すなわち、地域のニーズに応え、地域の社会資源を生かすことが重要だと言われます。災害からの復興や地域の疲弊、地域産業の振興など様々な地域の課題を抱えながら、「支えあい」のある地域づくりを丁寧に作り上げていった実践例を紹介します。「わか地域でもできるぞ」と元氣の出ること請け合いのセッションです。

●コーディネーター：

村木 厚子/生活困窮者自立支援全国ネットワーク 顧問

プロアデイスカッション

制度改正により、生活困窮者自立支援制度もVer.2に入りました。対人支援サービス事業として、「支援の質」を高めていくための現場からの工夫、課題についてのご意見をいただければと思います。

個人的には、心理的な要素(社会での信頼やストレス)が人間の行動に与える影響を研究しています。現場での経験を研究に生かし、そして研究が制度や現場を改善する視点で議論したいと思います。

●コーディネーター：

駒村 康平/慶應義塾大学経済学部 教授

生活困窮者自立支援全国ネットワーク 会員募集

「生活困窮者自立支援全国ネットワーク」は、生活困窮者自立支援法に関わる事業を担う人材のネットワークであるのみならず、すでに地域において生活困窮者支援に携わってきた人々、当事者、学識経験者などが、職種や所属等を超えて広く出会い、共に学び、共に支え合い、支援者としての資質の維持・向上や関係者間の連携の確保、あるいは関連政策の推進を図っていくことを目的としています。

制度が充実することは必要ですが、制度だけが強化されるのではなく、社会そのものが強化されることが重要です。「生活困窮者自立支援全国ネットワーク」は、人材育成と共に新しい社会創造を模索する場所として、生活困窮者支援に関わる人々が出会い、苦勞を分かち合い、支え合い、学び合い、その中で新しい社会の創造への胎動が始まる場となることを期待します。

◎主な活動

- (1)「全国研究交流大会」の開催
- (2)支援員に対する「実践的研修セミナー(仮称)」の開催及び情報交換等
- (3)行政等に対する政策提言など
- (4)その他各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

生活困窮者自立支援全国ネットワークにご入会いただいた場合は、会員特典として参加費から3,000円を会費として振替させていただきます。会員には月1回メールで生活困窮者支援の情報やシンポジウム等のお知らせをメルマガでお届けします。ぜひこの機会に会員にご加入ください。※すでに会員のの方は、大会参加費より今年度の年会費として年会費3,000円を振替させていただきます。

会員登録については、生活困窮者自立支援全国ネットワークホームページをご覧ください。

●生活困窮者自立支援全国ネットワーク

<http://www.life-poor-support-japan.net/>

学割のご案内

ご要望にお応えして、大会参加費に学割を設けました。当日受付カウンターで学生証をお見せいただければ、一般参加費10,000円のうち3,000円を返金いたしますので、学生の方はぜひご利用ください。

前夜祭 行楽一ト

大会に先立ち、大会講師、生活困窮者自立支援全国ネットワーク役員・社員、関係者による前夜祭「初代生活困窮者自立支援室長 熊木正人氏に聞く困窮者支援と立ち上げへの熱い想い」(聞き手：生活困窮者自立支援全国ネットワーク代表理事 奥田知志)が、熊本県立劇場大会議室にて開催されました。その後は懇親会を開催し、大会に向けた熱い想いを再確認しました。

大懇親会のご案内

本日18時30分より、「熊本県立劇場内大会議室」にて大懇親会を開催します。すでに300人以上のみならずお申し込みいただいたしております。受付の混雑が予想されますので、お時間之余裕をもってお越しください。交流、ご歓談、大抽選会など楽しい企画がもりだくさん!講師や参加者の皆さま同士の交流の場として、お楽しみください。

なお、多数のお申し込みいただき定員に達しましたので、当日の申し込みを承ることはできません。ご了承ください。



赤い羽根
福祉基金

Supported by
日本
財団
THE NIPPON
FOUNDATION

第5回生活困窮者自立支援全国研究交流大会 生活困窮者自立支援を軸に 地域における生活保障を前進させよう

2日目見どころ案内

通信 1-2

分科会1

「地域が担う(創る)就労支援
—「共に働く」地域づくりをめざして—
就労支援を通じて地域づくりには、あらゆる制度の活用のみならず、地域の企業や昔ながらの文化や様々な資源の活用が不可欠です。簡単ではなく、労力がかかる・・・? 地域づくりには、何よりも、市民の参加! 一人ひとりの困りごとや地域の課題が、地域づくりのきっかけに・・・! そんな多様な実践から、地域が創る就労支援を考えます。

●コーディネーター:
扶橋 文重/日本労働者協同組合(ワーカーズユニオン) 連合会 事業推進部 副部長

法が施行されて3年半が経過した。当初から、稼働年齢層の就労支援が重視され、任意事業として就労準備支援、自主事業として就労訓練(中間的就労)が制度化されたが、直ちに就職が難しい人の就労支援に、多くの機関が苦勞している。この分科会では、社会的企業型(支援機関が自ら働く場を創る)と企業との連携型の先進的な取り組みを紹介する。

●コーディネーター:
池田 徹/社会福祉法人生活クラブ風の村 理事長

分科会2

「従事者お悩み相談
(従事者限定・グループワーク)」

「お悩み」を出し合うグループワークに基づき、3人のアドバイザーとのいきいきやりとりを予定しています。また、事前にといただいた質問をアドバイザーに見ていただき、ご質問に答えられるよう万全を期しています。悩みを一つひとつ解決することが目的ですが、一方で、悩みの全体像を明らかにするだけでも、この事業の着実な進歩を生むの

一般社団法人創道社会的企業創造協議会(北海道)事務局 局長
相原 真樹さん

1回目の大会から毎年参加して、日ごろの業務や自治体とのやりとりだけでは読み取れない今後の支援のあり方をキャッチしています。今年は、分科会9に登壇する地元の「音別ふき蒔団」を応援しつつ、東京大学の太森先生のお話も大変楽しみにしています。

一般社団法人福井県協議会(福井県) 会長
菊池 まゆみさん

第5回生活困窮者自立支援全国研究交流大会の盛会裏の開催おめでとうございます。私も秋田県藤里町では今、「活躍支援」がマイブームで、高齢になっても障害があっても活躍できる仕組みに対応できるのが生活困窮者自立支援制度だと改めて実感しつつ、制度に関わる方々を共有できる本大会を、楽しみにしています。

米原市社会福祉協議会(地域福祉課(滋賀県) 課長
田中 雄一さん

今大会は、市職員2人と社協職員3人で参加します。「制度や支援のあり方は自分たちがつくる」という、皆さんの本制度にかける熱い思いが伝わってくる本交流大会で実践を学び合い、今後の支援の糧にしたいと思っています。

ではないか……と期待は高まるばかりです。

●コーディネーター:
和田 敏明/ルーテル学院大学 名誉教授
渋谷 篤男/中央共同募金会 常務理事

分科会3

**現地企画① 「任意事業100%
実施だからできたこと」**
～熊本地震における被災者支援の取り組みとは～
2016年の熊本地震から2年6か月が経過し、応急仮設住宅等の入居者数が減少傾向にある一方で、自主再建が困難な被災者は、住まいの確保をはじめとする多様な課題を抱え、支援制度の効果的な活用と任意事業者や関係機関・団体の連携による個別支援の強化が求められています。

分科会3では、自立相談支援事業と各任意事業との連携による被災者支援のこれまでの取り組みのなかで見えてきた成果と課題を検証し、平常時からの生活困窮者支援のあり方についても考えてみたいと思います。

●コーディネーター:
川口 和博/熊本県社会福祉協議会 地域福祉課 課長

現地企画② 「生活困窮者支援はチームワーク

～一体的実施を事例から学ぼう～

このセッションの見どころは「チームワーク」です。昨今、「連携」や「協働」などのことがよく使われるようになっていますが、具体的な中身が見当たらない気がします。困窮者支援は生活課題全般に対応しなければならぬため、中身のあるチームワークが求められます。おそらく皆さ

奈良県社会福祉協議会(地域福祉課
生活困窮者自立支援係) 係長
川上 傑生さん

法施行から4年目に入り、日々さまざまな生きづらさを抱えた人々と出会うたびに、福祉など制度の枠を取り払った支援の重要性を感じています。この大会に参加し、いろいろな地域の取り組みを地元を持ち帰ることが、明日、相談に来れる方の支援に繋がると信じています。

高知市社会福祉協議会 共に生きる課 主査
高知市生活支援相談センター 家計改善支援員
中村 恭久さん

昨年の大会での活発な議論をきっかけに、高知市生活支援相談センターでは、今年度から家計改善支援事業・就労準備支援事業を開始しました。今大会でも、全国の皆さんと熱く語り合い、明日からの支援のヒントを高知に持ち帰りたいと楽しみにしています。

山都町社会福祉協議会(本部支店(熊本県) 支店長
歌野 智恵美さん

町内には生活困窮者自立支援制度だけでは解決できない、細かな困りごとを抱えている人が多くいることを、熊本地震による被災者宅を訪問して実感しています。そういう方を含めて、地域で支えていくすべてを大会で学びたいと思っています。

んのまちでも気づいていることを、このセッションではつきり、すっきりして帰ってもらえるように伝えていきます。

●コーディネーター:
上田 浩之/熊本社会福祉協議会 総合相談センター長

分科会5

**「学習・生活支援事業」から
困難を抱える子ども・若者
支援の在り方を問う**

午前の部

午前の部は、生活困窮者自立支援制度における「学習・生活支援事業」を切り口に、困難を抱える子ども・若者の自立支援の在り方について議論します。支援現場の課題にいかに向き合い、どのように行動を起こすべきなのか? 実践者たちの報告を起点に、個別制度の範囲に止まらない本質的な議論が展開できればと考えています。

●コーディネーター:
谷口 仁史/NPO法人NPOスチューデント・サポート・フェイス 代表理事

午後の部

午後の部は、子ども・若者支援を通して地域づくりを考えます。彼らを通して、どのような地域づくりを展開していくか。「子ども・若者のため」の支援を越えて、彼らと一緒にどう暮らしていくか。彼らと一緒にどんな地域をつくるっていくか。そのことは未来の社会を変えていく可能性です。そんな議論をしてみたいと思います。

●コーディネーター:
原田 正樹/日本福祉大学 学長補佐

VOICE

参加者の声

一般社団法人バーンナルサポートセンター
仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」
自立相談支援部 課長
後藤 美枝さん

当法人では、東日本大震災での被災者の見守り支援のノウハウを活かし、熊本地震の際、被災者支援に携わらせていただきました。今回の大会に参加するにあたり、各団体の取り組みはもちろんですが、次年度は仙台市で開催ということもあり、地元開催の分科会等はそのような内容、組み立てなのか、また運営のお手伝いをするにあたり、開催時にスムーズな対応ができるよう、両面の視点で参考にさせていただきたいと思っています。

分科会6 「どうする居住支援・一時生活支援！」

この分科会では、いま注目を集めている居住支援をめぐって、改正住宅セーフティネット法と居住支援法人、無料低額宿泊所の規制と新たな日常生活支援住居施設に焦点をあて、各地の先駆的な取り組みや制度改革の最新の論点を取り上げ、大いに議論します。

パネラーとして、NPOや企業、地方自治体に加えて、国土交通省と厚生労働省の政策担当者にも登壇いただきます。この分科会でしか味わえない豪華で中身の濃い内容をお届けします。ご期待ください。お待ちしております。

●コーディネーター:

垣田 裕介/大阪府立大学 生活科学部 准教授

「居住」はすべての前提です。にもかかわらず、「住居確保」が課題となっています。これはどういうことなのでしょう。住居は省庁をまたぐ大きな課題です。この間、厚労省も国交省も「居住支援の強化」を掲げています。どのようにより一体的にこれらの施策を活用するか。同時に民間は何ができるのか。さらに2年後にスタートする「日常生活支援住居施設」の可能性と貧困ビジネス規制の課題を皆で議論したいと思います。

●コーディネーター:

奥田 知志/NPO法人抱撲 理事長

分科会7 「家計改善支援をさらに広げ、生活困窮者支援を盛り上げよう！！」

～家計改善支援員全員集合！皆で語り合おう明日からの支援

午前の部

皆さまの自治体では、家計改善支援事業に取り組みられていますか？家計を入口に相談者に寄り添い、前向きな力を引き出す家計改善支援は、自治体の生活困窮者支援を充実させる大きな力になります。支援をよりよくしたいと願う

支援員、これから始めてみたいと思う自治体の皆さま、ぜひご参加ください！

●コーディネーター:

新保 美香/明治学院大学 社会学部 教授

午後の部

「家計相談といっても、どんなことすれはいいの？」「本当に役に立つのかしら・・・」「自立相談との違いは？」など、いろいろな不安や疑問をお持ちの方、一緒に考えてみましょう。分科会7では、午前は家計相談を行っている自治体からの実践報告、午後は法律改正された「支援会議」の活用法ミニ講座と、皆さんからの質問や悩みを元に、パネラーを交えライブ感たっぷりにディスカッションします。

●コーディネーター:

生水 裕美/野州市 市民部市民生活相談課 課長

分科会8 「自治体の役割を問い直す」10代後半期以降の若者支援と自治体への期待

～進路・就労の課題向き合う自治体施策とは…？～
高校非進学などリスクを抱えた10代後半の若者の社会的自立プロセスをどう構想するか？ヨーロッパの若者政策と比べるといまだ未整備ではあるが、地域若者サポートセンターやNPOなどが取り組んできた学び直し支援や職業訓練などの進路保障サービスの現状と課題について、各地の事例を交えながら検証したい。また、そのうえで、教育と福祉と労働の統合化、国の若者政策と自治体の福祉政策等の連携の方向などを問う分科会にした。

●コーディネーター:

佐藤 洋作/一般社団法人若者協同実践全国フォーラム (JYCフォーラム) 代表理事

若者支援、特に10代後半以降の若者が直面する課題と、その課題解決に自治体は寄与できるのか？向き合い始めた自治体として大阪市と大阪府豊中市。今までもこれか

らも向き合う高校。地域若者サポートステーション事業を創設した国。そして若者支援を切り開いてきたNPOがテーマに迫る。日本版ユースワークを生み出した、かつて自治体が進めた「勤労青少年ホーム」の施策を伏線に、自治体の若者政策の歴史も交え、若者政策入門の分科会にしてみたい。

●コーディネーター:

西岡 正次/A'ワーク創造館 (大阪地域職業訓練センター) 就労支援室 室長

分科会9 続・地域力「地域生活自立支援と地域住民の主体性による地域共同」

地域から排除しない、孤立させない取り組みを地域に根ざしたものとすることが地域共生社会を実現するために不可欠です。ここで地域の基本となるのが、集落、行政区、自治会、小学校区エリアなどです。この分科会では、このような身近な生活圏域で主体的に地域づくりに取り組んでいる先進的活動の実践者の生の声を聴いていただきたいと思っています。地域から生活困窮者の自立支援を考え、制度の枠を超えた地域共同のあり方を議論します。

●コーディネーター:

高橋 誠一/東北福祉大学総合マネジメント学部 教授

熊本 PHOTO



熊本駅前幹線改札内へくまモンがお出迎え

参加申し込み状況

分科会別参加者数 (2018年11月9日13時現在)

●1日分科会<10:00-12:00/13:00-14:30> (AM) (PM) (単位:人)

分科会1	191	149
分科会2	39	31
分科会5	139	129
分科会6	109	108
分科会7	173	185
分科会8	64	59
分科会9	93	100

●午前分科会<10:00-12:00>

分科会3	87
------	----

●午後分科会<13:00-14:30>

分科会4	139
------	-----

都道府県別参加者数 (2018年11月9日13時現在)

北海道	29	山梨県	1
青森県	4	長野県	8
岩手県	11	岐阜県	4
宮城県	13	静岡県	2
秋田県	12	愛知県	27
山形県	2	三重県	14
福島県	4	滋賀県	18
茨城県	2	京都府	6
栃木県	3	大阪府	78
群馬県	0	兵庫県	19
埼玉県	9	奈良県	5
千葉県	24	和歌山県	3
東京都	74	鳥取県	17
神奈川県	13	島根県	13
新潟県	6	岡山県	11
富山県	2	広島県	14
石川県	0	山口県	22
福井県	4	徳島県	18

(単位:人)

香川県	1
愛媛県	14
高知県	11
福岡県	191
佐賀県	28
長崎県	22
熊本県	145
大分県	28
宮崎県	26
鹿児島県	27
沖縄県	13
合計	998



参加者のほか、講師、運営スタッフを含めて1000人を超えています。

大会2日目の会場について

11月11日(日)は熊本学園大学での開催となります。分科会会場は11号館の3階～7階です。お申込みいただいた分科会会場へ、直接お越しください。受付は午前9時から、午前分科会の開始は10時からとなりますので、お時間に余裕をもってお越しください。



今年で4回目となる大会速報。今回も熱い思いをお届けしたいと思います。会場内で編集スタッフを見かけられましたら、感想などをお寄せいただけると励みになります。
(文責 事務局編集部)



赤い羽根 福祉基金

Supported by
THE NIPPON FOUNDATION

第5回生活困窮者自立支援全国研究交流会 生活困窮者自立支援を軸に 地域における生活保障を前進させよう

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク第五期社員総会 報告

2018年11月10日(土)10~11時、熊本県立劇場大会議室にて、一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク第五期社員総会を開催しました。

社員64人のうち本人出席30人、書面議決書6人、委任出席19人で、合計55人が出席され、本総会が有効に成立しました。議長の宮本太郎中央大学法学部教授(一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク代表理事)のもと、「第一号議案

平成29年度活動報告承認の件」「第二号議案 平成29年度決算報告承認の件、監査報告」「第三号議案 役員選任の件」「第四号議案 平成30年度活動方針決定の件」「第五号議案 平成30年度予算決定の件」が行われ、すべて承認可決されたことを報告いたします。
なお、議案書につきましては、生活困窮者自立支援全国ネットワークのホームページ上にアップロードする予定です。



通信 2

開会のごあいさつ

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 代表理事

宮本太郎さん(中央大学法学部 教授)

今年6月の法改正で、生活困窮者自立支援法第2条の理念が明確に書き込まれました。困窮と孤立の問題に取り組む経験とエネルギーを充実に、また発展させていく場として、2日間の大会をぜひ楽しんでください。

厚生労働大臣

根本匠さん(厚生労働省社会・援護局局長 谷内繁さん代読)

6月の法改正で、自立と尊厳、就労、つながりづくりと地域づくりを明確に位置づけました。人が人を支える仕組みとして、地域共生社会の中核をなすよう着実にすすめてまいりたく、2日間爽り多い時間を過ごされたいことを願っています。

熊本県知事

蒲島郁夫さん(熊本県健康福祉部 部長 古閑陽一さん代読)

熊本地震の発災時より全国から多大なるご支援をいただき、深く感謝を申し上げます。熊本県下では自治体と連携して、平成27年度から生活困窮者自立支援に積極的に取り組み、進学準備給付金も独自に行っています。現場のご苦労も多いと思います。この大会で交流し、支え合う場となることを期待します。

熊本市長

大西一史さん(熊本県健康福祉部 局長 池田泰紀さん代読)

皆様には自立支援のために昼夜を問わずご尽力いただき、感謝を申し上げます。支援者、学識者、自治体などが一堂に



会すこの大会が、よりニーズにあった支援となるべく、見識と連携を深める場となることを願っています。

熊本学園大学 学長

幸田亮一さん(社会福祉学部部長 教授 山崎史郎さん代読)

今日の社会情勢を鑑み、立場や職種を越えて課題解決のための議論を深めることが重要です。その大切な役割をこの大会が担い、皆縁がさまざまな着想を得て、有意義な2日間となることを願っています。



熊本県営業部長兼しあわせ部長のくまモンも登場!会場が沸きました

基調講演 「横結の仕組みと人財」

自立の反対概念は依存ではなく、孤立だ。人は他の人と生きるしか生きようがない。どう関係性を築き、維持するのか。

今この生活困窮者自立支援法の改正で大事なものは、基本理念に「尊厳」と「社会的孤立」が入ったことだ。経済的困窮の前、あるいは同時に、社会的孤立が進んでいる。そのプロセスをきちんと捉えなければ、問題は解決できない。

東京大学 名誉教授

大森 彌さん



鼎談 「地域共生社会を問いかけて」

一人ひとりが支える側・支えられる側という役割転換が行われるところに地域共生社会はあるのではないか。

高齢者・障害者・子ども・若者など、多様な人たちが生きている地域で私たちがどうなりたいかという共生が必要で、そのなかに孤立の問題があることを忘れてはならない。一方で、一人ひとりの独自性も担保しつつ、地域の課題を見つけて引き出していく視点が大切だ。

NPO 法人おーさあ

健重くらしささえ愛工房

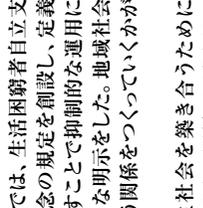
理事長

小笠原嘉祐さん



厚生労働省 社会・援護局 局長

谷内繁さん



生活困窮者自立支援全国 ネットワーク代表理事

奥田知志さん

制度改正では、生活困窮者自立支援の基本理念の規定を創設し、定義規定を見直すことで抑制的な運用にならぬような明示をした。地域社会のなかでどう関係をつくっていくかが柱となる。

ホームレス支援を30年続けるなかで、大きな課題であった「孤立」の概念が法律に人ったことを評価したい。支援=課題解決ではなく、つながることが支援。第2、3の危機がきたときにいかにつながり関係ができていくか。

障害のある子どもの母親は、「不幸ではないが大変さを知ってほしい」と言った。大変さだけでなく、変を分別し、大変さだけとやることが幸せであり、地域共生社会だと考える。



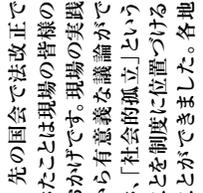
自由民主党 衆議院議員

鬼木 誠さん



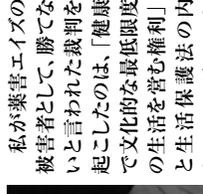
公明党 参議院議員

山本香苗さん



立憲民主党 参議院議員

川田龍平さん



国民民主党 参議院議員

足立信也さん

生活困窮者自立支援制度は、私たちが生み育てた制度だと思っ
ていますし、子どもの貧困の取り組みをリードしてきました。任意事業である就労支援と一時生活支援事業を必須事業にするのが排除されない社会づくりのために、現場に足を運び、求められている答えと一緒に考えてまいります。

先の国会で法改正できたことは現場の皆様のおかげです。現場の実践から有意義な議論ができ、「社会的孤立」ということを制度に位置づけることができました。各地の災害発災により、この制度の重要性を痛感しています。来年度も学習・生活支援と子ども学習・生活支援の全面施行に向け、しっかりと中身を詰め、今後も進化させていきたいと思っています。

私が薬害エイズの被害者として、勝てないと言われた裁判を起こしたのは、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」と生活保護法の内容について争った朝日訴訟がモデルでした。皆さんから声をいただいた。生活困窮者自立支援法をよりよくしていくために励みたいと思います。

国会議員からのエール

銀行員時代に、多重債務で困窮状態の方やそのご家族の状況を知って以降、その課題解決のために動き、先日の通常国会では自由民主党の困窮者対策プロジェクトチーム事務局長を務め、法改正に取り組みました。皆さんと力を合わせて、誰もが社会参加して自立して暮らすことのできる社会の実現に向けて頑張ってまいります。

徹底討論パート1

●パネラー



市川市生活サポートセンター
タヌキ (so-ra) 主任
相談支援員 社会福祉士
朝比奈ミカさん

孤立の問題が社会化されて法に書かれたことは、社会的な合意になったことで大きな意義がある。生活困窮者自立支援が縦割りではなく、セーフティネットとしてどう機能しているかが問われている。ソーシャルワークのそもそもの機能が問われている。ソーシャルワークのこの制度があると感じている。人材を育て、キャリアを保障し、当事者に近い人たちも含めて支援体制のなかに多様な課題をどう保障していくのか、チャレンジすべき課題である。



NPO法人
NPOスチューデント・サポート
フェイス 代表理事
谷口仁史さん

NPO法人で困難を抱える子ども・若者のワンストップサービスを提供している。縦割り対応には限界があり、アウトリーチで社会参加から自立までの支援をしている。生活困窮者に寄り添い視点を社会的に明確化し、学習生活支援への改正は自立の基盤に重きを置く点で評価できる。掘り起こされた課題は深刻化、複雑化しているが、事業評価の仕組みはまだ不十分であり、就職や進学率など単純化した数字でのプロポーザルでの危険性も感じている。

「新生活困窮者自立支援法で何が変わったのか」



日本労働者協同組合連合会
専務理事
田嶋康利さん

働くことを軸とした地域づくりに取り組み、当事者団体として当事者主体、市民参加、市民の課題にどう向き合うかを考えている。自立支援は貴重な人材の発掘であり、協同労働という地域づくりの担い手だ。市民社会のなかで、排除しない、孤立しない地域をつくらうという人をどう増やしていくのが最大のテーマである。



グリーンコープ生活協同
組合連合会 常務理事・
生活再生事業推進室長
行岡みち子さん



●コーディネーター

和嶋敏明さん
ルーツ学院大学
名誉教授
和嶋敏明さん

生活困窮者自立支援制度は、地域共生社会を実現するための中核となる。現場と交流しながら発展と進化に取り組んでいきたい。任意事業を実施している自治体では支援の効果がより表れているが、地に足のついた任意事業をどう普及させていくかが課題になっている。個別支援から資源を開発していくなかで、地域資源とつながり、地域に価値を見出していく地域づくりの取り組みが生まれてきた。事業のアウトプットと並行して個人・世帯・地域にどういった変化がうまわれたのかを明らかにすることがこの事業の本当の価値だと思っている。

徹底討論パート2

●パネラー



NPO法人
にしはらたんぼハウス
施設長
上村加代子さん

熊本県西原村で、「仕事づくり」「居場所づくり」そして障害等への理解をすすめる「心づくり」に取り組んでいる。障害、としこもり、アルコール依存、認知症、触法、生活困窮などさまざまな人と農作業、食堂、移動販売などを行う。3食を200円で食事提供することで、生活保護に頼らずに食んとか暮らせる環境を実現。多様な柔軟性のあるNPOとして子どもが突える場所、大人がほっとする場所をつくっていきたい。

●コーディネーター



生活困窮者自立支援全国
ネットワーク顧問
村木厚子さん

地域によって課題やニーズ、社会資源は違うので、自分のまちなあった地域づくりを考えていく必要がある。今日の3者のように分権的、創造的であることが大切。

「生活支援と生活困窮」



東近江市社会福祉協議会
在宅福祉課課長
眞弓洋一さん

滋賀県東近江市では、地域福祉活動計画に基づき、市内14地区で定期的な懇談会を開き、実践に結び付けてきた。住民からのお米や缶詰などの寄付を現物支給したり、民生委員自身の悩みから「生活支援サポーター」が生まれるなど、住民の能動的な活動に支えられている。社協が小さな仕事と当事者を結びつける受け皿となったり、制度やサービスの利用で地域から孤立しないよう、専門職が地域へつないでいく役目も必要。



鳥羽市健康福祉課 課長
補佐兼社会福祉事務所次長
齋藤 猛さん

観光が基幹産業である三重県鳥羽市は、旅館などで住み込みで働く就労者が多く、高齢による退職で収入と住まいを失って困窮に陥る人が多い一方で、観光産業の労働力の確保が課題となっている。「とぼびと活躍プロジェクト」は、「働く」をキーワードに市内連携をすすめて、ライフワークに応じて見える化、アクションプランを考え、課題解決を目標にしている。わがまちの社会資源にあわせて、まずは自分自身が動いて横につながってきたい。

●コーディネーター



社会福祉法人大田市社会福祉協議会 (鳥根県) 生活支援課 主事
島田 奨馬さん

地域連携、関係者連携について、できているところとできていないところの差があるので、この大会で学んだことを地元に戻り、何ができるか自分なりに考えて、他の職員と共有したいと思っています。

社会福祉法人半田市社会福祉協議会 (愛知県)
上口 美智代さん

今年、初めて参加しました。登壇されていただけでなく、参加された皆さんの活動もぜひお聞きしたいと思っています。居住支援を担当しているため、それに関するセッションはとて楽しみます。

熊本 PHOTO



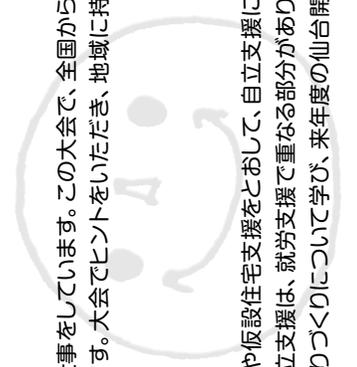
民生委員の父・林市蔵さん



熊本は路面電車のまち

VOICE

参加者の声



隣保館で小さな地域に出かけ、お話を伺う仕事をしています。この大会で、全国から集まった方々に出会えることが一つの楽しみです。大会でヒントをいただき、地域に持ち帰れたらと思っています。

一般社団法人パーソナル・サポート・センター (PSC)
仙台市生活自立・仕事相談センター「かんぽ」で相談支援員
主任 荒井 仁さん

PSCは、東日本大震災で避難所の運営支援や仮設住宅支援をとおして、自立支援に携わってきました。被災者支援と生活困窮者自立支援は、就労支援で重なる部分があります。2日間で多くの実践から地域でのつながりづくりについて学び、来年度の仙台開催にもつなげていきたいと思っています。

次回開催のお知らせ

第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会を2019年11月9日(土)、10日(日)、仙台市の開催を予定しておりますが、同日に仙台市で10,000人規模の世界防災フォーラムの開催が2018年11月16日に発表されたため、大会の日程変更を検討しております。詳細は、決定しだいホームページなどでお知らせいたします。

編集後記



大会速報2号はいかがでしたか。当日11人の参加者に加え、1,000人の参加者のみなさまをお迎えすることができました。大会速報3号は、2日目の内容を盛り込んで、後日、生活困窮者自立支援全国ネットワークホームページにアップいたします。どうぞ楽しみに！

(文責 事務局編集部)



Supported by
THE NIPPON
FOUNDATION

赤い羽根
福祉基金

第5回 生活困窮者自立支援全国研究交流大会

生活困窮者自立支援を軸に 地域における生活保障を前進させよう

大会1日目

フロアディスカッション



- コーディネーター
慶應義塾大学経済学部 教授 駒村康平
- コーディネーター
生活困窮者自立支援全国ネットワーク 理事 榎部武俊
生活困窮者自立支援全国ネットワーク 理事 西岡正次

大会一日目の最後に、来場者との意見交換が行われた。

自治体職員からの「縦割り意識が強い自治体職員に相談支援員がつかない思いをしている。自立相談支援機関への丸投げではなく、自治体職員にしかできないことは何か」という問いかけには、「連携の際の共通言語を自治体がつくるべき」「自治体職員への外部からの褒め言葉が、活動を横につなぐ時のポイント」との回答があった。

ほかにも、会場からは「アウトリーチや行政間・団体間の連携、効果的な取り組みとは何か」「被災者の支援に生活困窮者自立支援事業が活用されていくべき」「国際的な連携も望まれる」「生活困窮者支援におけるベネチアカンパニオンの役割をどう考えるか」などの声があった。

通信 3

大懇親会



第5回生活困窮者自立支援全国研究交流大会の大懇親会が、大会1日目のプログラム終了後、18時30分より、熊本県立劇場で開催された。

大懇親会は、厚生労働省から社会・援護局長の谷内繁さんの乾杯のご発声で会食と歓談の幕が開けた。地元・熊本県の山都町からは、「大阿蘇蘇陽太鼓 喜楽」の皆さんから歓迎の和太鼓演奏が披露された。お楽しみ抽選会のあとは、一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークの役員紹介が行われた。



大会2日目

分科会1

「地域が担う(創る)就労支援-『共に働く』地域づくりをめざして」



■アドバイザー

市川市生活サポートセンターそら(sora)
主任相談支援員 社会福祉士
豊中市社会福祉協議会福祉推進室 室長/
コミュニティソーシャルワーカー統括
東近江圏域働き暮らし応援センターTekito* センター長 野々村光子

■コーディネーター

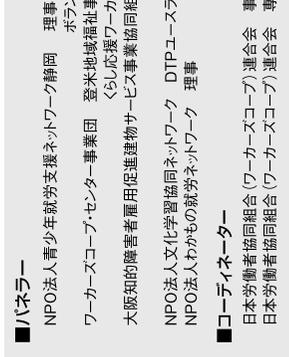
ルーツ学院大学 名誉教授
日本社会事業大学専門職大学院 客員教授

■ハネラー

熊本県健康福祉部高齢社会福祉課 主幹 朝比奈ミカ
南阿蘇村社会福祉協議会 主任相談支援員 勝部麗子
学校法人松本学園 教育運営責任者 野々村光子
社会福祉法人柳愛会 教育支援員
グリーンコープ生協くまもと 常務理事

■コーディネーター

生活再生相談室長
熊本県社会福祉協議会地域福祉課 課長 和田敏明
川口和博



■ハネラー

NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡 理事 米山世紀
ワーカーズコープ・センター事業団 登米地域福祉事業所「ともまち窓ま」所長 小和田尚子・森達大輔
大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合 (愛称エルチャレンジ) 代表理事 津藤敏
NPO法人文化学習協同ネットワーク DTPコーラスラボ 統括コーディネーター 雷田一幸
NPO法人わかもの就労ネットワーク 理事 高橋薫
三嶋みちこ

■コーディネーター

日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会 事業推進本部 副部長 扶藤文重
日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会 専務理事 田嶋康利

分科会1では、生活困窮者自立支援制度の枠組みで行う就労支援にとどまらず、地域で就労支援を担う各団体から実践報告があり、それをもとに見えてきた地域や自治体の課題や就労支援をさらに充実させるための条例など今後の構想について議論した。

「専門家ではなく地域のおせっかいな一住民として働きたい人をささやかに応援する」「その人の好きなことややってみたいことを聞き、出会ったその先に向かって一緒に進む」「目の前の困っている人を助けてあげたい」という思いから仕事をにつくり出し、支えられる人も支える人へ」「支えていると思っていた自分が支えられていた」となどのキーワードから、就労支援や就労準備は当事者を企業や地域に合わせさせて変えるのではなく、企業や地域、自治体をどう変えていくのが、就労支援の根本的なテーマといえる。

分科会2

「従事者お悩み相談(従事者限定・グループワーク)」

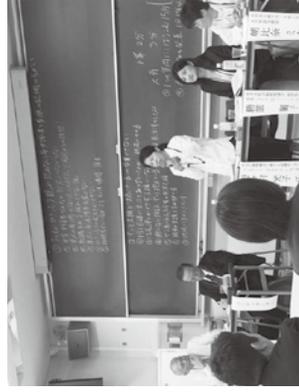
分科会2では、グループディスカッションで参加者一人ひとりが抱えている問題を出し合い、共感し合えるような議論が行われ、それをアドバイザーが敷衍して、従事者が一緒に考えていくべきことを提起した。

たとえば、ひきこもり、発達障害、刑余者などで対応に困難を抱えている場合、レッテルを外してその人を知らうとすること、その人の内面の世界を想像すること、障害よりも得意なことに目を向けた支援をすることが肝要だ。

支援の終了の見極めについては、「支援はその人が亡くなるまで続く」という答えもあつた。入口は制度を使ったり、地域に応援者を増やして役割を分ける。直接支援だけが支援の方法ではなく、本人のことを知って応援してくれている人がずっといる状態をつくること大切だと、貴重なアドバイスが行われた。

分科会1では、生活困窮者自立支援制度の枠組みで行う就労支援にとどまらず、地域で就労支援を担う各団体から実践報告があり、それをもとに見えてきた地域や自治体の課題や就労支援をさらに充実させるための条例など今後の構想について議論した。

「専門家ではなく地域のおせっかいな一住民として働きたい人をささやかに応援する」「その人の好きなことややってみたいことを聞き、出会ったその先に向かって一緒に進む」「目の前の困っている人を助けてあげたい」という思いから仕事をにつくり出し、支えられる人も支える人へ」「支えていると思っていた自分が支えられていた」となどのキーワードから、就労支援や就労準備は当事者を企業や地域に合わせさせて変えるのではなく、企業や地域、自治体をどう変えていくのが、就労支援の根本的なテーマといえる。



分科会3

現地企画①「任意事業100%実施だからできたこと」

～熊本地震における被災者支援の取り組みとは～



■ハネラー

熊本県健康福祉部高齢社会福祉課 主幹 宮崎和年
南阿蘇村社会福祉協議会 主任相談支援員 中野伸哉
学校法人松本学園 教育運営責任者 長本靖子
社会福祉法人柳愛会 教育支援員 島尾佳代子
グリーンコープ生協くまもと 常務理事 村上浩勝

■コーディネーター

熊本県社会福祉協議会地域福祉課 課長 川口和博

分科会3では、熊本地震における被災者支援の成果や課題を検証し、平時からの生活困窮者支援への展望も話し合われた。

熊本県は、全市町村に自立相談支援窓口を置き、任意事業を100%実施している。県が主導して市と共同実施することで各事業者がノウハウを蓄積しやすい。

そうした基礎から、生活困窮者自立支援制度を拡充して自立相談支援・家計相談支援・子どもの学習支援を盛り込んだ地震対策事業を立ち上げた。被害の大きい6町村には専従の支援員が配置され、支援体制をつくり、支援調整会議などとの連携を深めて生活困窮者自立支援を進めてきた。また、学校法人と社会福祉法が共同実施を組み、子どもの学習支援を進めたことで、震災後の子どもの学習だけでなく精神的な拠りどころとなる支援も展開してきた。家計相談支援事業は、被災者の生活再建を考える上での重要なツールとなった。事業は多職種連携が重要。各任意事業者の存在を、町村社協との連携により自立相談支援事業を実施する県社協も心強く感じて事業を展開できている。

分科会4

現地企画②「生活困窮者支援はチームワーク

～一体的実施を事例から学ぼう～



<p>■ハネラー</p> <p>熊本市生活自立支援センター 主任相談支援員 狩野啓輔 熊本市生活自立支援センター 家計改善支援員 宮村千代子 熊本県社会福祉協議会総合相談センター 主任主事 加来仁美 NPO法人おーさか 熊本県生活困窮者自立支援事業準備室 主任就労支援員 樋口光雄 社会福祉法人グリーンコープ 生活困窮者支援室 管理者 増田智行 熊本県健康福祉部保健管理課 主査 徳永光司</p>	<p>■コーディネーター</p> <p>熊本県社会福祉協議会 総合相談センター長 上田浩之</p>
--	---

午後1時開かれた分科会4では、行政・民間が自立相談支援機関を中心に、生活困窮者支援における各事業の調整をしながら、各部署・機関で協働する熊本市内の取り組みについて報告が行われた。

生活困窮者は複合的に課題を抱えていることが多く、各各プロジェクトがそれぞれの責任と限界を認め合いながらチームとして向き合っていくことが大事。熊本市では、関係機関による月1回の定例会議に加え、日常的に互いの状況などについて情報交換しながら支援に取り組んでいる。

支援の一体的実施は、制度上は緩やかに定められていて、悩まなくとも現場のニーズに合わせて実践を形づくり、発信していくことが改正法を上手く活用することにつながる。

分科会5 「学習生活支援事業」から困難を抱える子ども・若者支援の在り方を問う

■パネラー 尼崎市・尼崎市教育委員会 参与 NPO法人TEDIC 代表理事 NPO法人Learning for All 代表理事 学校法政・松本学園 CSC キャリア支援センター 総括責任者	■コーディネーター NPO法人NPOステューデント・サポート・フェイス 代表理事 谷口仁史
■パネラー 能島裕介 門馬俊 李炯植 岡本耕平	■コーディネーター 日本福祉大学 学長補佐 原田正樹
■パネラー 社会活動家(法政大学現代福祉学部 教授) NPO法人抱擁 常務 うきは市社会福祉協議会地域福祉課 相談支援係 権藤俊介	■コーディネーター 山田耕司 権藤俊介

■パネラー 立岡淳 芝田淳 瀬戸司 西澤希和子 大島敦仁 姫野啓 連士順和 奥田裕介	■コーディネーター 明治学院大学社会学部 教授 新保美香
■パネラー NPO法人ワンファミリー協会 理事 NPO法人やどかりサポート鹿見 理事 鹿見鳥島土木部建築課住宅企画係長 株式会社あんど 代表取締役 国土交通省住宅局安心居住推進課 企画専門官 厚生労働省社会・援護局保護課 室長 厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 室長補佐 大陽市立大学生活科学部 准教授 NPO法人抱擁 理事	■コーディネーター 明治学院大学社会学部 教授 新保美香

分科会6 「どうする居住支援・一時生活支援！」

分科会6では、新たな住宅セーフティネット法や生活保護法との関連にもふれながら、住まいを失った人や住まひの不安定な人に対する支援について、実践発表や意見交換が行われた。一時生活支援事業において、居住に困難を抱える人に対する訪問による見守りや生活支援がメニュー化。支援員がマンツーマンで見守るものから、支援対象者同士が互いに関係性を持つことで見守り合い、生活支援をしようものまで幅広く想定されている。日常生活支援住居施設の運営にあたっては、ハードとソフトの両面での支援が期待され、入居者の日常生活支援を行ったり、入居者同士の互助機能がもてるようなコミュニティを看んだりすることの必要性が、実践の報告でより明らかになった。



分科会5



分科会6

分科会7 「家計改善支援をさらに広げ、生活困窮者支援を盛り上げよう!!」

～家計改善支援員全員集合!!皆で語り合おう明日からの支援～

■パネラー 山形市福祉推進部生活福祉課保護第一係 係長 山形市社会福祉協議会 家計相談支援員 人吉市健康福祉課生活支援係 課長補佐兼係長 グリーンコープ生協くまもと 家計相談支援員 沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課 福祉支援監 公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会 家計相談支援員 山根末子	■コーディネーター 明治学院大学社会学部 教授 新保美香
■パネラー 山形市福祉推進部生活福祉課保護第一係 係長 山形市社会福祉協議会 家計相談支援員 人吉市健康福祉課生活支援係 課長補佐兼係長 グリーンコープ生協くまもと 家計相談支援員 沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課 福祉支援監 公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会 家計相談支援員 山根末子	■コーディネーター 明治学院大学社会学部 教授 新保美香



■パネラー 明治学院大学社会学部 教授 厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 自立支援企画調整官 家計改善支援に役立つ支援会議の活用方法(ミニ講演・パネラー) 野州市・久保田直浩) グリーンコープ生活協同組合連合会 常務理事 午前登壇者の皆さん	■コーディネーター 野州市市民生活相談課 課長 生水裕美
■パネラー 明治学院大学社会学部 教授 厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 自立支援企画調整官 家計改善支援に役立つ支援会議の活用方法(ミニ講演・パネラー) 野州市・久保田直浩) グリーンコープ生活協同組合連合会 常務理事 午前登壇者の皆さん	■コーディネーター 野州市市民生活相談課 課長 生水裕美

午前部と午後部の部に分けた分科会7では、家計改善支援を行っている自治体の実践報告や、法改正で規定された個人情報に関する支援会議の活用方法などを話題提供しながら、参加者と時間をかけて質疑応答を行った。

分科会8 「自治体の役割を問い直す」10代後半以降の若者支援と自治体とは…? ～進路・就労の課題に向き合う自治体施策とは…?～

分科会8では、義務教育を終えた10代後半以降の若者が直面する課題と支援のあり方について、参加者と共有を図った。子ども・若者支援という学習支援やひきこもり支援が話題だが、学校制度や「学校から仕事への」のあたりを照射する第一歩として、学校や若者支援団体、自治体、そしてサポステアや勤労青少年対策などの政策の立場から現状と課題を報告してもらった。細切れた対策、対処療法的な取り組みがどのよう政策改革の取組みに取組むべきか?生活困窮者自立支援とサポステア事業の連携や「コミュニティ・スクール」等の学校改革の動きに期待していきたい。生活困窮者自立支援全国ネットワークでは実践と政策動向を引き続き発信していきます。



分科会8

分科会9 「地域生活自立支援と地域住民の主体性による地域共同」

分科会9では、行政区や小学校区エリアなどの身近な生活圏域で、地域から排除しない、孤立させない地域づくりに取り組む地域の先進的実践を報告した。地域住民が主体的に我が町の将来を考えていくときのキーワードとして、「さまざまな意見を言い合って決定する」「共助の前に、近所は「近助」」「福祉のにおいをさせないこと、みんな一緒に動ける」「自分たちでできることは地域で担い、できないことを行政に提案する」「住民を中心に置いて、専門職も共同で取り組む」「住民側から個別支援を面とらえる」などが挙げられた。実践事例から、地域共生社会の実現につながる「地域力」の可能性を見た。

■パネラー 一般社団法人若者協同実践全国フォーラム(JYCフォーラム) 代表理事 佐藤洋作 A ワーク創造館 大阪地域職業訓練センター就労支援室 室長 西岡正次	■パネラー 伊藤まり 高橋正佳 吉澤美晃 辻野健二 榑部武俊 油田昌弘 高橋誠一
■パネラー 一般社団法人若者協同実践全国フォーラム(JYCフォーラム) 代表理事 佐藤洋作 A ワーク創造館 大阪地域職業訓練センター就労支援室 室長 西岡正次	■パネラー 伊藤まり 高橋正佳 吉澤美晃 辻野健二 榑部武俊 油田昌弘 高橋誠一

まとめと方向

1日目からの議論のポイントを4点にまとめた。①自立支援とは孤立から脱却することであり、そのために本人を理解すること、地域から引き離さないこと、双方方向の関係性が大切。②法改正により、支援会議等で福祉、教育、税務、住宅等をつなげて申しを刺すのは、自治体の責任であることが明確に。③職労困難な生活困窮者と、難問山積の地域課題とを掛け合わせ、自治体、事業者、住民が活動できるように工夫すると、「就労支援でまちづくり」が実現。④ペーシックインカム導入の場合、都市の給付基準が生活保護の基準を下回ってしまうので、それよりも地域に参加できる基本的な条件を平等にする「ペーシックインクルージョン」に取り組むのはどうか。これらは生活困窮者自立支援の基本理念に通じ、地域共生社会の確立につながる。

参加者の声

大会終了後に回収したアンケートから、参加者の声を紹介します (2019年3月末に完成予定の「第5回生活困窮者自立支援全国研究交流大会」報告書にアンケート結果を掲載します)

○心に響く事例が多く、断らない支援をするためにも、このような実践の共有は大切だと思えます。熊本県は任意事業が100%実施されていることだけでも、他自治体より欠けている部分があると思いますので、そのことを肝に銘じて取り組んでいきたいと思えます。(熊本県)

○個人も社会も支援する側も、横のつながりを持つことが大事で、難しいことだけれど、試行錯誤しながら取り組むことが大切だと思います。委託事業者が疲弊しているのは事実で、成果を見える化して褒めて、実感し合いたい。(岩手県)

来年度開催案内 第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会

- 開催日(予定) 2019年11月3日(日)・11月4日(月)
 - 会場 東北福祉大学(全体会)ほか
 - 主催 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
 - お問い合わせ先 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
- TEL: 03-3232-6131 FAX: 092-482-7886

編集後記

お待たせいたしました。第5回生活困窮者自立支援全国研究交流大会通信第3号が完成いたしました。次回大会も、会場で皆さんとお会いできることを楽しみにしております。(文責 事務局編集部)

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

赤い羽根 福祉基金

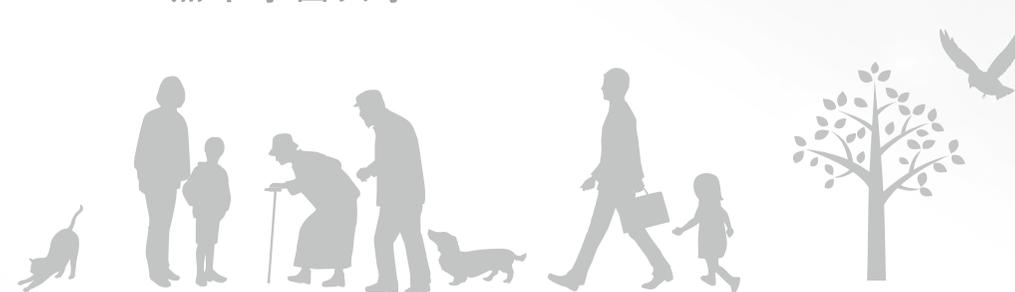
第5回

生活困窮者自立支援 全国研究交流大会

「生活困窮者自立支援を軸に地域における生活保障を前進させよう」

開催日 **2018年11月10日(土)・11日(日)**

会場 熊本県立劇場 / 1日目 全体会
熊本学園大学 / 2日目 分科会



赤い羽根
福祉基金

主催

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
第5回生活困窮者自立支援全国研究交流大会実行委員会



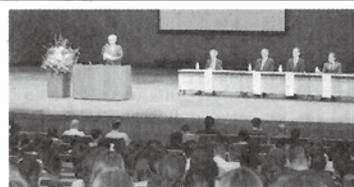
Supported by
日本財団
THE NIPPON
FOUNDATION

**困窮者支援
解決策探る**
熊本市で全国大会

生活困窮者自立支援
制度に関わる全国の自
治体職員や支援者、研

究者らが一堂に会した
研究交流大会「写真」
が10日、熊本市中央区
の県立劇場で始まり、

「第2のセー
フティネット」とし
て2015年度にスタ
の県立劇場で始まり、
制度の課題や解決策を
探った。11日まで約1
300人が参加する。
同制度は、生活保護
の確保をはじめ、就労
や子どもの学習を支援
して自立を支える。
大会は5回目で県内



では初開催。基調講演
した大森彌(東京大名
も門前払いしない姿勢
が重要」と強調。「縦
割り行政の克服が必
要」と指摘し、福祉や
雇用、教育など幅広い
分野の連携を訴えた。
リテラライトホーム
(熊本市)の小笠原嘉
祐理事長らが「地域共

生社会」をテーマにパ
ネル討論。先進国の中
で日本の社会は孤立が
進んでいるとの調査結
果を紹介。「経済的困
窮以外にも、若者や高
齢者の孤立の解決が不
可欠」と主張した。
11日は熊本学園大で
熊本地震の被災者支援
など九つの分科会があ
る。(大路秀紀)

2018年11月11日付け熊本日日新聞に
第5回生活困窮者自立支援全国研究交流大会の
開催が掲載されました。

平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法は3年余の全国各地の取り組みが反映し、本年6月「生活困窮者自立支援法改正案」が成立しました。このいわば新法は理念として「人の尊厳」を掲げ、定義として「社会的孤立」などを入れ、関係部署の連携を努力義務とするなど制度横断的な方向性を一層打ち出しました。日々実践に携わる支援者や地域資源、行政や当事者のエンパワメントに資する大きな一歩といえます。しかし、同時に日々の個別支援には多くの困難がありまた暮らしやすい地域を生み出すことにおいても人口減少をはじめ幾多の課題が私たちの行く手にあるのも事実です。そうであるからこそ全国各地の取り組みやうまくいかなかった経験をも持ち寄り、現場の支援員が孤立することなく様々な分野、様々な人々と交流しあい学び合い支え合うことがなにより大切ではないでしょうか。新法にみられる到達点を皆で確認し確信にするとともに人が人を支える制度にふさわしく互いの交流、励ましを刻む研究交流大会としましょう。

全国の支援員及び諸団体、行政等関係機関、学識者が一堂に会した第5回研究交流大会を、熊本県熊本市を会場に開催します。

第5回

生活困窮者自立支援全国研究交流大会

「生活困窮者自立支援を軸に地域における生活保障を前進させよう」

開催日 **2018年11月10日(土)・11日(日)**

会場 **熊本県立劇場**

〒862-0971 熊本市中央区大江2丁目7-1

■2日目分科会
熊本学園大学

〒862-8680 熊本市中央区大江2丁目5-1

■参加費

1人10,000円(※会員は7,000円。なお年会費は3,000円)
学生の皆さまには、通常どおり10,000円の請求をさせていただきますが、大会当日、学生証をご持参いただきますと、当日受付カウンターで3,000円を返金させていただきます。

■参加定員

1,500人

■申込締切

2018年10月5日(金)

■昼食について(2日目分科会)

セミナー2日目の、昼食予約(※1食お茶付800円)を受け付けております。
参加申込書の記入欄に○を記載してください。

※生活困窮者自立支援全国ネットワーク会員(参加費)について
生活困窮者自立支援全国ネットワークにご入会いただいた場合は、参加費7,000円にて大会参加が可能です。(年会費3,000円/懇親会費は別途)
※詳細は開催要綱に同封されている申し込み案内の1ページ目(会員加入のご案内)をご参照ください。

第1日目 11/10(土)

12:00~12:30

開 会 主催者あいさつ
来賓挨拶

生活困窮者自立支援全国ネットワーク

厚生労働省
熊本県
熊本市
熊本学園大学

12:30~13:10

基調講演 「横結の仕組みと人財」

地域資源の「横結」とそれを可能にする「横串人財」の大切さを考え、共生支援を展望します。

講 師

東京大学

名誉教授 大森 彌

13:10~14:10

鼎 談 「地域共生社会を問いかけて」

生活困窮者支援は「地域共生社会」を創造し、またそこに包摂されます。鼎談では地域共生社会とは何か。どのように創造していくのか。しんどさ、おもしろさを語っていただきます。

パネラー

NPO法人おーさあ
厚生労働省社会・援護局
生活困窮者自立支援全国ネットワーク

理事長 小笠原 嘉祐
局 長 谷内 繁
代表理事 奥田 知志

14:10~14:30

国会議員からのエール

改正生活困窮者自立支援法成立にご尽力した国会議員の皆様が登場します。

自由民主党
公明党
立憲民主党
国民民主党

14:30~14:50

休 憩

14:50~16:30

徹底討論 パート1 「新生活困窮者自立支援法で何が変わったのか」

新生活困窮者自立支援法で何が変わったのか、各々の事業の到達点と課題及び、これらの事業の包括的支援体制づくりをどう進めるべきか検討します。

パネラー

「自立相談支援事業」 市川市生活サポートセンターそら(so-ra)
主任相談支援員 朝比奈 ミカ
「中間的就労、就労準備事業」 日本労働者協同組合連合会
専務理事 田嶋 康利
「家計改善支援」 グリーンコープ生活協同組合連合会
常務理事 行岡 みち子
「子ども・若者支援」 NPO法人 NPOスチューデント・サポート・フェイス
代表理事 谷口 仁史
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 室 長 野崎 伸一

コーディネーター

ルーテル学院大学 名誉教授 和田 敏明

16:30~17:40

徹底討論 パート2 「生活支援と生活困窮」

解決に即結びつかないような悩みや課題を抱えながらも、友人や近所とのつながりがあることで、安心感のある暮らしぶりが見えてきます。

パネラー

NPO法人にしはらたんぼぼハウス 施設長 上村 加代子
東近江市社会福祉協議会在宅福祉課 課 長 真弓 洋一
鳥羽市健康福祉課 課長補佐兼社会福祉事務所次長 齋藤 猛

コーディネーター

生活困窮者自立支援全国ネットワーク 顧 問 村木 厚子

17:40~18:10

フロアディスカッション

聞き手であった参加者が主役。双方向で理解を深めましょう。

コーディネーター

慶應義塾大学経済学部 教 授 駒村 康平

答える人

生活困窮者自立支援全国ネットワーク 理 事 櫛部 武俊
生活困窮者自立支援全国ネットワーク 理 事 西岡 正次

18:30~20:00

大懇親会

分科会1 10:00～14:30 「地域が担う(創る)就労支援—「共に働く」地域づくりをめざして」

「支援を通じた地域づくり」を掲げて困窮者自立支援制度が開始して3年以上が経過した。就労支援を通じた地域づくりは、これまでどのように展開されてきたか。その取り組みを踏まえ、社会的困難にある人々が「共に働く」ことを支援する地域づくりとは何か、共に考えていきたい。

パネラー	NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡 理事 米山 世紀 ボランティアサポーター 小和田 尚子 ボランティアサポーター 渡邊 大輔	大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合 「エル・チャレンジ」 代表理事 富田 一幸
	ワーカーズコープ・センター事業団 登米地域福祉事業所 「ともまち登米」 所長 坂本 典孝 メンバー SHKETCHA	NPO法人文化学習協同ネットワーク DTPユースラボ 統括コーディネーター 高橋 薫
コーディネーター	日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会 事業推進部 副部長 扶藤 文重	社会福祉法人生活クラブ 理事長 池田 徹

NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡(静岡県静岡市)
働きたいけど働けない人に対して、市民による伴走型の就労支援を提供することを通じて、働く喜びを分かち合える、相互扶助の社会をつくるボランティア団体。一般市民がボランティアとして地域の若者や困窮者を支える「静岡方式」と呼ばれる就労支援を実践。

ワーカーズコープ・センター事業団 登米地域福祉事業所
「ともまち登米」(宮城県登米市)
生活困窮相談事業の利用者が中心となり、生活の困りごとなどの解決に取り組む当事者を主体とした「SKETCHA」を立ち上げた。企業からも依頼を受け、自動車部品製造、片づけ作業、リサイクル品分別、農作業の手伝いに広がっている。

日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会センター事業団
市民や働く者が協同で出資し、経営に参加して生活と地域に必要な仕事を協同でおこなう「協同労働の協同組合」。80超の自治体で制度を受託・活用しながら社会的困難にある人と共に働く職場・地域づくりめざし、地域食堂やフードバンクなどの社会連帯活動も展開。

大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合
「エル・チャレンジ」(大阪府大阪市)
知的障がい等の雇用促進のため、清掃業務を中心に、就労訓練から雇用の確保、そして、定着指導までの一貫したプログラムによる就労支援システムを確立している。訓練現場数は約50ヶ所、約200名の障がいのある人に就労訓練を行い、企業への就職は600人を超えている。

NPO法人文化学習協同ネットワーク(東京都三鷹市)
子ども・若者の居場所づくり、社会参加や就労支援を行う。活動を通して人と協同する力を育み、他者及び自分への信頼を取り戻す支援をしている。印刷・出版を手がける協力企業と連携し、若者が企業で働く経験を重ね、ゆるやかに就労へつなぐ「DTPユースラボ」が始動。

生活クラブ風の村(千葉県佐倉市)
ユニバーサル就労に取り組んできた経験を踏まえて県内7の自治体で生活困窮者自立支援事業を受託、他にNPOユニバーサル就労ネットワークちばでも2自治体で事業を行っている。NPOユニバーサル就労ネットワークちばとともに、ユニバーサル就労の普及を図っている。

分科会2 10:00～14:30 「従事者お悩み相談(従事者限定・グループワーク)」

従事者が抱えている「悩み」について、お互いに出し合い、解決方法を探るグループワークを行います。発表をもとに全国のアドバイザーが助言を行い、さらにそれをもとに解決の道を探ります。この分科会参加者は、事前に「悩み」(日頃の困ったこと、気になっていること、制度に対する疑問など)を提出していただきます。

アドバイザー	市川市生活サポートセンターそら(so-ra) 主任相談支援員 朝比奈 ミカ	東近江圏域働き・暮らし応援センター “Tekito-(テキトー)” センター長 野々村 光子
	大阪府豊中市社会福祉協議会 福祉推進室長 勝部 麗子	
コーディネーター	ルーテル学院大学 名誉教授 和田 敏明	中央共同募金会 常務理事 渋谷 篤男

分科会3 10:00～12:00 現地企画④「任意事業100%実施だからできたこと」～熊本地震における被災者支援の取り組みとは～

熊本県では、全ての市町村に自立支援相談窓口を設置するとともに、任意事業を100%実施し、生活困窮者支援事業に取り組んできました。この分科会では、事業の効果的な運用による熊本地震被災者支援の実践のなかで新たに増えてきた、災害時におけるニーズの変化や支援方法の違いについて考えます。

パネラー	熊本県健康福祉部 長寿社会局 社会福祉課 主幹 宮崎 和年	学校法人松本学園 教室運営責任者 畠本 靖子 社会福祉法人菊愛会 教育支援員 長尾 佳代子
	南阿蘇村社会福祉協議会 主任相談支援員 中野 伸哉	グリーンコープ生協くまもと 常務理事 生活再生相談室長 村上 浩勝
コーディネーター	熊本県社会福祉協議会 地域福祉課 課長 川口 和博	

学校法人松本学園(熊本県玉名市)・社会福祉法人菊愛会(熊本県菊池市)
学校法人と社会福祉法人の両者で共同体を築き、平成23年度より「子どもの健全育成支援事業」を実施。現在では「子どもの学習援助事業」「就労準備支援事業」に取り組み、“教育と福祉”それぞれの強みを生かしながら連携した支援を展開している。

グリーンコープ生協くまもと(熊本県熊本市)
平成22年度から「多重債務者生活再生支援事業」を受託しており、セーフティネット貸付事業など消費生活関連施策と連動させながら、生活困窮者の家計相談支援事業に取り組み、また熊本地震からの被災者の生活再生・生活再生も支援中である。

分科会4 13:00～14:30 現地企画②「生活困窮者支援はチームワーク～一体的実施を事例から学ぼう～」

自立支援法には、今までの福祉領域にはなかった支援策がパッケージ化されています。この支援策をどのようにコーディネートしていくかが自立相談支援機関と自治体の腕の見せどころです。今回の改正では、実践者の意見が反映された法整備になったと思います。これに肉をつけ、血を通わせることが実践者側の課題です。この分科会では一体的実施の有用性について事例を交えて考えます。

パネラー	熊本市生活自立支援センター 主任相談支援員 狩野 啓輔	NPO法人おーさあ 熊本市生活困窮者就労準備支援事業 樋口 光雄
	熊本市生活自立支援センター 家計改善支援員 宮村 千代子	社会福祉法人グリーンコープ 生活困窮者支援室 管理者 増田 智行
	熊本市社会福祉協議会 総合相談センター 主任主事 加来 仁美	熊本市健康福祉局 福祉部 保護管理援護課 主査 徳永 光司
コーディネーター	熊本市社会福祉協議会 総合相談センター長 上田 浩之	

NPO法人おーさあ(熊本県熊本市)
2005年に熊本県の「地域の縁がわ事業」のモデル事業体として設立。乳幼児・若者・障害者・高齢者・地域住民が利用・交流する、共生の場づくりを目的に、介護事業・保育事業・地域若者ステーション事業・地域の縁がわ事業・喫茶・配食サービス等を県営団地1階で行っている。

社会福祉法人グリーンコープ(福岡県福岡市)
グリーンコープ生協と地域福祉を担うワーカーズコレクティブが母体となり設立。人と人が支えあって「共に生きる」を基本理念に広島から鹿児島までの9県で高齢者・障がい福祉、子育て応援、生活困窮者支援に取り組む。

分科会5 10:00～14:30 「学習・生活支援事業」から困難を抱える子ども・若者支援の在り方を問う

「貧困の連鎖防止」を掲げた生活困窮者自立支援制度における「学習支援事業」。法改正に伴い「学習・生活支援事業」へと改称され取組の拡充が期待されている。法施行から3年、実践者たちは現場から何を読み取ったのか?午前の部では、実践報告を起点にその現状と課題を探りつつ、自立に困難を抱える子ども・若者支援の在り方全般に議論の射程を広げます。午後の部はそれらを踏まえて、どう地域づくりを展開していくかを探ります。

パネラー	尼崎市教育委員会事務局 NPO法人 TEDIC	参 与 能島 裕介 代表理事 門馬 優	NPO法人 Learning for All 代表理事 李 炯植 学校法人松本学園 CSCキャリア支援センター 総括責任者 岡本 耕平
コーディネーター	NPO法人NPOスチューデント・サポート・フェイス 代表理事 谷口 仁史		

パネラー	社会活動家(法政大学 現代福祉学部 教授) 湯浅 誠	うきは市社会福祉協議会 地域福祉課 相談支援係 権藤 俊介
	NPO法人抱樸 常 務 山田 耕司	
コーディネーター	日本福祉大学 学長補佐 原田 正樹	

NPO法人 TEDIC(宮城県石巻市)
様々な困難を抱えた子ども・若者に伴走する個別支援、地域づくりに取り組むNPO法人。被災地における学習支援、生活支援、家族支援の重要性を見出し、居場所づくりを通じた地域との連携及び、JV方式で総合相談窓口の運営およびアウトリーチによる伴走支援を開始。

学校法人松本学園 CSCキャリア支援センター(熊本県玉名市)
70余年にわたり、幼稚園や専門学校を主とした教育を実践する中で、子ども・若者が置かれている様々な課題が見えてきた。その課題を克服し、困難を有する子ども・若者たちの夢の実現のため、就労支援、生活支援、学習支援等の各種事業に取り組んでいる。

NPO法人抱樸(福岡県北九州市)
元北九州ホームレス支援機構。北九州市を中心に、下関市、福岡市、中間市において生活困窮者支援活動を行う。行政機関とも連携しこれまで3000人を超えるホームレスの自立支援および自立後の生活支援を実施。

NPO法人 Learning for All(東京都新宿区)
認定NPO法人Teach For Japan内の一事業として、学習支援事業(現 Learning for All)を開始。2014年に当該事業をNPO法人化し、全国的に学習支援事業を展開。2016年からは、子どもの貧困対策プロジェクト(日本財団)において第1号拠点を埼玉県で展開。延べ5000名の子どもに学習支援を提供。

NPO法人 NPOスチューデント・サポート・フェイス(佐賀県佐賀市)
家庭教師方式のアウトリーチ事業を基軸に社会参加・職業的自立に至るまでの総合的な支援事業を展開。年4万9千件超の相談活動を展開しつつ、社会的孤立・排除を生まない支援体制の確立に向け、「協働型」、「創造型」の取組を推進している。

分科会6 10:00~14:30「**どうする居住支援・一時生活支援!**」

居住支援は、現在最も大きな課題の一つになっています。国交省の「住宅セーフティーネット法」の改正から1年が経ちました。各地で居住支援法人が誕生し、様々な取り組みが始まろうとしています。一方で登録住宅の伸び悩みなど課題も見えてきました。午前の部では、居住支援法人の今後について議論します。さらに、生活困窮者自立支援法も改正され、そこでも「居住支援の強化」が打ち出されました。しかし、具体的な中身やセーフティーネット法との連携は今後の課題です。午後からは、困窮者支援における居住支援について、特に二年後に始動する予定の無料低額宿泊所の規制と新たに始まる「日常生活支援住居施設」について議論します。

パネラー	NPO法人ワンファミリー仙台	理事長	立岡 学	株式会社あんど	社長	西澤 希和子
	NPO法人やどかりサポート鹿児島	理事長	芝田 淳	国土交通省 住宅局安心居住推進課 企画専門官		大島 敦仁
	鹿児島県土木部建築課住宅政策室 技術主幹兼住宅企画係長		瀬戸 司	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室 室長補佐		進士 順利
コーディネーター	大阪市立大学 生活科学部	准教授	垣田 裕介	NPO法人抱樸	理事長	奥田 知志

NPO法人仙台ワンファミリー(宮城県仙台市) 宮城県において困窮者支援活動を実施。今年、日常生活支援住居施設のパイロット事業を独自に展開。
株式会社あんど(千葉県船橋市) 障がいや高齢等で生活上のお困りごとを抱えている人々、賃貸物件のオーナー、不動産・管理会社様に対してサポートを実施する賃貸保証会社。①身上監護②財産管理③介護や福祉④不動産⑤相談支援や地域ネットワーク⑥民間警備会社や損害保険⑦賃貸保証を支援。

NPO法人やどかりサポート鹿児島(鹿児島県鹿児島市) 「安心して暮らせる地域づくりを目指して」を目的に、連帯保証人提供事業、利用者相互交流、会員の研鑽、啓発などに取り組む。居住支援法人として「鹿児島県居住支援協議会」に参画。

分科会7 10:00~14:30「**家計改善支援をさらに広げ、生活困窮者支援を盛り上げよう!! ~家計改善支援員全員集合!皆で語り合おう明日からの支援!**」

生活困窮者のための家計改善支援は自治体ごとの規模及び直営・委託など実施方法のちがいに、取り組み方も様々です。午前中は、自治体における取り組みの現状や課題に対する工夫などを学び、家計改善支援の効果的なあり方を確かめます。午後からは改正生活困窮者自立支援法に規定された個人情報に関する支援会議についても紹介し、午前のアンケートから家計改善支援員の様々な悩みや課題、また経験などを出し合い、その解決策を探ります。

午前の部

パネラー	山形市 福祉推進部生活福祉課保護第一係 係長	大泉 信一	沖縄県 子ども生活福祉部 福祉政策課 主任	石原 綾子
	山形市社会福祉協議会 家計相談支援員	森谷 昌美	公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会 家計相談支援員	山根 末子
	人吉市 健康福祉部福祉課生活支援係 課長補佐兼係長	森下 弘章		
	グリーンコープ生協くまもと 家計相談支援員	中島 明美		
コーディネーター	明治学院大学社会学部	教授	新保 美香	

午後の部

パネラー	明治学院大学社会学部	教授	新保 美香	グリーンコープ生活協同組合連合会 常務理事	行岡 みち子
	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室 自立支援企画調整官		鎌木 奈津子		

午前登壇者から2名
家計改善支援に役立つ支援会議の活用法(ミニ講演・パネラー・野洲市)

コーディネーター	野洲市 市民部市民生活相談課	課長	生水 裕美
----------	----------------	----	--------------

グリーンコープ生活協同組合連合会(福岡県福岡市) 平和、環境、高齢者への在宅支援、子育て支援、生活再生事業などに積極的に取り組む。中でも家計の視点から、相談者の抱えている課題を見直し整えていくことに力を入れ、西日本を中心に9県で自立相談支援や家計改善支援、子ども支援、就労支援を実施。

公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会(沖縄県那覇市) はたらく人の応援団としてスタートし「困っている人を見て見ぬふりしない」という理念のもと、労働者福祉に関する様々な事業を展開。自主事業としての就労サポートセンターや無料職業紹介所の他、沖縄県などの行政から生活困窮者自立支援事業等を受託・実施している。

分科会8 10:00~14:30「**自治体の役割を問い直す! 10代後半期以降の若者支援と自治体への期待 ~進路・就労の課題に向き合う自治体施策とは...?~**」

高校世代、10代後半期以降の若者への支援に焦点をあて、自治体の役割を問い直す。彼らの進路・就労をめぐる問題に、地域・自治体はどう向き合ってきたのか?生活困窮者自立支援事業で推進する高校世代の支援、若者自立支援計画の策定、地域とつながるチーム学校の取組み、地域若者サポートステーション事業などの報告をヒントに、自治体施策に期待される役割と課題について議論します。

パネラー	大阪市平野区生活困窮者自立支援事業・ひらの青春生活応援事業担当 係長	塩川 悠	NPO法人コミュニティワーク研究実践センター 理事長	穴澤 義晴
	豊中市市民協働部くらし支援課 若者・就労支援担当主幹	濱政 宏司	厚生労働省人材開発統括官付参事官(予定)	伊藤 正史 (若年者・キャリア形成支援担当)
	大阪府立西成高校 校長	山田 勝治		
コーディネーター	一般社団法人若者協同実践全国フォーラム(JYCフォーラム)	代表理事	佐藤 洋作	A'ワーク創造館(大阪地域職業訓練センター) 就労支援室 室長
			西岡 正次	

NPO法人コミュニティワーク研究実践センター(北海道札幌市) 北海道において、岩見沢市および空知管内広域の生活困窮者自立支援事業を受託。札幌市においてはホームレス支援(一時生活支援事業)の他、まちづくりと子育て支援事業も併せて実施。お互いに支え合える、誰もが大切な人になるコミュニティ作り目指し事業を展開中。

一般社団法人 若者協同実践全国フォーラム(JYCフォーラム)(東京都豊島区) 若者の社会的孤立・排除の課題に向き合う支援者・当事者・家族・研究者・行政関係者・市民等の実践や思いを交流しながら、若者が生きづらさを超えてより生活しやすい社会の形成に向けて活動する団体。2006年に始まった全国交流集会是今年の愛知集会以14回目。

分科会9 10:00~14:30 **続・地域力「地域生活自立支援と地域住民の主体性による地域共同」**

地域住民の主体性との連携集落(行政区や自治会)や小学校区エリアで、「地域で暮らし続ける」ことを支える住民の主体的な実践が広がっています。地域共生社会の実現に向けて、省庁や制度の枠を超えて、住民の取り組みをバックアップしたり、地域に働きかけて、地域を活性化する取り組みも進化しています。この分科会では、地域で「生ききる」ことを支える「地域力」とは何かを考えます。

パネラー	一般社団法人 音別ふき露団 代表理事	伊藤 まり	国見地区連合町内会 会長	吉澤 秀晃
	国見・千代田のより処 ひなたぼっこ チーム長	高橋 正佳	川根振興協議会 会長	辻駒 健二
コメンテーター	一般社団法人 釧路社会的企業創造協議会 副代表	櫛部 武俊	NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長	池田 昌弘
コーディネーター	東北福祉大学総合マネジメント学部 教授	高橋 誠一		

一般社団法人 音別ふき露団(北海道釧路市) 過疎高齢化が進む地域の産業振興や雇用創出を図ろうと2017年5月、元農家・酪農家の知恵と経験を生かし特産のフキ栽培・加工・販売に着手。生活困窮者や生きづらさを抱える若者を積極的に雇用。就労支援や高齢者の活躍の場づくり、住民交流にもつなげる。

国見・千代田のより処 ひなたぼっこ(宮城県仙台市) 2009年12月に開所。子どもも、高齢者も、しょうがいのある人も、「誰もが地域で自分らしく」暮らせる地域社会を推進。立地している地域の支援と並行しながら、既存の体制では対応できない福祉制度のはざまにおちた人々を24時間365日受け入れている。

国見地区連合町内会(宮城県仙台市) 仙台市中心部から北西側に位置する丘陵地で東北福祉大学や東北文化学園大学、東北大学の国際交流会館などが立地する文教地区である反面、古くからの住宅地で旧来からの住民には高齢化が進んでいる。各町内会のまとまりが良く、福祉に対する意識が高いことでも知られる。

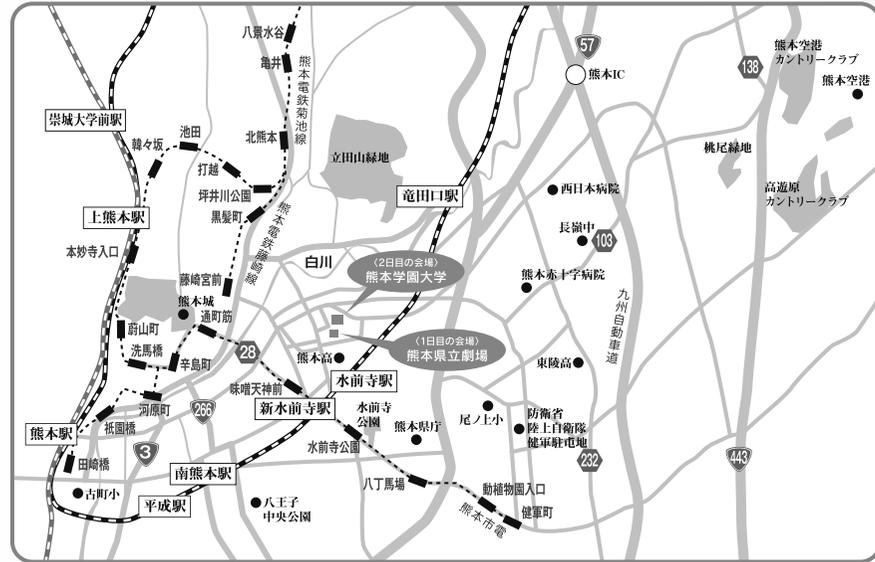
川根振興協議会(広島県安芸高田市) 1972年から始まっている旧高宮町川根振興協議会のまちづくり活動。閉店後の農協の店舗とガソリンスタンドを譲り受けての営業や、廃校となった中学校の土地を利用したエコミュージアムでの飲食と宿泊サービスの提供。地域でのデイサービスなど多用であり、地元住民が「心の過疎」からの脱却を目指し、地域で「自分たちがどう生きるか」を追求している。

閉会 14:30~15:00「**まとめと方向**」(各分科会教室への中継)

生活困窮者自立支援全国ネットワーク 代表理事 **宮本 太郎** (中央大学法学部 教授)

会場のご案内

交通のご案内



1日目 熊本県立劇場 〒862-0971 熊本市中心区大江2丁目7-1
 2日目 熊本学園大学 〒862-8680 熊本市中心区大江2丁目5-1

アクセス方法

飛行機をご利用の場合
 熊本空港(阿蘇くまもと空港)より(劇場まで17km、レンタカー利用の場合約40分程度)または空港リムジンバス→熊本駅行(交通センター)→バス、JR等

バスをご利用の場合
 熊本駅→交通センター17番のりば→JR水前寺駅(北口)ほか各種 ※要事前確認

JRをご利用の場合
 熊本駅→水前寺駅(北口)より(劇場まで約0.8km、徒歩10分程度)

車をご利用の場合
 熊本ICより約20分程度(劇場まで約7km)または益城熊本空港ICより約20分程度(劇場まで約7km)

参加申し込み方法

参加にあたっては、本開催要綱に同封しております「参加・宿泊・昼食・懇親会等の申し込みのご案内」をよくお読みいただき、「第5回生活困窮者自立支援全国研究交流大会」参加申込書にご記入のうえ、FAXまたは郵送でお申し込みください。

生活困窮者自立支援全国ネットワークにご入会いただいた場合は、参加費7,000円にて大会参加が可能です(年会費3,000円/懇親会費は別途)。

2日目は、第1~第9分科会の中から、それぞれ希望する分科会番号を第2希望までご記入ください。ただし、会場定員数の関係で、希望される分科会にご参加いただくことができない場合がありますので、ご了承ください。

セミナー2日目の昼食予約(※1食お茶代800円/税込み)を受け付けております。参加申込書の記入欄に○を記載してください。

請求書と参加券の送付

参加申込書受付後、参加費用請求書と参加券を郵送いたします。
 グループでお申込みの方には、代表者に一括して送付します。

申込締切日

2018年10月5日(金)

参加申込に関するお問い合わせ先

(株)JTBビジネスネットワーク JTB東北ECデスク
 「第5回生活困窮者自立支援全国研究交流大会」係
 〒170-0013 東京都豊島区東池袋3-23-14 ダイハツ・ニッセイ池袋ビル7F
 TEL/0120-989-960(フリーダイヤル) FAX/0120-937-224 (営業時間)平日9:00~18:00(土曜・日曜・祝日は休業)

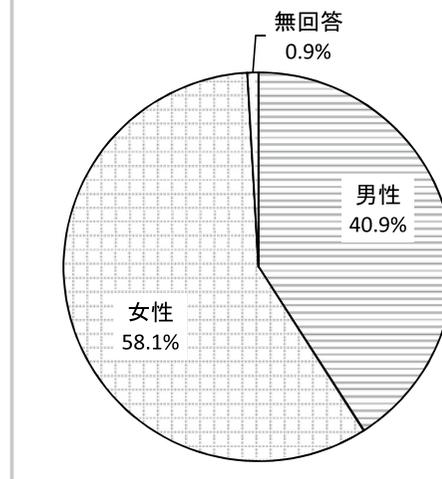
内容に関するお問い合わせ先

「第5回生活困窮者自立支援全国研究交流大会」実行委員会
 事務局:全国コミュニティライフサポートセンター
 〒981-0932 宮城県仙台市青葉区木町16-30 シンエイ木町ビル1階
 TEL/022-727-8730 FAX/022-727-8737
 大会URL:www.life-poor-support-japan.net

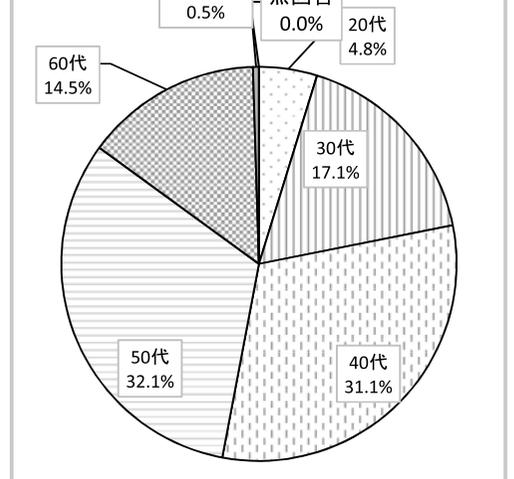
第5回生活困窮者自立支援全国研究交流大会 2018年11月10-11日【アンケート集計結果】 [有効回答数430件]

参加者の属性

① 性別



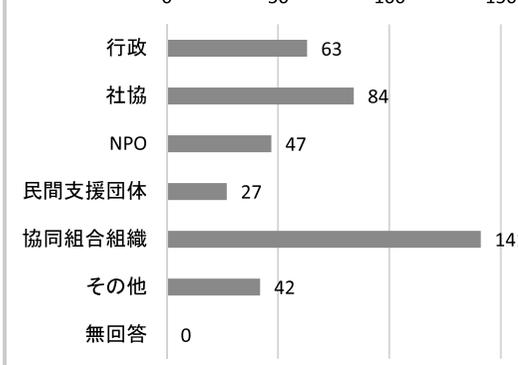
② 年代



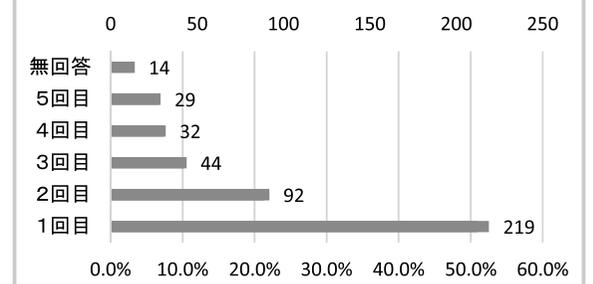
③ 住所(アンケート回答者)

北海道	10	東京都	22	滋賀県	5	香川県	1
青森県	2	神奈川県	5	京都府	1	愛媛県	4
岩手県	5	新潟県	4	大阪府	26	高知県	2
宮城県	2	富山県	2	兵庫県	4	福岡県	94
秋田県	4	石川県	0	奈良県	1	佐賀県	16
山形県	2	福井県	0	和歌山県	0	長崎県	11
福島県	1	山梨県	0	鳥取県	6	熊本県	64
茨城県	1	長野県	2	島根県	6	大分県	13
栃木県	0	岐阜県	1	岡山県	6	宮崎県	14
群馬県	1	静岡県	0	広島県	9	鹿児島県	12
埼玉県	4	愛知県	10	山口県	11	沖縄県	0
千葉県	6	三重県	9	徳島県	3	無回答	28

④ 所属

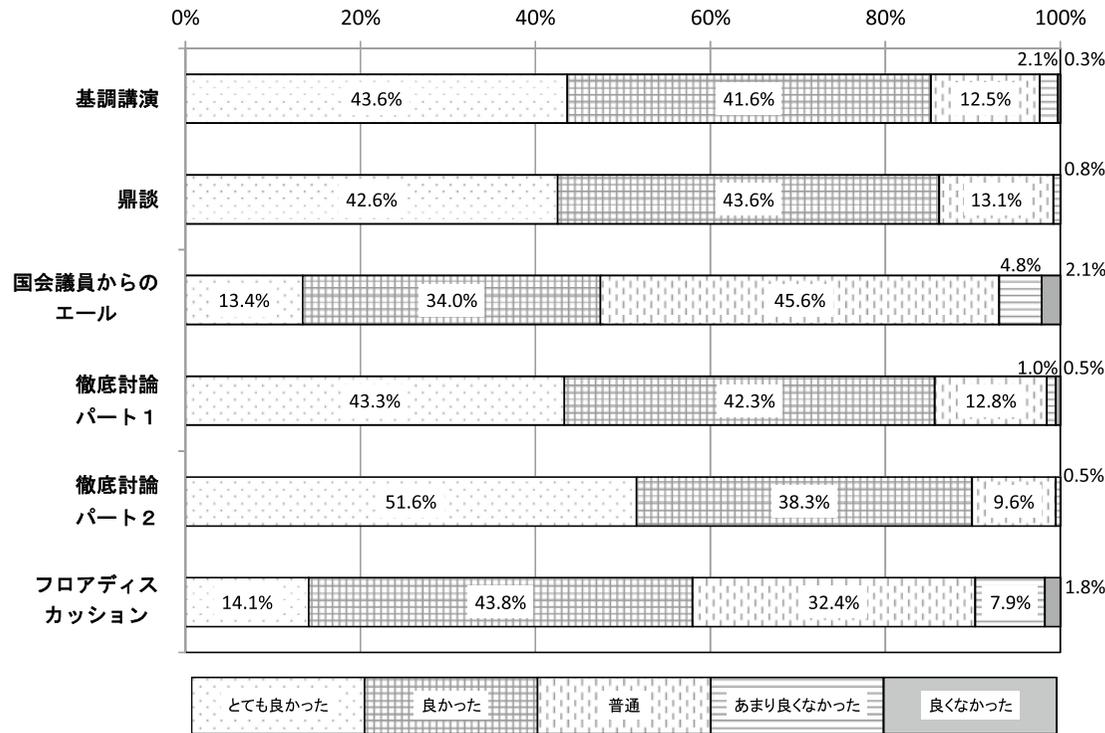


⑤ 参加回数

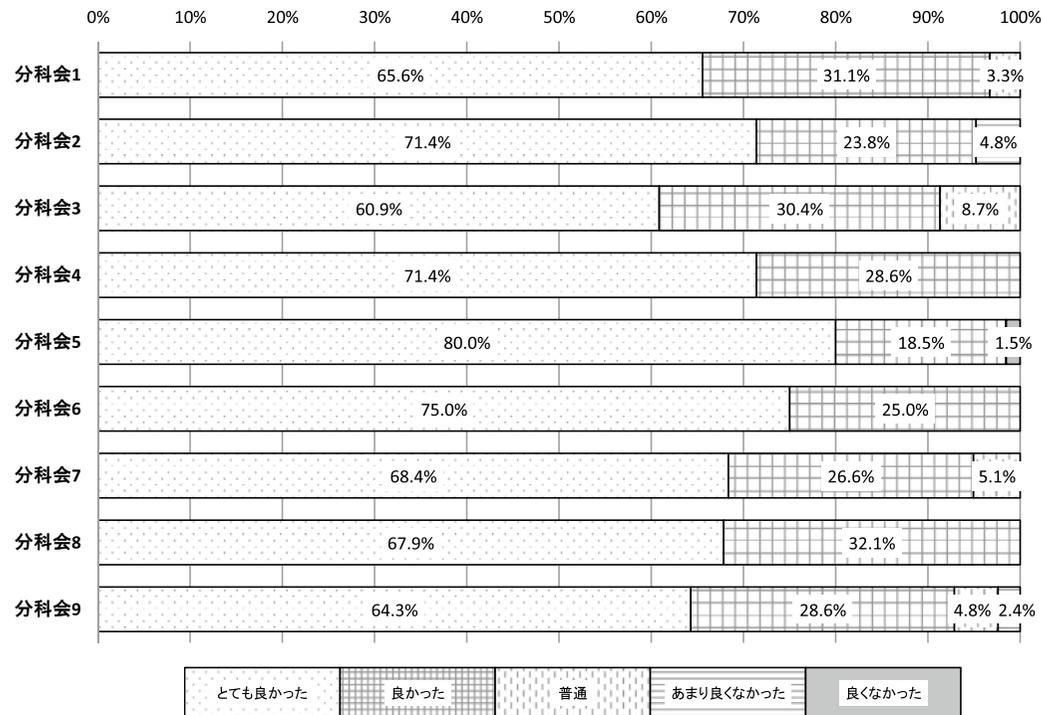


プログラムについて

1日目全体会の内容



2日目分科会の内容



自由記述

基調講演「横結の仕組みと人材」

- 今の社会が、何を必要として変わっていったのかを教えてくださいました。また、その上で必要な、横のつながりやSIの力なども知ることが出来ました。このことを頭に入れて、日頃の業務を行っていかうと思います。
- 生産人口減少を希望活動人口を増やすことで対応していくことの重要性。人は誰かに頼らないと生きていけないのだから、それを考えた自立した生活を目指す必要性を感じた。
- 人間の誕生から死、先生の話に引き込まれました。初等教育の大事さを感じました。共生の話、自然と人の共生、人との共生、簡単ではないことに気づいても目指していきたいと思いました。横に結びつくことの難しさ、現場で悩むことがあります、難しく当たり前だとわかることで気持ちを整理することも出来ました。
- やわらかい言葉の奥にある先生の温かい大きな想いを感じ、感動しました。実際現場にいますが、支援する側の中で横の関係が必要だと思えて人間がどこまでいるのか、疑問に思うことが多々あります。弱点の中の可能性についても同じくまずは自分からSIになれるよう自分と向き合い続けたいと思います。
- 従結みの構造社会の中で、孤立が進み、改正された自立支援法で横串の支援での人の結びつきを目指していくには、SI型の人間を育成することが必要であるという考えに同感しました。尊厳を守り社会的に孤立した人のプロセスを捉えることの大切さを日々感じます。

鼎談「地域共生社会を問にかけて」

- 三者三様でそれぞれの立場、役割からのお話を聞くことが出来た。一面、あるいは少ない面からしか感じたことがない社会や世界、価値観を多角的に捉えることが出来た。話が少し難しいと感じる場面もあったが、奥田さんのまとめは圧巻だった。
- 実際に自分が向き合う相談者にも孤立している方が多く、心に響くテーマだった。特に奥田さんの話は心に響き、共感した。しかし奥田さんの言われる“共生とはお互い断らないこと”という考え方は、この事業に関わるすべての人の共通認識には決してなっていないと日々現場で痛感する。
- 地域共生社会の意味、捉え方、非自立性であることが人とつながって生きること……など、今までやってきたものまたは目指すべきものなど、これからの方向性を考えることができた。
- 制度の根幹となる地域共生社会を目指すことについて、さまざまな視点からお話があり、とても勉強になりました。この制度についてたくさんの人に理解を広げていくこと、わかりづらから考える人を増やして連携先を考えていくことにつながる、などいろいろなヒントをいただきました。

国会議員からのエール

- 国会議員の方々が、生活困窮者自立支援法に関して、興味や感心をもっていることをあらためて理解しました。また、これからは、現場の人間と国会の人間が密接に関わり、利用者の真実のニーズを満たせるようになるといいなと考えます。
- 議員さんはさすが言葉が明瞭で言われることがよくわかった。各党の関わり方がよくわかった。今後は是非超党派で改定の執行に向けて頑張ってください。それぞれの議員方の生活困窮者自立支援法に関わった状況を話していただき、共生社会をともにつくっていかうというエールをいただきました。とても心強い思いになりました。
- 自立支援事業の立ち上げに努力された話などを聞くことが出来て、その事業に携わる者として、身が引き締め、やりがいを感じました。

徹底討論パート1「新生活困窮者自立支援法で何が変わったのか」

- 第一線で活躍されている方の現場のとてもリアルな話が聞けてよかったです。専門的な言葉などが難しく、理解出来ない事もありましたが、地域に住んでる方々が、自分たちで考えていくのがいいとはわかりませんが、そのようなコミュニティが無いので、自治体の動き、取り組みと一緒に住民自治を理解して行かなければと思いました。
- 朝比奈さんのコメントが素晴らしい、うなづくことばかりでした。ソーシャルワーク機能の問い直し、まったくです。
- 野崎室長の言葉、「社会の中で役割を持つことが地域づくりにつながる」、「困窮者自立支援法は地域共生社会に不可欠」と言われたことに、これまでの実践による成果と次の一歩が見えてきたと感じました。
- 谷口さんの不登校の子どもたちのサポートのお話、田嶋さんの障害のある方やひきこもりの方の仕事づくりのお話、朝比奈さんの生活支援センターのこれまでの取り組みと現在の課題に対する取り組みのお話、ここまで出来るんだと感動しました。もっと、自分の中から絞り出していく必要があると反省しました。また、共通のアセスメントシートのお話は実現してほしいと思いますし、その中に強みを入力出来るところをつくっていただきたいと思います。ありがとうございました。

徹底討論パート2「生活支援と生活困窮」
●熊本地震でたんぼぼハウスに支援関係にあり、名前を聞いていましたが、今回初めてどのような活動をされているのかがわかりました。障害児間の家族のレスパイト施設を検討しているのでは是非お話しに行ってみたくて思いました。東近江と鳥羽市の話は縦割りの頭が行政と思っていましたが、市役所の中心で叫べば立ち上がってくれる職員がいらっしゃる。2つの行政の未来は明るい！！と希望がもてました。とっても楽しいお話でした。ありがとうございました。
●お三人のお話は現場の具体的なお話でとてもわかりやすく、心に響いた。にしはらたんぼぼハウスさんの包容力が素晴らしいと思ったが、運営（金銭面）は大丈夫だろうかと心配になった。行政の若い方のセンスいいなと思った。
●村木さんのコーディネートのおかげで暖かさに包まれながら人間っていいなあと思わされるひとときでした。愛を叫ぶ人の周りには愛を求めて人が集まるんですね。それぞれいろいろな課題を抱えながら生きている。愛されたいけど愛されない。でも希望は捨てられない、いつかは叶うと信じていたい。みんなそう思っていると思っていきたいですね。
●にしはらたんぼぼハウスの障害者やアルコール依存症の方が同じ空間にいて互いに支え合っておられるお話、眞弓さんの当事者の力、当事者主体で答えが当事者にあるとお話をお聞きして驚くとともに、私自身がまだまだ利用者の方の力を信じるのが足りないんだと反省しました。また、齋藤さんのお話からは全体像が見えてるとこんな大きな改革も出来るんだと、もっともっと広く知識を入れて視野を広げていかなければならないと思いました。
フロアディスカッション
●市役所内の方で、横につながろう！という気持ちをおもちの方がいらっしゃる事は嬉しいです！頑張ってもらいます！すぐには変わらないですが、枠を越えていく勇気応援しています。
●実際に現場で活動されている方の質問に的確に答えていただけてよかったと思います。
●テーマを絞り込んだ方が質問が出やすいと思えました。短い時間を有効に使うためにも前もって質問、意見を収集しておくことはいかがでしょうか。
分科会1「地域が担う(創る)就労支援ー『共に働く』地域づくりをめざして」
●素晴らしい！困窮者支援の枠組みに収まりきれない活動こそ、真に困窮者支援スタイルである、とあらためて思いました。田嶋さんの最後のまとめや富田さんのお話は、同年代の人間として、社会改革の可能性に言及されたものとして受け止めたいと思います。
●会社を経営されている、雇う側の意見を聞けるのは、就労支援をする中で新しい視点をもらえたように思えます。
分科会2「従事者お悩み相談(従事者限定・グループワーク)」
●この対象者といつになったら手が切れるのかな、切れないんだろうなと漠然と日々思っていました。応援できる人を多くつくることで、ある程度は解決することがわかったが、個人情報の開示に敏感な方に対しては時間がかかりそうだ。
●他の自治体で活躍されている皆さんからのお話を聞いて状況を知ることが出来た。加えて、アドバイザーの方々からお話をいただき、悩みの多い毎日ですが、光が見えたように思います。この光を糧に自分のスキルアップをしていきたいです。
分科会3 現地企画1「任意事業100%実施だからできたこと」～熊本地震における被災者支援の取り組みとは～
●東日本大震災時はモデル事業しかなかったこの事業が、熊本で機能しているのは大変参考になった。任意事業の必要性もよくわかるものだった。
●子どもの学習支援事業を実施していく中で子どもが明るくなったり、学校へ登校できるようになったり、居場所づくりが出来てとてもいいことと思います。また、家計相談支援事業の効果もすごいです。
分科会4 現地企画2「生活困窮者支援はチームワーク～一体的実施を事例から学ぼう～」
●都市部（政令市）における困窮者支援の流れや特徴、課題、工夫がよくわかり、同じ政令市社協（堺市）として、とても参考になりました。都市部（中核市以上くらい）の課題もたくさん、資源もたくさんあるのに、うまくコーディネートするのは難しいと悩んでいますので、同じような悩みを抱える地域性で情報交換がしたいです。
●事例をモデルに、各関係者皆さんのお話が聞けてより一層イメージがもてました。今後の課題は多いかと思いますが、実務に関わる皆様のご苦勞が報われるよう切に祈ります。本当にお疲れ様です。
分科会5「学習・生活支援事業」から困難を抱える子ども・若者支援の在り方を問う
●パネラーの方々がお話の体験をきっかけにこういう支援に取り組む事になったことに感動しました。他団体や法人等関係をつくるのにも細やかな配慮や努力があって連携出来るのもわかりました。子どもの居場所や学習支援は今後どんどん増えそうです。親友伴走していただけるのもすごいです。行政との連携は心強いと思います。これから子どもの学習支援が強化されていきそうに期待していきたいです。
●“人と人とがふれあうやさしくて、あったかいにぎわいを地域に創る”。当たり前のようで、今難しくなっている事を、是非出来たらいいなと思う。福祉を特別なものにするのではなく、人々の特別感をなくしていけたらいいと思う。

分科会6「どうする居住支援・一時生活支援！」
●居住支援と一時生活支援について、各パネラーの立場から話をさせていただき、改正のポイントが何となく具体的につかめたような気がします。従来の困窮者支援法や生活保護法との兼ね合いのなかでセーフティネットをどう活用するのかを含め、今後地元でも多くの人と問題共有出来れば……と思いました。
●愛子ハウスさんのやってみたくてという内容に、日常生活支援事業についてあらためて考えるきっかけになりました。住み慣れたところに住み続けたいと思う権利や気持ちを大切にしたい伴走型支援の必要性を強く感じました。
●居住支援についても持続出来るアイデアとして、「あえて企業化する」というのは目からうろこでした。
分科会7「家計改善支援をさらに広げ、生活困窮者支援を盛り上げよう！～家計改善支援員全員集合！皆で語り合おう明日からの支援」
●チーム家計改善全員集合！と思える分科会でした。全国で専任相談員よりも兼任の方がとても多いことがわかり、また、その兼任の事業内容の多さにも驚きました。一人一人の相談内容はとても重たくて、相談員の悩みやストレスを減らすためにも予算をとってほしいなあと思います。一人でも困窮者を救えるように頑張っていきたいと思いました。
●フロアを交えた討論で、それぞれの県・市・社協・法人がいろいろな方法で家計相談をやっている、もしくはやろうと頑張っている実情がよくわかりました。先生方も言われていた「チーム家計改善」、これだけ多くの仲間がいることを心強く思いました。私自身さまざまな業務と兼務していきついなあと思っていたところでした。ありがとうございました。
分科会8「自治体の役割を問い直す」10代後半期以降の若者支援と自治体への期待～進路・就労の課題に向き合う自治体施策とは…？～
●行政で仕組みをつくって奮闘しているいらっしゃるお話、困難な状況を抱えた生徒の比率が高い中でさまざまな実践をされている話、現場での事例の紹介（DVDは涙なしには見られませんでした）、みなさんの横のつながりを大切にされている実践が、もっともっと全国に広がり、当たり前の中になればいいと思いました。
●自治体の役割に関して、今までの体制だと、利用者の状況も大きく異なることもあり、変化させる必要があると理解出来ました。その中で、私たちが無意識に行っていることが、利用者たちにとっては、理解出来ないものがあることも学びました。そのため、今後は、今まで行っていたことを見直して、現在とすり合わせを行っていききたいと思えます。
分科会9 続・地域力「地域生活自立支援と地域住民の主体性による地域共同」
●地域にどう受け入れられ根ざしていくか、現実的課題なので「分科会9」に参加した。都市部の課題、農山村部での課題は違うのかと少し思った。川根地区の取り組みは住民皆さんそのものの困りごとから出発しておられるだけあって活動の力強さ、説得力が地域住民に対して明確で強く、すごい！のひとこと。ふき窪団、ひなたぼっここの受容についてもやはり地域の方の主体の問題が大きく関わるのではと考える。地域でひっぱり手キーパーソンが欠かせない要素であるようだ。その方がいなくなっても継続出来るにはどうするのか伺ってみたい。発表をした各団体の現場、どこも見学に向ってみたいという想いを強くした。
●個別支援から地域ではなく地域の取り組みから個別支援へ。特化しない活動によってさまざまな人がつながる取り組み。行政に頼ると地域がなくなる。自分の地域は自分で守る。支える側、支えられる側に分けずに、いざという時には支える側になりうる。そうした言葉が印象に残った。
生活困窮者自立支援全国研究交流大会について【意見・要望】
●研究交流大会に参加して、いろいろな課題、問題点などが浮かび上がり、あのと時のケースは「こうすればよかったんだ」など、大変勉強になったと思います。明日以降、実践で活用していければと思います。2日間ありがとうございました。
●トイレが少なかった。駅からの案内、大変ありがたかったです。号外、すごいですね！振り返りがすぐ出来、よかったです。まとめが聞き取りづらかったです。号外よろしくお願いします。メモ欄が2～3ページ、巻末につくと嬉しいです。初日、2日目シャトルバスや臨時バスがあると本当に助かります（運賃がかかってもいいので）。懇親会後、タクシー待ちの行列が、バスがあるとわかり、広めたのでよかったです。アナウンスしてもらえたらよかったかも。懇親会、お弁当グリーンコープさんありがとうございました。
●多岐にわたる取り組み、関係者なので、仕方ないのかもと思うが、1日目のスケジュールは詰め込み過ぎて消化不良の感あり。もう少しゆったりとしたスケジュールだと思う。パネラーの方々の専門性から難しい専門用語がいくつか出てきたのが未消化の一つの要因。もう少しゆっくり、専門用語の場合は注釈を入れていただきたい。孤立社会に向かっていくことや家計改善の重要性が全体のあちこちで出されたことが印象に残った。この2日間共有出来たことが、この法に関するすべての支援者と共有出来たらいいと思う（この大会参加ができなかった人を含め）。
●たくさんの団体の力が1つになって開催出来ているのを感じています。情報の報告や共有が必要なので、これからも広がってほしいです。同じ思いの人たち、同じ業種の人たちが集結することで、情報交換や課題の共有が出来て、皆、明日からのパワーになると思いました。

「一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク」の会員募集

別紙趣意書のとおり、生活困窮者自立支援全国ネットワークを設立致しました。

生活困窮者支援の体制が全国で構築されるに当たり、幅広い各層の参加が大切と考えますので、是非、会員としてご参加いただけますようお願いいたします。

1. 趣意

○生活困窮者自立支援制度の導入を踏まえ、現場で生活困窮者に対する支援に携わる支援員（以下「支援員」）や学識経験者が、職種や所属等を超えて相互に交流し、資質の維持・向上や関係者間の連携の確保を図るとともに、関連政策の推進を図っていくことを目的とする。

2. 組織

- 生活困窮者自立支援制度における「自立相談支援事業」、「就労準備支援事業」、「就労訓練事業」、「一時生活支援事業」、「家計相談支援事業」または「学習等支援事業」などに携わる支援員若しくは学識研究者、行政関係者であって、本ネットワークの趣旨に賛同する個人を社員および会員とし、応援する団体を賛助団体とする組織とする。
- 本ネットワークは、社員および会員からの会費収入、賛助団体からの会費および特別会費等によって運営するものとする。

3. 主な活動内容

- 「全国研究交流大会」の開催
全国の支援員や学識経験者、行政関係者等幅広い関係者が集い、現場の活動を踏まえた研究発表やシンポジウム、ワークショップなどによる意見交換、政策提言を行うことを目的として「全国研究交流大会」を定期的（年1回程度）に開催する。
- 支援員に対する「実践的研修セミナー（仮称）」の開催及び情報交換等
現任の支援員を対象に「実践的研修セミナー」の開催（全国各地で複数回開催）及び情報交換等、支援員の実践的な能力と資質向上を目指す。
- 行政等に対する政策提言など
生活困窮者自立支援の現場の意見を集約し、必要に応じて行政等に対して政策提言を行う。
- その他前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

会員加入申込書

「一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク」事務局 御中

「一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク」の趣旨に賛同し、会員の申込みをおこない、年会費3,000円の支払いに同意します。

平成 年 月 日

（ふりがな） 氏 名	
住 所 （郵送先）	宛名： （所属先などに郵送する場合はそちらをご記入ください。）
	住所：〒 -
連 絡 先 電話番号	TEL 携帯 電話連絡の優先（どちらかに○） TEL優先 携帯優先
連 絡 用 メールアドレス	

〈連絡先〉

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 事務局長 行岡みち子
〒169-0072 東京都新宿区大久保2-4-15 サンライズ新宿3F
TEL 03-3232-6131（問い合わせは092-481-6873）
FAX 092-481-7886

※加入申込書はFAXかメールでお願いします。

メールの送り先は info@life-poor-support-japan.net です。

※入会金、会費は、下記に振込みをお願いします。

会員期間は事業年度（10/1～9/30）となります。大会に参加される場合は、大会参加費から会費を振り替えますので、別途支払われる必要はありません。

福岡銀行 博多駅前支店（店番231）普通3236280

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク 事務局長 行岡みち子

- ・年会費は3,000円です。（年会費以外に、カンパにもご協力いただける場合は、下記に金額をご記入ください。）
- ・会費等の振込みの際は会員氏名でお願いします。上記に記載のない団体名などで振り込まれる場合は、事前に事務局までご連絡いただきますようお願い致します。

振込金額	年会費 3,000円	カンパ金	円	合計	円
------	------------	------	---	----	---

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク 役員一覧

〈役員〉

役 職	氏 名	所 属
代表理事	岡崎 誠也	高知市長
代表理事	宮本 太郎	中央大学
代表理事	奥田 知志	認定NPO法人 抱樸
理 事	池田 徹	社会福祉法人 生活クラブ風の村
理 事	櫛部 武俊	一般社団法人 釧路社会的企業創造協議会
理 事	渋谷 篤男	日本社会事業大学専門職大学院
理 事	生水 裕美	野洲市役所
理 事	田嶋 康利	日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会
理 事	新里 宏二	新里・鈴木法律事務所
理 事	西岡 正次	A'ワーク創造館(大阪地域職業訓練センター)
理 事	原田 正樹	日本福祉大学
理 事	野崎 吉康	社会福祉法人 全国社会福祉協議会
監 事	駒村 康平	慶應義塾大学
事務局長	行岡みち子	グリーンコープ生活協同組合連合会
事務局次長	池田 昌弘	NPO法人 全国コミュニティライフサポートセンター
研修委員	谷口 仁史	NPO法人 NPOスチューデント・サポート・フェイス
顧 問	村木 厚子	

「第5回生活困窮者自立支援全国研究交流大会」報告書

2019年3月31日



一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

〒169-0072

東京都新宿区大久保2-4-15 サンライズ新宿3階

TEL 03-3232-6131 FAX 092-481-7886

E-mail info@life-poor-support-japan.net

URL <https://www.life-poor-support-japan.net/>

編 集 / 全国コミュニティライフサポートセンター

デザイン・印刷 / 東北紙工株式会社